

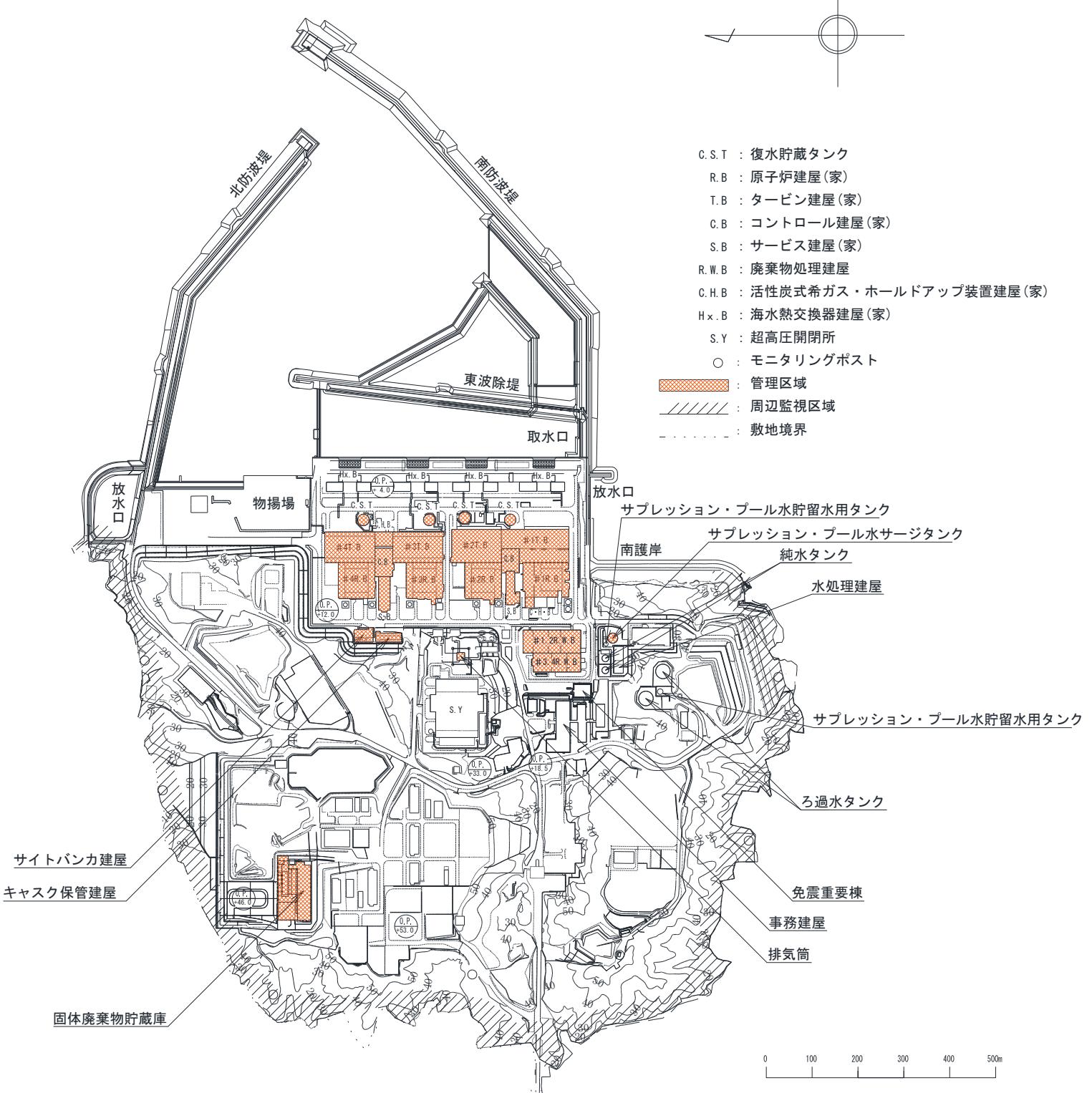
## 福島第二原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前			補正後			理由
7	四 第4-2表 廃止措置対象 施設(1/5)	第4-2表 廃止措置対象施設(1/5)			第4-2表 廃止措置対象施設(1/5)			<p>・廃止措置対象施設の変更(使用済燃料輸送容器の追加)</p>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																			
9	四 第4-2表 廃止措置対象 施設 (3/5)	<p>第4-2表 廃止措置対象施設 (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">放射性廃棄物 の廃棄施設</td> <td rowspan="5">気体廃棄物 の廃棄設備</td> <td>空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>減衰管</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">液体廃棄物 の廃棄設備</td> <td>低電導度廃液系<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液系<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>除染廃液系<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>油ドレン系<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">固体廃棄物 の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>固化装置<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>減容装置<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物 の廃棄設備	空気抽出器	再結合器	減衰管	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	排気筒	液体廃棄物 の廃棄設備	低電導度廃液系 <sup>※4</sup>	高電導度廃液系 <sup>※4</sup>	洗濯廃液系 <sup>※1</sup>	除染廃液系 <sup>※4</sup>	シャワ・ドレン系 <sup>※3</sup>	油ドレン系 <sup>※4</sup>	固体廃棄物 の廃棄設備	使用済樹脂槽 <sup>※1</sup>	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 <sup>※1</sup>	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽 <sup>※2</sup>	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク <sup>※1</sup>	濃縮洗濯廃液タンク <sup>※1</sup>	サイトバンカ <sup>※1</sup>	固化装置 <sup>※1</sup>	減容装置 <sup>※1</sup>	減容装置	乾燥装置 <sup>※1</sup>	雑固体廃棄物焼却設備 <sup>※1</sup>	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1</sup>	<p>第4-2表 廃止措置対象施設 (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建家)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">放射性廃棄物 の廃棄施設</td> <td rowspan="5">気体廃棄物 の廃棄設備</td> <td>空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>再結合器</td> </tr> <tr> <td>減衰管</td> </tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホールドアップ装置</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">液体廃棄物 の廃棄設備</td> <td>低電導度廃液系<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液系<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>洗濯廃液系<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>除染廃液系<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>油ドレン系<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">固体廃棄物 の廃棄設備</td> <td>使用済樹脂槽<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>固化装置<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>減容装置<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> </tr> <tr> <td>乾燥装置<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物移送容器<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物 の廃棄設備	空気抽出器	再結合器	減衰管	活性炭式希ガス・ホールドアップ装置	排気筒	液体廃棄物 の廃棄設備	低電導度廃液系 <sup>※4</sup>	高電導度廃液系 <sup>※4</sup>	洗濯廃液系 <sup>※1</sup>	除染廃液系 <sup>※4</sup>	シャワ・ドレン系 <sup>※3</sup>	油ドレン系 <sup>※4</sup>	固体廃棄物 の廃棄設備	使用済樹脂槽 <sup>※1</sup>	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 <sup>※1</sup>	原子炉冷却材浄化系受けタンク	燃料プール冷却浄化系受けタンク	復水浄化系沈降分離槽 <sup>※2</sup>	復水浄化系受けタンク	濃縮廃液タンク <sup>※1</sup>	濃縮洗濯廃液タンク <sup>※1</sup>	サイトバンカ <sup>※1</sup>	固化装置 <sup>※1</sup>	減容装置 <sup>※1</sup>	減容装置	乾燥装置 <sup>※1</sup>	雑固体廃棄物焼却設備 <sup>※1</sup>	固体廃棄物移送容器 <sup>※1</sup>	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1</sup>	<p>・廃止措置対象施設の変更 (固体廃棄物移送容器の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																																					
放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物 の廃棄設備	空気抽出器																																																																					
		再結合器																																																																					
		減衰管																																																																					
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置																																																																					
		排気筒																																																																					
	液体廃棄物 の廃棄設備	低電導度廃液系 <sup>※4</sup>																																																																					
		高電導度廃液系 <sup>※4</sup>																																																																					
		洗濯廃液系 <sup>※1</sup>																																																																					
		除染廃液系 <sup>※4</sup>																																																																					
		シャワ・ドレン系 <sup>※3</sup>																																																																					
		油ドレン系 <sup>※4</sup>																																																																					
	固体廃棄物 の廃棄設備	使用済樹脂槽 <sup>※1</sup>																																																																					
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 <sup>※1</sup>																																																																					
		原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																					
		燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																																					
復水浄化系沈降分離槽 <sup>※2</sup>																																																																							
復水浄化系受けタンク																																																																							
濃縮廃液タンク <sup>※1</sup>																																																																							
濃縮洗濯廃液タンク <sup>※1</sup>																																																																							
サイトバンカ <sup>※1</sup>																																																																							
固化装置 <sup>※1</sup>																																																																							
減容装置 <sup>※1</sup>																																																																							
減容装置																																																																							
乾燥装置 <sup>※1</sup>																																																																							
雑固体廃棄物焼却設備 <sup>※1</sup>																																																																							
固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1</sup>																																																																							
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称																																																																					
放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物 の廃棄設備	空気抽出器																																																																					
		再結合器																																																																					
		減衰管																																																																					
		活性炭式希ガス・ホールドアップ装置																																																																					
		排気筒																																																																					
	液体廃棄物 の廃棄設備	低電導度廃液系 <sup>※4</sup>																																																																					
		高電導度廃液系 <sup>※4</sup>																																																																					
		洗濯廃液系 <sup>※1</sup>																																																																					
		除染廃液系 <sup>※4</sup>																																																																					
		シャワ・ドレン系 <sup>※3</sup>																																																																					
		油ドレン系 <sup>※4</sup>																																																																					
	固体廃棄物 の廃棄設備	使用済樹脂槽 <sup>※1</sup>																																																																					
		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 <sup>※1</sup>																																																																					
		原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																					
		燃料プール冷却浄化系受けタンク																																																																					
復水浄化系沈降分離槽 <sup>※2</sup>																																																																							
復水浄化系受けタンク																																																																							
濃縮廃液タンク <sup>※1</sup>																																																																							
濃縮洗濯廃液タンク <sup>※1</sup>																																																																							
サイトバンカ <sup>※1</sup>																																																																							
固化装置 <sup>※1</sup>																																																																							
減容装置 <sup>※1</sup>																																																																							
減容装置																																																																							
乾燥装置 <sup>※1</sup>																																																																							
雑固体廃棄物焼却設備 <sup>※1</sup>																																																																							
固体廃棄物移送容器 <sup>※1</sup>																																																																							
固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1</sup>																																																																							

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
13	四 第4-2図 管理区域全体 図	 <p>第4-2図 管理区域全体図</p> <p>補正前</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図の明瞭化</li> </ul> <p>C.S.T : 復水貯蔵タンク R.B : 原子炉建屋(家) T.B : タービン建屋(家) C.B : コントロール建屋(家) S.B : サービス建屋(家) R.W.B : 廃棄物処理建屋 C.H.B : 活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建屋(家) Hx.B : 海水熱交換器建屋(家) S.Y : 超高圧開閉所 ○ : モニタリングポスト ■ : 管理区域 // : 周辺監視区域 - - - : 敷地境界</p>	

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
13	四 第4-2図 管理区域全体 図	<p>第4-2図 管理区域全体図</p>	・図の明瞭化

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

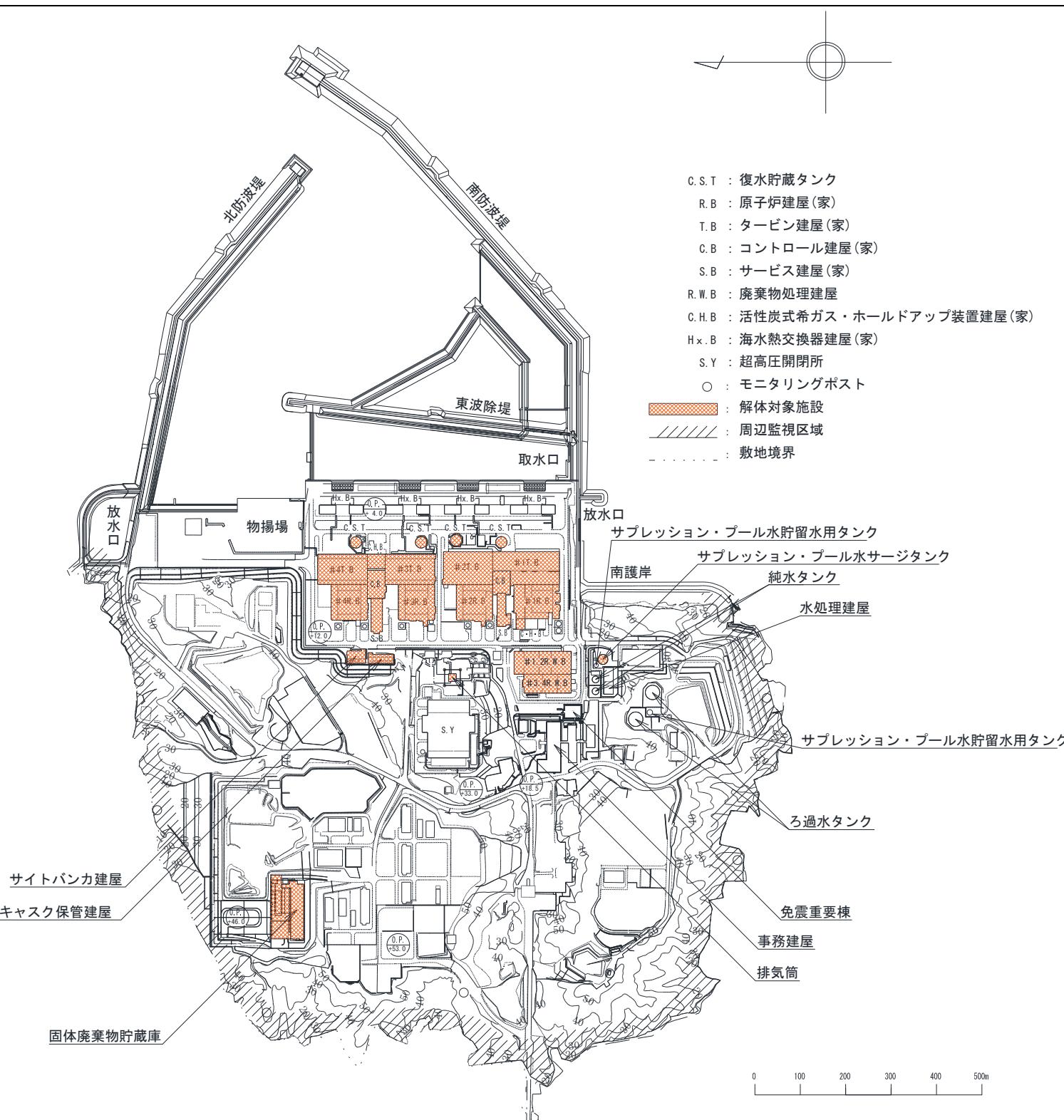
頁	補正箇所	補正前			補正後			理由	
24	五 第5-1表 解体対象施設 (1/5)	第5-1表 解体対象施設 (1/5)			第5-1表 解体対象施設 (1/5)			<p>・解体対象施設の変更 (使用済燃料輸送容器 の追加)</p>	

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前			補正後			理由
26	五 第5-1表 解体対象施設 (3/5)	第5-1表 解体対象施設 (3/5)			第5-1表 解体対象施設 (3/5)			

- ・解体対象施設の変更  
(固体廃棄物移送容器の追加)

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
30	五 第5-1図 解体対象施設 の配置	 <p>第5-1図 解体対象施設の配置</p>	・図の明瞭化

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
30	五 第5-1図 解体対象施設 の配置	<p>第5-1図 解体対象施設の配置</p>	・図の明瞭化

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
32	六 1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方	<p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方</p> <p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料が1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能、冷却浄化等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が1号炉原子炉建家内の核燃料物質貯蔵設備から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方</p> <p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については、使用済燃料等が1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能、冷却浄化等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が1号炉原子炉建家内の核燃料物質貯蔵設備から搬出が完了するまでの期間、燃料取扱機能、臨界防止機能、燃料落下防止機能及び性能を維持管理し、<u>使用済燃料の構内輸送が完了するまでの期間、使用済燃料を適切に構内輸送するため、臨界防止機能、除熱機能、密封機能、放射線遮蔽機能及び性能を維持管理</u>する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（使用済燃料貯蔵設備の性能維持期間及び機能を見直し）</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
32	六	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方	
33	1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方(つづき)	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物、<u>放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物</u>を適切に処理<u>処分</u>するため、<u>処理機能及び性能を維持管理する</u>。また、<u>貯蔵</u>している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまでの期間、放射性固体廃棄物を適切に貯蔵するため、<u>貯蔵機能及び性能を維持管理する</u>。</p>	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物<u>及び</u>放射性液体廃棄物を適切に処理するため、<u>放射性廃棄物処理機能及び性能を維持管理する</u>。また、<u>放射性固体廃棄物の処理が完了する又は貯蔵</u>している放射性固体廃棄物の<u>取り出し若しくは</u>廃棄が完了するまでの期間、放射性固体廃棄物を適切に<u>処理又は貯蔵</u>するため、<u>放射性廃棄物処理機能、放射性廃棄物貯蔵機能及び性能を維持管理し、使用済制御棒等の構内輸送が完了するまでの期間、使用済制御棒等を適切に構内輸送するため、放射線遮蔽機能及び性能を維持管理</u>する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（放射性廃棄物の廃棄施設の性能維持期間、機能及び性能を見直し）</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
33	六 1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方 (つづき)	<p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方</p> <p>(6) 非常用電源設備については、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまでの期間、発電用原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>1. 性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方</p> <p>(6) 非常用電源設備については、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している使用済燃料の搬出完了又は各建家の各エリアに設置されている設備の供用終了までの期間、発電用原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能及び性能を維持管理する。</p>	・記載の適正化（蓄電池の性能維持期間を見直し）

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																								
35	六 第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付 帶する施設及 び設備)(1/ 8)	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (1/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th> <th>設備等 区分</th> <th>位置, 構造及び設備 維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>放射線遮蔽 体</td> <td>原子炉圧力容器器周囲 のコンクリート壁 原子炉格納容器外周 の壁</td> <td>1式 既許認可どおり 1式 既許認可どおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であることがあること</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質取扱 設備</td> <td>核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設</td> <td>燃料取替機 (1号炉 原子炉建家原子炉棟 内) ※<sub>2</sub> 原子炉建家原子炉 内) ※<sub>2</sub></td> <td>1台 既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 臨界防止機能 (炉心内及び炉心と 燃料ブールとの間の 燃料取扱機能は除 &lt;)。</td> <td>燃料集合体を取扱い中, 動 力電源が喪失した場合に燃 料集合体が停止した位置に て保持される状態であるこ と 燃料集合体の取扱い中に燃 料集合体が破損しないよう 正常に動作する状態である こと</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯 蔵</td> <td></td> <td>キヤスク除染装置 (1号炉原子炉棟内) ※<sub>2</sub> 原子炉棟内)</td> <td>1台 既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 燃料落下方止機能</td> <td>1号炉に貯蔵してい る新燃料及び使用済 燃料の搬出が完了す るまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新燃料貯蔵施設</td> <td></td> <td>1式 既許認可どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料集合体等が臨界に達す る変形等有意な欠陥がな い状態であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1号炉に貯蔵してい る新燃料の搬出が完 了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 維持台数	機能	性能	維持期間	原子炉本体	放射線遮蔽 体	原子炉圧力容器器周囲 のコンクリート壁 原子炉格納容器外周 の壁	1式 既許認可どおり 1式 既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であることがあること	核燃料物質取扱 設備	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	燃料取替機 (1号炉 原子炉建家原子炉棟 内) ※ <sub>2</sub> 原子炉建家原子炉 内) ※ <sub>2</sub>	1台 既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 (炉心内及び炉心と 燃料ブールとの間の 燃料取扱機能は除 <)。	燃料集合体を取扱い中, 動 力電源が喪失した場合に燃 料集合体が停止した位置に て保持される状態であるこ と 燃料集合体の取扱い中に燃 料集合体が破損しないよう 正常に動作する状態である こと	核燃料物質貯 蔵		キヤスク除染装置 (1号炉原子炉棟内) ※ <sub>2</sub> 原子炉棟内)	1台 既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下方止機能	1号炉に貯蔵してい る新燃料及び使用済 燃料の搬出が完了す るまで		新燃料貯蔵施設		1式 既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等が臨界に達す る変形等有意な欠陥がな い状態であること						1号炉に貯蔵してい る新燃料の搬出が完 了するまで	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (1/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th> <th>設備等 区分</th> <th>位置, 構造及び設備 維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>放射線遮蔽 体</td> <td>原子炉圧力容器器周囲 のコンクリート壁 原子炉格納容器外周 の壁</td> <td>1式 既許認可どおり 1式 既許認可どおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質取扱 設備</td> <td>核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設</td> <td>燃料取替機 (1号炉 原子炉建家原子炉棟 内) ※<sub>2</sub> 原子炉建家原子炉 内) ※<sub>2</sub></td> <td>1台 既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 臨界防止機能 (炉心内及び炉心と 燃料ブールとの間の 燃料取扱機能は除 &lt;)。</td> <td>燃料集合体を取扱い中, 動 力電源が喪失した場合に燃 料集合体が停止した位置に て保持される状態であるこ と 燃料集合体の取扱い中に燃 料集合体が破損しないよう 正常に動作する状態である こと</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯 蔵</td> <td></td> <td>キヤスク除染装置 (1号炉原子炉棟内) ※<sub>2</sub> 原子炉棟内)</td> <td>1台 既許認可どおり</td> <td>燃料取扱機能 燃料落下方止機能</td> <td>1号炉に貯蔵してい る新燃料及び使用済 燃料の搬出が完了す るまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新燃料貯蔵施設</td> <td></td> <td>1式 既許認可どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料集合体等の臨界防止に 影響するような変形等有意 な損傷がない状態であるこ と</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1号炉に貯蔵してい る新燃料の搬出が完 了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 維持台数	機能	性能	維持期間	原子炉本体	放射線遮蔽 体	原子炉圧力容器器周囲 のコンクリート壁 原子炉格納容器外周 の壁	1式 既許認可どおり 1式 既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	核燃料物質取扱 設備	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	燃料取替機 (1号炉 原子炉建家原子炉棟 内) ※ <sub>2</sub> 原子炉建家原子炉 内) ※ <sub>2</sub>	1台 既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 (炉心内及び炉心と 燃料ブールとの間の 燃料取扱機能は除 <)。	燃料集合体を取扱い中, 動 力電源が喪失した場合に燃 料集合体が停止した位置に て保持される状態であるこ と 燃料集合体の取扱い中に燃 料集合体が破損しないよう 正常に動作する状態である こと	核燃料物質貯 蔵		キヤスク除染装置 (1号炉原子炉棟内) ※ <sub>2</sub> 原子炉棟内)	1台 既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下方止機能	1号炉に貯蔵してい る新燃料及び使用済 燃料の搬出が完了す るまで		新燃料貯蔵施設		1式 既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等の臨界防止に 影響するような変形等有意 な損傷がない状態であるこ と						1号炉に貯蔵してい る新燃料の搬出が完 了するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (新燃料貯蔵施設の性能については、性能維持施設そのものに有意な損傷がないことを明確化)</li> </ul>
施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 維持台数	機能	性能	維持期間																																																																							
原子炉本体	放射線遮蔽 体	原子炉圧力容器器周囲 のコンクリート壁 原子炉格納容器外周 の壁	1式 既許認可どおり 1式 既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であることがあること																																																																							
核燃料物質取扱 設備	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	燃料取替機 (1号炉 原子炉建家原子炉棟 内) ※ <sub>2</sub> 原子炉建家原子炉 内) ※ <sub>2</sub>	1台 既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 (炉心内及び炉心と 燃料ブールとの間の 燃料取扱機能は除 <)。	燃料集合体を取扱い中, 動 力電源が喪失した場合に燃 料集合体が停止した位置に て保持される状態であるこ と 燃料集合体の取扱い中に燃 料集合体が破損しないよう 正常に動作する状態である こと																																																																							
核燃料物質貯 蔵		キヤスク除染装置 (1号炉原子炉棟内) ※ <sub>2</sub> 原子炉棟内)	1台 既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下方止機能	1号炉に貯蔵してい る新燃料及び使用済 燃料の搬出が完了す るまで																																																																							
	新燃料貯蔵施設		1式 既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等が臨界に達す る変形等有意な欠陥がな い状態であること																																																																							
					1号炉に貯蔵してい る新燃料の搬出が完 了するまで																																																																							
施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 維持台数	機能	性能	維持期間																																																																							
原子炉本体	放射線遮蔽 体	原子炉圧力容器器周囲 のコンクリート壁 原子炉格納容器外周 の壁	1式 既許認可どおり 1式 既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること																																																																							
核燃料物質取扱 設備	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	燃料取替機 (1号炉 原子炉建家原子炉棟 内) ※ <sub>2</sub> 原子炉建家原子炉 内) ※ <sub>2</sub>	1台 既許認可どおり	燃料取扱機能 臨界防止機能 (炉心内及び炉心と 燃料ブールとの間の 燃料取扱機能は除 <)。	燃料集合体を取扱い中, 動 力電源が喪失した場合に燃 料集合体が停止した位置に て保持される状態であるこ と 燃料集合体の取扱い中に燃 料集合体が破損しないよう 正常に動作する状態である こと																																																																							
核燃料物質貯 蔵		キヤスク除染装置 (1号炉原子炉棟内) ※ <sub>2</sub> 原子炉棟内)	1台 既許認可どおり	燃料取扱機能 燃料落下方止機能	1号炉に貯蔵してい る新燃料及び使用済 燃料の搬出が完了す るまで																																																																							
	新燃料貯蔵施設		1式 既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等の臨界防止に 影響するような変形等有意 な損傷がない状態であるこ と																																																																							
					1号炉に貯蔵してい る新燃料の搬出が完 了するまで																																																																							

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																				
36	六 第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付 帶する施設及 び設備) (2 ／8)	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (2／8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 区分</th><th>位置, 構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核 燃料 物質 の取 扱 設 施 及 び 貯 藏 設 施</td><td>使用清燃料プール水 の漏えいを監視する 設備</td><td>既許認可どおり</td><td>放射線遮蔽機能</td><td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td><td>1号炉に貯蔵している使用清燃料の搬出が完了するまで</td></tr> <tr> <td>使用清燃料貯 藏設備 (1号炉 原子炉 建家原 子炉 内)</td><td>既許認可どおり</td><td>臨界防止機能</td><td>燃料集合体等が臨界に達する变形等有意な欠陥がない状態であること</td><td>1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで</td></tr> <tr> <td rowspan="2">核 燃料 物質 貯 藏 設 備</td><td>使用清燃料プール水 の漏えいを監視する設備</td><td>既許認可どおり</td><td>水位及び漏えいの監 視機能</td><td>使用清燃料プールの水位を監視し, 水位高及び低の警報が発信できる状態であること</td><td>1号炉に貯蔵している使用清燃料の搬出が完了するまで</td></tr> <tr> <td>燃料プール冷却净化 系 燃料ポンプ※2 熱交換器※2 燃料プール冷却净化 系 燃料ポンプ※2 過脱硫器</td><td>既許認可どおり</td><td>冷却净化機能 燃料プール水補給機 能</td><td>使用清燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること 使用清燃料その他の高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用清燃料プール水を過脱硫器に通水できる状態であること</td><td>1号炉に貯蔵している使用清燃料の搬出が完了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>復水貯蔵タンク(補 給水ラインを含む。)</td><td>既許認可どおり</td><td>燃料プール水補給機 能</td><td>著しい漏えい又はその形跡 がなく, 鹿裂, 变形等有意な欠陥がない状態であること</td><td>1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで</td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	核 燃料 物質 の取 扱 設 施 及 び 貯 藏 設 施	使用清燃料プール水 の漏えいを監視する 設備	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	1号炉に貯蔵している使用清燃料の搬出が完了するまで	使用清燃料貯 藏設備 (1号炉 原子炉 建家原 子炉 内)	既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等が臨界に達する变形等有意な欠陥がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで	核 燃料 物質 貯 藏 設 備	使用清燃料プール水 の漏えいを監視する設備	既許認可どおり	水位及び漏えいの監 視機能	使用清燃料プールの水位を監視し, 水位高及び低の警報が発信できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用清燃料の搬出が完了するまで	燃料プール冷却净化 系 燃料ポンプ※2 熱交換器※2 燃料プール冷却净化 系 燃料ポンプ※2 過脱硫器	既許認可どおり	冷却净化機能 燃料プール水補給機 能	使用清燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること 使用清燃料その他の高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用清燃料プール水を過脱硫器に通水できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用清燃料の搬出が完了するまで		復水貯蔵タンク(補 給水ラインを含む。)	既許認可どおり	燃料プール水補給機 能	著しい漏えい又はその形跡 がなく, 鹿裂, 变形等有意な欠陥がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (2／8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 区分</th><th>位置, 構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核 燃料 物質 の取 扱 設 施 及 び 貯 藏 設 施</td><td>使用清燃料プール水 の漏えいを監視する 設備</td><td>既許認可どおり</td><td>放射線遮蔽機能</td><td>放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</td><td>1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで</td></tr> <tr> <td>使用清燃料貯 藏設備 (1号炉 原子炉 建家原 子炉 内)</td><td>既許認可どおり</td><td>臨界防止機能</td><td>燃料集合体等の臨界防止に影響するような変形等有意な損傷がない状態であること</td><td>1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで</td></tr> <tr> <td rowspan="2">核 燃料 物質 貯 藏 設 備</td><td>使用清燃料プール水 の漏えいを監視する 設備</td><td>既許認可どおり</td><td>水位及び漏えいの監 視機能</td><td>使用清燃料プールの水位を監視し, 水位高及び低の警報が発信できる状態であること</td><td>1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで</td></tr> <tr> <td>燃料ポンプ※2 熱交換器※2 燃料ポンプ※2 過脱硫器</td><td>既許認可どおり</td><td>冷却净化機能 燃料プール水補給機 能</td><td>使用清燃料その他の高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用清燃料プール水を過脱硫器に通水できる状態であること</td><td>1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>復水貯蔵タンク(補 給水ラインを含む。)</td><td>既許認可どおり</td><td>燃料プール水補給機 能</td><td>内包する物質が漏えいする ようない状態であること</td><td>1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで</td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	核 燃料 物質 の取 扱 設 施 及 び 貯 藏 設 施	使用清燃料プール水 の漏えいを監視する 設備	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで	使用清燃料貯 藏設備 (1号炉 原子炉 建家原 子炉 内)	既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等の臨界防止に影響するような変形等有意な損傷がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで	核 燃料 物質 貯 藏 設 備	使用清燃料プール水 の漏えいを監視する 設備	既許認可どおり	水位及び漏えいの監 視機能	使用清燃料プールの水位を監視し, 水位高及び低の警報が発信できる状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで	燃料ポンプ※2 熱交換器※2 燃料ポンプ※2 過脱硫器	既許認可どおり	冷却净化機能 燃料プール水補給機 能	使用清燃料その他の高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用清燃料プール水を過脱硫器に通水できる状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで		復水貯蔵タンク(補 給水ラインを含む。)	既許認可どおり	燃料プール水補給機 能	内包する物質が漏えいする ようない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (核燃料物質貯蔵設備の性能及び性能維持期間を見直し)</li> </ul>
施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																			
核 燃料 物質 の取 扱 設 施 及 び 貯 藏 設 施	使用清燃料プール水 の漏えいを監視する 設備	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	1号炉に貯蔵している使用清燃料の搬出が完了するまで																																																																			
	使用清燃料貯 藏設備 (1号炉 原子炉 建家原 子炉 内)	既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等が臨界に達する变形等有意な欠陥がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで																																																																			
核 燃料 物質 貯 藏 設 備	使用清燃料プール水 の漏えいを監視する設備	既許認可どおり	水位及び漏えいの監 視機能	使用清燃料プールの水位を監視し, 水位高及び低の警報が発信できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用清燃料の搬出が完了するまで																																																																			
	燃料プール冷却净化 系 燃料ポンプ※2 熱交換器※2 燃料プール冷却净化 系 燃料ポンプ※2 過脱硫器	既許認可どおり	冷却净化機能 燃料プール水補給機 能	使用清燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること 使用清燃料その他の高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用清燃料プール水を過脱硫器に通水できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用清燃料の搬出が完了するまで																																																																			
	復水貯蔵タンク(補 給水ラインを含む。)	既許認可どおり	燃料プール水補給機 能	著しい漏えい又はその形跡 がなく, 鹿裂, 变形等有意な欠陥がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで																																																																			
施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																			
核 燃料 物質 の取 扱 設 施 及 び 貯 藏 設 施	使用清燃料プール水 の漏えいを監視する 設備	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで																																																																			
	使用清燃料貯 藏設備 (1号炉 原子炉 建家原 子炉 内)	既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体等の臨界防止に影響するような変形等有意な損傷がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで																																																																			
核 燃料 物質 貯 藏 設 備	使用清燃料プール水 の漏えいを監視する 設備	既許認可どおり	水位及び漏えいの監 視機能	使用清燃料プールの水位を監視し, 水位高及び低の警報が発信できる状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで																																																																			
	燃料ポンプ※2 熱交換器※2 燃料ポンプ※2 過脱硫器	既許認可どおり	冷却净化機能 燃料プール水補給機 能	使用清燃料その他の高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用清燃料プール水を過脱硫器に通水できる状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで																																																																			
	復水貯蔵タンク(補 給水ラインを含む。)	既許認可どおり	燃料プール水補給機 能	内包する物質が漏えいする ようない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用清燃料の搬出が完了するまで																																																																			

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																						
37	六 第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付 帶する施設及 び設備) (3 ／8)	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (3／8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 名称</th><th>維持台数</th><th>位置, 構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体 廃棄物 の 廃棄 設備</td><td>排気筒</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td>排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂, 変形等有意な欠陥がな い状態であること</td><td>放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>放射性 廃棄物 の 廃棄 施設</td><td>低電導度廃液受けタ ンク</td><td>3基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td>著しい漏えい又はその形態 がなく、亀裂, 変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と</td><td>放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>液体 廃棄物 の 廃棄 設備</td><td>高電導度廃液受タン ク</td><td>4基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td>内包する物質が漏えいする ような亀裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること</td><td>放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>除染廃液受タンク</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	液体 廃棄物 の 廃棄 設備	排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂, 変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで	放射性 廃棄物 の 廃棄 施設	低電導度廃液受けタ ンク	3基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	著しい漏えい又はその形態 がなく、亀裂, 変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで	液体 廃棄物 の 廃棄 設備	高電導度廃液受タン ク	4基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	内包する物質が漏えいする ような亀裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで		除染廃液受タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能			<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (3／8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 名称</th><th>維持台数</th><th>位置, 構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体 廃棄物 の 廃棄 設備</td><td>排気筒</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td>排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂, 変形等有意な欠陥がな い状態であること</td><td>放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>放射性 廃棄物 の 廃棄 施設</td><td>低電導度廃液受けタ ンク</td><td>3基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td>内包する物質が漏えいする ような亀裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること</td><td>放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>液体 廃棄物 の 廃棄 設備</td><td>高電導度廃液受タン ク</td><td>4基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>除染廃液受タンク</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	液体 廃棄物 の 廃棄 設備	排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂, 変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで	放射性 廃棄物 の 廃棄 施設	低電導度廃液受けタ ンク	3基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	内包する物質が漏えいする ような亀裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで	液体 廃棄物 の 廃棄 設備	高電導度廃液受タン ク	4基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能				除染廃液受タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能			・記載の適正化 (液体 廃棄物の廃棄設備の性 能の見直し)
施設等 区分	設備等 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																				
液体 廃棄物 の 廃棄 設備	排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂, 変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																				
放射性 廃棄物 の 廃棄 施設	低電導度廃液受けタ ンク	3基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	著しい漏えい又はその形態 がなく、亀裂, 変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																				
液体 廃棄物 の 廃棄 設備	高電導度廃液受タン ク	4基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	内包する物質が漏えいする ような亀裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																				
	除染廃液受タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能																																																																						
施設等 区分	設備等 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																				
液体 廃棄物 の 廃棄 設備	排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂, 変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性気体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																				
放射性 廃棄物 の 廃棄 施設	低電導度廃液受けタ ンク	3基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	内包する物質が漏えいする ような亀裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																				
液体 廃棄物 の 廃棄 設備	高電導度廃液受タン ク	4基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能																																																																						
	除染廃液受タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能																																																																						

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																								
38	六 第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付 帶する施設及 び設備) (4 8)	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (4/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 区分</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>維持台数</th><th>位置, 構造及び設備</th><th>機 能</th><th>性 能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>固体廃棄物の廃棄施設</td><td>原子炉冷却材浄化系 受けタンク</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物貯蔵機 能</td><td>著しい漏えい又はその形跡 がなく, 龜裂, 変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と</td><td>放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>燃料ブール冷却浄化 系受けタンク 復水浄化系受けタン ク</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物處理機 能</td><td>雜固体廃棄物の圧縮減容が 可能な状態であること</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>減容装置</td><td>1基</td><td>・位置 : タービン建家内 ・種類 : 門型下降式 ・能力 : 10 t</td><td>放射性廃棄物處理機 能</td><td>線量当量率を測定できる状 態であること</td><td>関連する設備の供用 が終了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>エリア放射線モニタ リング設備 (1号炉 原子炉建家内及び中 央制御室内)</td><td>7台</td><td>既許認可どおり</td><td>放射線監視機能 放出管理機能</td><td>警報設定値において警報が 発信できる状態であること</td><td>原子炉補機冷却系の 供用が終了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>プロセス放射線モニタリング設備 原子炉補機冷却水モニタ</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質の濃度を測定で きる状態であること</td><td>警報設定値において警報が 発信できる状態であること</td><td>放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>屋内管理用の主要な 設備</td><td>エリア放射線モニタ リング設備</td><td>2台</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質の濃度を測定で きる状態であること</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>屋外管理用の主要な設備</td><td>プロセス放射線モニタリング設備 排気筒モニタ</td><td></td><td></td><td>警報設定値において警報が 発信できる状態であること</td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	原子炉冷却材浄化系 受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	著しい漏えい又はその形跡 がなく, 龜裂, 変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで		放射性廃棄物の廃棄施設	燃料ブール冷却浄化 系受けタンク 復水浄化系受けタン ク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物處理機 能	雜固体廃棄物の圧縮減容が 可能な状態であること			放射性廃棄物の廃棄施設	減容装置	1基	・位置 : タービン建家内 ・種類 : 門型下降式 ・能力 : 10 t	放射性廃棄物處理機 能	線量当量率を測定できる状 態であること	関連する設備の供用 が終了するまで		放射性廃棄物の廃棄施設	エリア放射線モニタ リング設備 (1号炉 原子炉建家内及び中 央制御室内)	7台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	警報設定値において警報が 発信できる状態であること	原子炉補機冷却系の 供用が終了するまで		放射性廃棄物の廃棄施設	プロセス放射線モニタリング設備 原子炉補機冷却水モニタ	1台	既許認可どおり	放射性物質の濃度を測定で きる状態であること	警報設定値において警報が 発信できる状態であること	放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで		放射性廃棄物の廃棄施設	屋内管理用の主要な 設備	エリア放射線モニタ リング設備	2台	既許認可どおり	放射性物質の濃度を測定で きる状態であること			放射性廃棄物の廃棄施設	屋外管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備 排気筒モニタ			警報設定値において警報が 発信できる状態であること		<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (4/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 区分</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>維持台数</th><th>位置, 構造及び設備</th><th>機 能</th><th>性 能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>固体廃棄物の廃棄施設</td><td>原子炉冷却材浄化系 受けタンク</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物貯蔵機 能</td><td>内包する物質が漏えいする ようない状態であること</td><td>放射性固体廃棄物の 貯蔵している放射性 固体廃棄物の取出し が完了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>燃料ブール冷却浄化 系受けタンク 復水浄化系受けタン ク</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物處理機 能</td><td>雜固体廃棄物の圧縮減容が 可能な状態であること</td><td>放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>減容装置</td><td>1基</td><td>・位置 : タービン建家内 ・種類 : 門型下降式 ・能力 : 10 t</td><td>放射性廃棄物處理機 能</td><td>線量当量率を測定できる状 態であること</td><td>関連する設備の供用 が終了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>エリア放射線モニタ リング設備 (1号炉 原子炉建家内及び中 央制御室内)</td><td>7台</td><td>既許認可どおり</td><td>放射線監視機能 放出管理機能</td><td>警報設定値において警報が 発信できる状態であること</td><td>原子炉補機冷却系の 供用が終了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>屋内管理用の主要な 設備</td><td>プロセス放射線モニタ リング設備</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質の濃度を測定で きる状態であること</td><td>放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td></td><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>屋外管理用の主要な設備</td><td>プロセス放射線モニタ リング設備 排気筒モニタ</td><td>2台</td><td>既許認可どおり</td><td>警報設定値において警報が 発信できる状態であること</td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	原子炉冷却材浄化系 受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	内包する物質が漏えいする ようない状態であること	放射性固体廃棄物の 貯蔵している放射性 固体廃棄物の取出し が完了するまで		放射性廃棄物の廃棄施設	燃料ブール冷却浄化 系受けタンク 復水浄化系受けタン ク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物處理機 能	雜固体廃棄物の圧縮減容が 可能な状態であること	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで		放射性廃棄物の廃棄施設	減容装置	1基	・位置 : タービン建家内 ・種類 : 門型下降式 ・能力 : 10 t	放射性廃棄物處理機 能	線量当量率を測定できる状 態であること	関連する設備の供用 が終了するまで		放射性廃棄物の廃棄施設	エリア放射線モニタ リング設備 (1号炉 原子炉建家内及び中 央制御室内)	7台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	警報設定値において警報が 発信できる状態であること	原子炉補機冷却系の 供用が終了するまで		放射性廃棄物の廃棄施設	屋内管理用の主要な 設備	プロセス放射線モニタ リング設備	1台	既許認可どおり	放射性物質の濃度を測定で きる状態であること	放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで		放射性廃棄物の廃棄施設	屋外管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタ リング設備 排気筒モニタ	2台	既許認可どおり	警報設定値において警報が 発信できる状態であること		<p>・記載の適正化 (固体 廃棄物の廃棄設備の性 能及び性能維持期間の 見直し)</p>
施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間																																																																																																																					
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	原子炉冷却材浄化系 受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	著しい漏えい又はその形跡 がなく, 龜裂, 変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																																					
	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料ブール冷却浄化 系受けタンク 復水浄化系受けタン ク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物處理機 能	雜固体廃棄物の圧縮減容が 可能な状態であること																																																																																																																						
	放射性廃棄物の廃棄施設	減容装置	1基	・位置 : タービン建家内 ・種類 : 門型下降式 ・能力 : 10 t	放射性廃棄物處理機 能	線量当量率を測定できる状 態であること	関連する設備の供用 が終了するまで																																																																																																																					
	放射性廃棄物の廃棄施設	エリア放射線モニタ リング設備 (1号炉 原子炉建家内及び中 央制御室内)	7台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	警報設定値において警報が 発信できる状態であること	原子炉補機冷却系の 供用が終了するまで																																																																																																																					
	放射性廃棄物の廃棄施設	プロセス放射線モニタリング設備 原子炉補機冷却水モニタ	1台	既許認可どおり	放射性物質の濃度を測定で きる状態であること	警報設定値において警報が 発信できる状態であること	放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																																					
	放射性廃棄物の廃棄施設	屋内管理用の主要な 設備	エリア放射線モニタ リング設備	2台	既許認可どおり	放射性物質の濃度を測定で きる状態であること																																																																																																																						
	放射性廃棄物の廃棄施設	屋外管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタリング設備 排気筒モニタ			警報設定値において警報が 発信できる状態であること																																																																																																																						
施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間																																																																																																																					
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	原子炉冷却材浄化系 受けタンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	内包する物質が漏えいする ようない状態であること	放射性固体廃棄物の 貯蔵している放射性 固体廃棄物の取出し が完了するまで																																																																																																																					
	放射性廃棄物の廃棄施設	燃料ブール冷却浄化 系受けタンク 復水浄化系受けタン ク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物處理機 能	雜固体廃棄物の圧縮減容が 可能な状態であること	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																																					
	放射性廃棄物の廃棄施設	減容装置	1基	・位置 : タービン建家内 ・種類 : 門型下降式 ・能力 : 10 t	放射性廃棄物處理機 能	線量当量率を測定できる状 態であること	関連する設備の供用 が終了するまで																																																																																																																					
	放射性廃棄物の廃棄施設	エリア放射線モニタ リング設備 (1号炉 原子炉建家内及び中 央制御室内)	7台	既許認可どおり	放射線監視機能 放出管理機能	警報設定値において警報が 発信できる状態であること	原子炉補機冷却系の 供用が終了するまで																																																																																																																					
	放射性廃棄物の廃棄施設	屋内管理用の主要な 設備	プロセス放射線モニタ リング設備	1台	既許認可どおり	放射性物質の濃度を測定で きる状態であること	放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																																					
	放射性廃棄物の廃棄施設	屋外管理用の主要な設備	プロセス放射線モニタ リング設備 排気筒モニタ	2台	既許認可どおり	警報設定値において警報が 発信できる状態であること																																																																																																																						

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																				
39	六 第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付 帶する施設及 び設備) (5 ／8)	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (5／8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 の区分</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>維持台数</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項 原子炉格納施設</td><td>原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁</td><td>原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防 止機能 (事故時ににおける非 常用ガス処理系によ る気密性は除く。)</td><td>放射性物質漏えいする 亀裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること</td><td>放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること</td></tr> <tr> <td>原子炉 給気ファン 排気ファン</td><td>原子炉 給気フィルタ 排気フィルタ</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射線遮蔽機能</td><td>放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること</td><td>放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること</td></tr> <tr> <td>原子炉 空調系 原子炉 換気系</td><td>原子炉 給気ファン 排気ファン</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td>換気機能</td><td>給気ファン及び排気ファン の運転に異常がない状態で あること</td><td>給気ファン及び排気ファン の運転に異常がない状態で あること</td></tr> <tr> <td>非常用電源設備</td><td>蓄電池 (所内用)</td><td>蓄電池 (所内用)</td><td>1組</td><td>・位置：タービン建家内 ・種類：バッゲタイプエアフィルタ ・位置：タービン建家内 ・種類：バッゲタイプエアフィルタ</td><td>電源供給機能</td><td>性能維持施設 (専用溶融燃料 の貯蔵のために必要な設備 等)へ電源を供給できること 態であること</td><td>性能維持施設 (専用溶融燃料 の貯蔵のために必要な設備 等)へ電源を供給できること 態であること</td></tr> <tr> <td>その他の原子炉の附 属施設</td><td>非常用電源設備</td><td>蓄電池 (所内用)</td><td>1組</td><td>・位置：コントロール建家内 ・種類：密閉形クラッド式据置鉛蓄電池 ・容量：B系 1400Ah (10時間率) ・電圧：125V</td><td>電源供給機能</td><td>1号炉に貯蔵してい る使用済燃料の搬出 が完了するまで</td><td>1号炉に貯蔵してい る使用済燃料の搬出 が完了するまで</td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 の区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	その他の主要な事項 原子炉格納施設	原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁	原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防 止機能 (事故時ににおける非 常用ガス処理系によ る気密性は除く。)	放射性物質漏えいする 亀裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	原子炉 給気ファン 排気ファン	原子炉 給気フィルタ 排気フィルタ	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	原子炉 空調系 原子炉 換気系	原子炉 給気ファン 排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファン の運転に異常がない状態で あること	給気ファン及び排気ファン の運転に異常がない状態で あること	非常用電源設備	蓄電池 (所内用)	蓄電池 (所内用)	1組	・位置：タービン建家内 ・種類：バッゲタイプエアフィルタ ・位置：タービン建家内 ・種類：バッゲタイプエアフィルタ	電源供給機能	性能維持施設 (専用溶融燃料 の貯蔵のために必要な設備 等)へ電源を供給できること 態であること	性能維持施設 (専用溶融燃料 の貯蔵のために必要な設備 等)へ電源を供給できること 態であること	その他の原子炉の附 属施設	非常用電源設備	蓄電池 (所内用)	1組	・位置：コントロール建家内 ・種類：密閉形クラッド式据置鉛蓄電池 ・容量：B系 1400Ah (10時間率) ・電圧：125V	電源供給機能	1号炉に貯蔵してい る使用済燃料の搬出 が完了するまで	1号炉に貯蔵してい る使用済燃料の搬出 が完了するまで	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (5／8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備 の区分</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>維持台数</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項 原子炉格納施設</td><td>原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁</td><td>原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防 止機能 (事故時ににおける非 常用ガス処理系によ る気密性は除く。)</td><td>放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること</td><td>放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること</td></tr> <tr> <td>原子炉 給気ファン 排気ファン</td><td>原子炉 給気フィルタ 排気フィルタ</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射線遮蔽機能</td><td>放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること</td><td>放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること</td></tr> <tr> <td>原子炉 空調系 原子炉 換気系</td><td>原子炉 給気ファン 排気ファン</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td>換気機能</td><td>放射線障害を防止するた めに必要な換気ができること であること</td><td>放射線障害を防止するた めに必要な換気ができること であること</td></tr> <tr> <td>その他の原子炉の附 属施設</td><td>非常用電源設備</td><td>蓄電池 (所内用)</td><td>1組</td><td>・位置：コントロール建家内 ・種類：密閉形クラッド式据置鉛蓄電池 ・容量：B系 1400Ah (10時間率) ・電圧：125V</td><td>電源供給機能</td><td>各建家の各エリアに 設置されている設備 の供用が終了するま で</td><td>直流電源母線に接続してい る性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること</td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備 の区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	その他の主要な事項 原子炉格納施設	原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁	原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防 止機能 (事故時ににおける非 常用ガス処理系によ る気密性は除く。)	放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	原子炉 給気ファン 排気ファン	原子炉 給気フィルタ 排気フィルタ	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	原子炉 空調系 原子炉 換気系	原子炉 給気ファン 排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するた めに必要な換気ができること であること	放射線障害を防止するた めに必要な換気ができること であること	その他の原子炉の附 属施設	非常用電源設備	蓄電池 (所内用)	1組	・位置：コントロール建家内 ・種類：密閉形クラッド式据置鉛蓄電池 ・容量：B系 1400Ah (10時間率) ・電圧：125V	電源供給機能	各建家の各エリアに 設置されている設備 の供用が終了するま で	直流電源母線に接続してい る性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	<p>・記載の適正化 (換気 空調系の性能につい て、フィルタを含めた 換気空調系としての性 能に見直し、蓄電池の 性能について、供給先 を限定した記載を見直 し、蓄電池の性能維持 期間を見直し)</p>
施設等 区分	設備等 の区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																																	
その他の主要な事項 原子炉格納施設	原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁	原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防 止機能 (事故時ににおける非 常用ガス処理系によ る気密性は除く。)	放射性物質漏えいする 亀裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること																																																																																	
	原子炉 給気ファン 排気ファン	原子炉 給気フィルタ 排気フィルタ	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること																																																																																	
	原子炉 空調系 原子炉 換気系	原子炉 給気ファン 排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファン の運転に異常がない状態で あること	給気ファン及び排気ファン の運転に異常がない状態で あること																																																																																	
	非常用電源設備	蓄電池 (所内用)	蓄電池 (所内用)	1組	・位置：タービン建家内 ・種類：バッゲタイプエアフィルタ ・位置：タービン建家内 ・種類：バッゲタイプエアフィルタ	電源供給機能	性能維持施設 (専用溶融燃料 の貯蔵のために必要な設備 等)へ電源を供給できること 態であること	性能維持施設 (専用溶融燃料 の貯蔵のために必要な設備 等)へ電源を供給できること 態であること																																																																																
その他の原子炉の附 属施設	非常用電源設備	蓄電池 (所内用)	1組	・位置：コントロール建家内 ・種類：密閉形クラッド式据置鉛蓄電池 ・容量：B系 1400Ah (10時間率) ・電圧：125V	電源供給機能	1号炉に貯蔵してい る使用済燃料の搬出 が完了するまで	1号炉に貯蔵してい る使用済燃料の搬出 が完了するまで																																																																																	
施設等 区分	設備 の区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																																	
その他の主要な事項 原子炉格納施設	原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁	原子炉建家原子炉棟 側面のコンクリート 壁	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防 止機能 (事故時ににおける非 常用ガス処理系によ る気密性は除く。)	放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること																																																																																	
	原子炉 給気ファン 排気ファン	原子炉 給気フィルタ 排気フィルタ	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること	放射線障害の防止に影響す るような有意な損傷がない 状態であること																																																																																	
	原子炉 空調系 原子炉 換気系	原子炉 給気ファン 排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するた めに必要な換気ができること であること	放射線障害を防止するた めに必要な換気ができること であること																																																																																	
	その他の原子炉の附 属施設	非常用電源設備	蓄電池 (所内用)	1組	・位置：コントロール建家内 ・種類：密閉形クラッド式据置鉛蓄電池 ・容量：B系 1400Ah (10時間率) ・電圧：125V	電源供給機能	各建家の各エリアに 設置されている設備 の供用が終了するま で	直流電源母線に接続してい る性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること																																																																																

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																
40	<p>六 第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付 帶する施設及 び設備) (6 ／8)</p> <p>その他の主要な事項 その他原子炉の附属施設 その他主要施設 建物及び構築物</p>	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (6／8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th><th>設備等</th><th>設備(建家)名称</th><th>維持台数</th><th>位置, 構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>運転床換気系 ファン</td><td>給気</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>運転床換気系 ファン</td><td>排気</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>タービン建家換気空調系 フィルタ</td><td>運転床換気系 排気</td><td>1台</td><td>・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>タービン建家換気空調系 フィルタ</td><td>運転床外換気系 排気</td><td>1台</td><td>・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ</td><td>換気機能</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>タービン建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家</td><td>運転床外換気ファン 排気</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>タービン建家</td><td>活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>原子炉建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家</td><td>活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>各建家の管理区域を解除するまで</p> <p>各建家の管理区域を解除するため に必要な換気ができる状態 であること</p> <p>放射性物質が漏えいする危 険、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること</p> <p>放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能</p>	施設区分	設備等	設備(建家)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間		運転床換気系 ファン	給気	1台	既許認可どおり					運転床換気系 ファン	排気	1台	既許認可どおり					タービン建家換気空調系 フィルタ	運転床換気系 排気	1台	・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ					タービン建家換気空調系 フィルタ	運転床外換気系 排気	1台	・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ	換気機能				タービン建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	運転床外換気ファン 排気	1台	既許認可どおり					タービン建家	活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	1式	既許認可どおり					原子炉建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	1式	既許認可どおり				<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (6／8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th><th>設備等</th><th>設備(建家)名称</th><th>維持台数</th><th>位置, 構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>運転床換気系 ファン</td><td>給気</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>運転床換気系 ファン</td><td>排気</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>タービン建家換気空調系 フィルタ</td><td>運転床換気系 排気</td><td>1台</td><td>・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>タービン建家換気空調系 フィルタ</td><td>運転床外換気系 排気</td><td>1台</td><td>・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ</td><td>換気機能</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>タービン建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家</td><td>運転床外換気ファン 排気</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>タービン建家</td><td>活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>原子炉建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家</td><td>活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>各建家の管理区域を解除するまで</p> <p>放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態 であること</p> <p>放射性物質が漏えいする危 険、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること</p> <p>放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能</p>	施設区分	設備等	設備(建家)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間		運転床換気系 ファン	給気	1台	既許認可どおり					運転床換気系 ファン	排気	1台	既許認可どおり					タービン建家換気空調系 フィルタ	運転床換気系 排気	1台	・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ					タービン建家換気空調系 フィルタ	運転床外換気系 排気	1台	・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ	換気機能				タービン建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	運転床外換気ファン 排気	1台	既許認可どおり					タービン建家	活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	1式	既許認可どおり					原子炉建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	1式	既許認可どおり				<p>・記載の適正化 (換気 空調系の性能につい て、フィルタを含めた 換気空調系としての性 能に見直し)</p>
施設区分	設備等	設備(建家)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																																																																													
	運転床換気系 ファン	給気	1台	既許認可どおり																																																																																																																																
	運転床換気系 ファン	排気	1台	既許認可どおり																																																																																																																																
	タービン建家換気空調系 フィルタ	運転床換気系 排気	1台	・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ																																																																																																																																
	タービン建家換気空調系 フィルタ	運転床外換気系 排気	1台	・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ	換気機能																																																																																																																															
	タービン建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	運転床外換気ファン 排気	1台	既許認可どおり																																																																																																																																
	タービン建家	活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	1式	既許認可どおり																																																																																																																																
	原子炉建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	1式	既許認可どおり																																																																																																																																
施設区分	設備等	設備(建家)名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																																																																													
	運転床換気系 ファン	給気	1台	既許認可どおり																																																																																																																																
	運転床換気系 ファン	排気	1台	既許認可どおり																																																																																																																																
	タービン建家換気空調系 フィルタ	運転床換気系 排気	1台	・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ																																																																																																																																
	タービン建家換気空調系 フィルタ	運転床外換気系 排気	1台	・位置: タービン建家内 ・種類: バックタイプエアフィルタ	換気機能																																																																																																																															
	タービン建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	運転床外換気ファン 排気	1台	既許認可どおり																																																																																																																																
	タービン建家	活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	1式	既許認可どおり																																																																																																																																
	原子炉建家付属棟 活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	活性炭式希ガス・ホルダップ装置建 家	1式	既許認可どおり																																																																																																																																

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																	
41	六 第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付 帶する施設及 び設備) (7 ／8)	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (7／8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備 区分</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>維持台数</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">発電所補助系 その他主要施設</td><td>原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系</td><td>給気ファン</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系</td><td>排気ファン</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系</td><td>給気フィルタ</td><td>1台</td><td>・位置：原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系 ・種類：バックタイプエアフィルタ</td><td>換気機能</td><td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td><td>各建家の管理区域を解除するまで</td></tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系</td><td>排気フィルタ</td><td>1台</td><td>・位置：タービン建家内 ・種類：バックタイプエアフィルタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系</td><td>給気ファン</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>給気フィルタ</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>排気フィルタ</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (7／8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備 区分</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>維持台数</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">発電所補助系 その他主要施設</td><td>原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系</td><td>給気ファン</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系</td><td>排気ファン</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系</td><td>給気フィルタ</td><td>1台</td><td>・位置：原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系 ・種類：バックタイプエアフィルタ</td><td>換気機能</td><td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること</td><td>各建家の管理区域を解除するまで</td></tr> <tr> <td>活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系</td><td>排気フィルタ</td><td>1台</td><td>・位置：タービン建家内 ・種類：バックタイプエアフィルタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系</td><td>給気ファン</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>給気フィルタ</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>排気フィルタ</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	発電所補助系 その他主要施設	原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系	給気ファン	1台	既許認可どおり				活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	排気ファン	1台	既許認可どおり				活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	給気フィルタ	1台	・位置：原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系 ・種類：バックタイプエアフィルタ	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建家の管理区域を解除するまで	活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建家内 ・種類：バックタイプエアフィルタ				活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	給気ファン	1台	既許認可どおり				給気フィルタ	1台	既許認可どおり				排気フィルタ	1台	既許認可どおり					施設等 区分	設備 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	発電所補助系 その他主要施設	原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系	給気ファン	1台	既許認可どおり				活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	排気ファン	1台	既許認可どおり				活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	給気フィルタ	1台	・位置：原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系 ・種類：バックタイプエアフィルタ	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建家の管理区域を解除するまで	活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建家内 ・種類：バックタイプエアフィルタ				活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	給気ファン	1台	既許認可どおり				給気フィルタ	1台	既許認可どおり				排気フィルタ	1台	既許認可どおり					<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（換気空調系の性能について、フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し）</li> </ul>
施設等 区分	設備 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																																																														
発電所補助系 その他主要施設	原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系	給気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																	
	活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																	
	活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	給気フィルタ	1台	・位置：原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系 ・種類：バックタイプエアフィルタ	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建家の管理区域を解除するまで																																																																																																														
	活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建家内 ・種類：バックタイプエアフィルタ																																																																																																																	
活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	給気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																		
	給気フィルタ	1台	既許認可どおり																																																																																																																		
	排気フィルタ	1台	既許認可どおり																																																																																																																		
施設等 区分	設備 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																																																														
発電所補助系 その他主要施設	原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系	給気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																	
	活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																	
	活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	給気フィルタ	1台	・位置：原子炉建家付属機器受けタンク室換気空調系 ・種類：バックタイプエアフィルタ	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建家の管理区域を解除するまで																																																																																																														
	活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	排気フィルタ	1台	・位置：タービン建家内 ・種類：バックタイプエアフィルタ																																																																																																																	
活性炭式希ガス・ホルドアップ装置建家換気空調系	給気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																		
	給気フィルタ	1台	既許認可どおり																																																																																																																		
	排気フィルタ	1台	既許認可どおり																																																																																																																		

頁 42	補正箇所 六 第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付 帶する施設及 び設備) (8 8)	補正前 第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (8/8)	補正後 第6-1表 性能維持施設 (1号炉に付帶する施設及び設備) (8/8)	理由																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th> <th>設備 名稱</th> <th>維持台數</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機 能</th> <th>性 能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子 炉 補 機 冷 却 系</td> <td>第一中間ループ循環 ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td colspan="3">性能維持施設 <u>燃料ホール 冷却系</u> へ冷却水を供 給できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>第二中間ループ循環 ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td colspan="3">性能維持施設 <u>原子炉補機 冷却系第一中間ループ</u> へ 冷却水を供給できる状態で あること</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td colspan="3">性能維持施設 <u>原子炉補機 冷却系二次熱交換器</u> へ海 水を供給できる状態である こと</td> </tr> <tr> <td>一次熱交換器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td colspan="3">性能維持施設 <u>燃料ホール 冷却系</u> へ冷却水を供 給できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>二次熱交換器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td colspan="3">性能維持施設 <u>原子炉補機 冷却系第一中間ループ</u> へ 冷却水を供給できる状態で あること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消 火 装 置</td> <td>ホース置き場</td> <td>1式</td> <td>・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 屋内消火栓, 屋外消火栓設備</td> <td colspan="3">消火栓から放水できる状態 であること</td> </tr> <tr> <td>移動形のCO<sub>2</sub>消火 装置</td> <td>1式</td> <td>・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 消火器 (CO<sub>2</sub>)</td> <td>消火機能</td> <td colspan="2">各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で</td> </tr> <tr> <td>設 備 照 明</td> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>・位置: コントロール建家内他 ・種類: 常／非常灯, 直流非常灯</td> <td>照明機能</td> <td colspan="2">各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で</td> </tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備 名稱	維持台數	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間	原子 炉 補 機 冷 却 系	第一中間ループ循環 ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設 <u>燃料ホール 冷却系</u> へ冷却水を供 給できる状態であること			第二中間ループ循環 ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設 <u>原子炉補機 冷却系第一中間ループ</u> へ 冷却水を供給できる状態で あること			海水ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設 <u>原子炉補機 冷却系二次熱交換器</u> へ海 水を供給できる状態である こと			一次熱交換器	1基	既許認可どおり	性能維持施設 <u>燃料ホール 冷却系</u> へ冷却水を供 給できる状態であること			二次熱交換器	1基	既許認可どおり	性能維持施設 <u>原子炉補機 冷却系第一中間ループ</u> へ 冷却水を供給できる状態で あること			消 火 装 置	ホース置き場	1式	・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 屋内消火栓, 屋外消火栓設備	消火栓から放水できる状態 であること			移動形のCO <sub>2</sub> 消火 装置	1式	・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 消火器 (CO <sub>2</sub> )	消火機能	各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で		設 備 照 明	非常用照明	1式	・位置: コントロール建家内他 ・種類: 常／非常灯, 直流非常灯	照明機能	各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th> <th>設備 名稱</th> <th>維持台數</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機 能</th> <th>性 能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子 炉 補 機 冷 却 系</td> <td>第一中間ループ循環 ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td colspan="3">性能維持施設へ冷却水を供 給できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>第二中間ループ循環 ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td colspan="3">性能維持施設へ海水を供給 できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td colspan="3">性能維持施設へ海水を供給 できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>一次熱交換器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td colspan="3">性能維持施設へ冷却水を供 給できる状態であること</td> </tr> <tr> <td>二次熱交換器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td colspan="3">性能維持施設へ冷却水を供 給できる状態であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消 火 装 置</td> <td>ホース置き場</td> <td>1式</td> <td>・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 屋内消火栓, 屋外消火栓設備</td> <td colspan="3">消火栓から放水できる状態 であること</td> </tr> <tr> <td>移動形のCO<sub>2</sub>消火 装置</td> <td>1式</td> <td>・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 消火器 (CO<sub>2</sub>)</td> <td>消火機能</td> <td colspan="2">各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で</td> </tr> <tr> <td>設 備 照 明</td> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>・位置: コントロール建家内他 ・種類: 常／非常灯, 直流非常灯</td> <td>照明機能</td> <td colspan="2">各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で</td> </tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備 名稱	維持台數	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間	原子 炉 補 機 冷 却 系	第一中間ループ循環 ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設へ冷却水を供 給できる状態であること			第二中間ループ循環 ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設へ海水を供給 できる状態であること			海水ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設へ海水を供給 できる状態であること			一次熱交換器	1基	既許認可どおり	性能維持施設へ冷却水を供 給できる状態であること			二次熱交換器	1基	既許認可どおり	性能維持施設へ冷却水を供 給できる状態であること			消 火 装 置	ホース置き場	1式	・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 屋内消火栓, 屋外消火栓設備	消火栓から放水できる状態 であること			移動形のCO <sub>2</sub> 消火 装置	1式	・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 消火器 (CO <sub>2</sub> )	消火機能	各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で		設 備 照 明	非常用照明	1式	・位置: コントロール建家内他 ・種類: 常／非常灯, 直流非常灯	照明機能	各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で		<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (補機 冷却系の性能につい て, 供給先を限定した 記載を見直し, 移動形 のCO<sub>2</sub>消火器の性能の 見直し)</li> </ul>
施設等 区分	設備 名稱	維持台數	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間																																																																																																																		
原子 炉 補 機 冷 却 系	第一中間ループ循環 ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設 <u>燃料ホール 冷却系</u> へ冷却水を供 給できる状態であること																																																																																																																				
	第二中間ループ循環 ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設 <u>原子炉補機 冷却系第一中間ループ</u> へ 冷却水を供給できる状態で あること																																																																																																																				
	海水ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設 <u>原子炉補機 冷却系二次熱交換器</u> へ海 水を供給できる状態である こと																																																																																																																				
	一次熱交換器	1基	既許認可どおり	性能維持施設 <u>燃料ホール 冷却系</u> へ冷却水を供 給できる状態であること																																																																																																																				
二次熱交換器	1基	既許認可どおり	性能維持施設 <u>原子炉補機 冷却系第一中間ループ</u> へ 冷却水を供給できる状態で あること																																																																																																																					
消 火 装 置	ホース置き場	1式	・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 屋内消火栓, 屋外消火栓設備	消火栓から放水できる状態 であること																																																																																																																				
	移動形のCO <sub>2</sub> 消火 装置	1式	・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 消火器 (CO <sub>2</sub> )	消火機能	各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で																																																																																																																			
	設 備 照 明	非常用照明	1式	・位置: コントロール建家内他 ・種類: 常／非常灯, 直流非常灯	照明機能	各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で																																																																																																																		
施設等 区分	設備 名稱	維持台數	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間																																																																																																																		
原子 炉 補 機 冷 却 系	第一中間ループ循環 ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設へ冷却水を供 給できる状態であること																																																																																																																				
	第二中間ループ循環 ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設へ海水を供給 できる状態であること																																																																																																																				
	海水ポンプ	1台	既許認可どおり	性能維持施設へ海水を供給 できる状態であること																																																																																																																				
	一次熱交換器	1基	既許認可どおり	性能維持施設へ冷却水を供 給できる状態であること																																																																																																																				
二次熱交換器	1基	既許認可どおり	性能維持施設へ冷却水を供 給できる状態であること																																																																																																																					
消 火 装 置	ホース置き場	1式	・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 屋内消火栓, 屋外消火栓設備	消火栓から放水できる状態 であること																																																																																																																				
	移動形のCO <sub>2</sub> 消火 装置	1式	・位置: 原子炉建家内他 ・種類: 消火器 (CO <sub>2</sub> )	消火機能	各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で																																																																																																																			
	設 備 照 明	非常用照明	1式	・位置: コントロール建家内他 ・種類: 常／非常灯, 直流非常灯	照明機能	各建家の各エリアに 設置されている設備 が終了するま で																																																																																																																		

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																
	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は 1号, 2号, 3号及び4号 炉共用として 付帯する施設 及び設備)	(新規)	<p><u>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (1/1)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設等 区分</th> <th rowspan="2">設備 (建家) 名称</th> <th colspan="2">位置, 構造及び設備 維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能 能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>維持台数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核</td> <td>使用済燃料輸送容器※2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能</td> <td>使用済燃料の運搬及び放射 線障害の防止に影響するよ うな有意な損傷がない状態 であること</td> <td>使用済燃料の輸送 送が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 1号及び2号炉共用 ※2 : 1号, 2号, 3号及び4号炉共用</p>	施設等 区分	設備 (建家) 名称	位置, 構造及び設備 維持台数		機能	性能 能	維持期間	維持台数		核	使用済燃料輸送容器※2	1基	既許認可どおり	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料の運搬及び放射 線障害の防止に影響するよ うな有意な損傷がない状態 であること	使用済燃料の輸送 送が完了するまで	・性能維持施設に使用 済燃料輸送容器を追記
施設等 区分	設備 (建家) 名称	位置, 構造及び設備 維持台数				機能	性能 能				維持期間									
		維持台数																		
核	使用済燃料輸送容器※2	1基	既許認可どおり	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料の運搬及び放射 線障害の防止に影響するよ うな有意な損傷がない状態 であること	使用済燃料の輸送 送が完了するまで														

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																													
43	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2 号炉共用又は 1号, 2号, 3号及び4号 炉共用として 付帯する施設 及び設備) (1/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (1/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th> <th>設備等 区分</th> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機 能</th> <th>性 能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備 低電導度廃液系</td> <td>低電導度廃液収集槽 ※2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ろ過器供給タンク※2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ろ過装置※2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱塩器※2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高電導度廃液系</td> <td>サンブル槽※2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液収集タ ンク※2</td> <td>8基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮装置※2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸留水タンク※2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高電導度廃液系</td> <td>脱塩器※2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サンブル・タンク※2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯留槽※2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (2/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th> <th>設備等 区分</th> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機 能</th> <th>性 能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備 低電導度廃液系</td> <td>低電導度廃液収集槽 ※2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ろ過器供給タンク※2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ろ過装置※2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱塩器※2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高電導度廃液系</td> <td>サンブル槽※2</td> <td>4基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高電導度廃液収集タ ンク※2</td> <td>8基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮装置※2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸留水タンク※2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高電導度廃液系</td> <td>脱塩器※2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サンブル・タンク※2</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯留槽※2</td> <td>3基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 低電導度廃液系	低電導度廃液収集槽 ※2	4基	既許認可どおり				ろ過器供給タンク※2	2基	既許認可どおり				ろ過装置※2	3基	既許認可どおり				脱塩器※2	4基	既許認可どおり				高電導度廃液系	サンブル槽※2	4基	既許認可どおり				高電導度廃液収集タ ンク※2	8基	既許認可どおり	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで				濃縮装置※2	3基	既許認可どおり				蒸留水タンク※2	2基	既許認可どおり				高電導度廃液系	脱塩器※2	2基	既許認可どおり				サンブル・タンク※2	2基	既許認可どおり				貯留槽※2	3基	既許認可どおり				施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 低電導度廃液系	低電導度廃液収集槽 ※2	4基	既許認可どおり				ろ過器供給タンク※2	2基	既許認可どおり				ろ過装置※2	3基	既許認可どおり				脱塩器※2	4基	既許認可どおり				高電導度廃液系	サンブル槽※2	4基	既許認可どおり				高電導度廃液収集タ ンク※2	8基	既許認可どおり	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで				濃縮装置※2	3基	既許認可どおり				蒸留水タンク※2	2基	既許認可どおり				高電導度廃液系	脱塩器※2	2基	既許認可どおり				サンブル・タンク※2	2基	既許認可どおり				貯留槽※2	3基	既許認可どおり				<p>・記載の適正化 (液体廃棄物の廃棄設備の性能の見直し)</p>
施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間																																																																																																																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 低電導度廃液系	低電導度廃液収集槽 ※2	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
		ろ過器供給タンク※2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
		ろ過装置※2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
		脱塩器※2	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
	高電導度廃液系	サンブル槽※2	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
		高電導度廃液収集タ ンク※2	8基	既許認可どおり	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																																																																												
		濃縮装置※2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
		蒸留水タンク※2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
高電導度廃液系	脱塩器※2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																														
	サンブル・タンク※2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																														
	貯留槽※2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																														
施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間																																																																																																																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 低電導度廃液系	低電導度廃液収集槽 ※2	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
		ろ過器供給タンク※2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
		ろ過装置※2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
		脱塩器※2	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
	高電導度廃液系	サンブル槽※2	4基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
		高電導度廃液収集タ ンク※2	8基	既許認可どおり	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																																																																												
		濃縮装置※2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
		蒸留水タンク※2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																													
高電導度廃液系	脱塩器※2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																														
	サンブル・タンク※2	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																														
	貯留槽※2	3基	既許認可どおり																																																																																																																																																														

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																		
44	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2 号炉共用又は 1号, 2号, 3号及び4号 炉共用として 付帯する施設 及び設備) (2/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (2/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 区分</th><th>位置, 構造及び設備 設備 (建家) 名称</th><th>維持台数</th><th>機 能</th><th>性 能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">洗 濯 濃 縮 蒸 留 脱 塩 サン 除 染 シ シャ シ ロ 液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設</td><td rowspan="2">洗濯濃縮装置※2</td><td>収集タンク※2</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td><td rowspan="4">著しい漏えい又はその形跡 がなく, 壊裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 著しい漏えい又はその形跡 がなく, 廃液濃縮処理が可能であること</td><td rowspan="4">放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>ろ過器※2</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td rowspan="2">蒸留水タンク※2</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td>ろ過水タンク※2</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td rowspan="4">液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設</td><td rowspan="2">脱塩器※2</td><td>蒸留水タンク※2</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td><td rowspan="4">著しい漏えい又はその形跡 がなく, 壊裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 著しい漏えい又はその形跡 がなく, 廃液濃縮処理が可能であること</td><td rowspan="4">放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>サンブル槽※2</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td rowspan="2">除染廃液収集タンク ※2</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td>シャワ・ドレン受け タンク※1</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td rowspan="4">液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設</td><td rowspan="2">シャワ・ドレン・ドレン 槽※1</td><td>シャワ・ドレン・ドレン 槽※1</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td><td rowspan="4">内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること</td><td rowspan="4">放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>ろ過器※1</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 設備 (建家) 名称	維持台数	機 能	性 能	維持期間	洗 濯 濃 縮 蒸 留 脱 塩 サン 除 染 シ シャ シ ロ 液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	洗濯濃縮装置※2	収集タンク※2	2基	既許認可どおり	著しい漏えい又はその形跡 がなく, 壊裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 著しい漏えい又はその形跡 がなく, 廃液濃縮処理が可能であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで	ろ過器※2	2基	既許認可どおり	蒸留水タンク※2	1基	既許認可どおり	ろ過水タンク※2	1基	既許認可どおり	液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	脱塩器※2	蒸留水タンク※2	1基	既許認可どおり	著しい漏えい又はその形跡 がなく, 壊裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 著しい漏えい又はその形跡 がなく, 廃液濃縮処理が可能であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで	サンブル槽※2	1基	既許認可どおり	除染廃液収集タンク ※2	2基	既許認可どおり	シャワ・ドレン受け タンク※1	1基	既許認可どおり	液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	シャワ・ドレン・ドレン 槽※1	シャワ・ドレン・ドレン 槽※1	2基	既許認可どおり	内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで	ろ過器※1	2基	既許認可どおり	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (3/1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 区分</th><th>位置, 構造及び設備 設備 (建家) 名称</th><th>維持台数</th><th>機 能</th><th>性 能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">洗 濯 濃 縮 蒸 留 脱 塩 サン 除 染 シ シャ シ ロ 液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設</td><td rowspan="2">洗濯濃縮装置※2</td><td>収集タンク※2</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td><td rowspan="4">内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること</td><td rowspan="4">放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>ろ過器※2</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td rowspan="2">蒸留水タンク※2</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td>ろ過水タンク※2</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td rowspan="4">液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設</td><td rowspan="2">脱塩器※2</td><td>蒸留水タンク※2</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td><td rowspan="4">内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする のような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること</td><td rowspan="4">放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>サンブル槽※2</td><td>3基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td rowspan="2">除染廃液収集タンク ※2</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td>シャワ・ドレン受け タンク※1</td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td></tr> <tr> <td rowspan="4">液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設</td><td rowspan="2">シャワ・ドレン・ドレン 槽※1</td><td>シャワ・ドレン・ドレン 槽※1</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td><td rowspan="4">内包する物質が漏えいする のような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする のような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること</td><td rowspan="4">放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>ろ過器※1</td><td>2基</td><td>既許認可どおり</td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 設備 (建家) 名称	維持台数	機 能	性 能	維持期間	洗 濯 濃 縮 蒸 留 脱 塩 サン 除 染 シ シャ シ ロ 液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	洗濯濃縮装置※2	収集タンク※2	2基	既許認可どおり	内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで	ろ過器※2	2基	既許認可どおり	蒸留水タンク※2	1基	既許認可どおり	ろ過水タンク※2	1基	既許認可どおり	液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	脱塩器※2	蒸留水タンク※2	1基	既許認可どおり	内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする のような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで	サンブル槽※2	3基	既許認可どおり	除染廃液収集タンク ※2	2基	既許認可どおり	シャワ・ドレン受け タンク※1	1基	既許認可どおり	液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	シャワ・ドレン・ドレン 槽※1	シャワ・ドレン・ドレン 槽※1	2基	既許認可どおり	内包する物質が漏えいする のような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする のような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで	ろ過器※1	2基	既許認可どおり	・記載の適正化 (液体 廃棄物の廃棄設備の性 能の見直し)
施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 設備 (建家) 名称	維持台数	機 能	性 能	維持期間																																																																																																
洗 濯 濃 縮 蒸 留 脱 塩 サン 除 染 シ シャ シ ロ 液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	洗濯濃縮装置※2	収集タンク※2	2基	既許認可どおり	著しい漏えい又はその形跡 がなく, 壊裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 著しい漏えい又はその形跡 がなく, 廃液濃縮処理が可能であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																
		ろ過器※2	2基	既許認可どおり																																																																																																		
	蒸留水タンク※2	1基	既許認可どおり																																																																																																			
		ろ過水タンク※2	1基	既許認可どおり																																																																																																		
液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	脱塩器※2	蒸留水タンク※2	1基	既許認可どおり	著しい漏えい又はその形跡 がなく, 壊裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 著しい漏えい又はその形跡 がなく, 廃液濃縮処理が可能であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																
		サンブル槽※2	1基	既許認可どおり																																																																																																		
	除染廃液収集タンク ※2	2基	既許認可どおり																																																																																																			
		シャワ・ドレン受け タンク※1	1基	既許認可どおり																																																																																																		
液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	シャワ・ドレン・ドレン 槽※1	シャワ・ドレン・ドレン 槽※1	2基	既許認可どおり	内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																
		ろ過器※1	2基	既許認可どおり																																																																																																		
	施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 設備 (建家) 名称	維持台数			機 能	性 能	維持期間																																																																																													
	洗 濯 濃 縮 蒸 留 脱 塩 サン 除 染 シ シャ シ ロ 液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	洗濯濃縮装置※2	収集タンク※2	2基			既許認可どおり	内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																													
ろ過器※2			2基	既許認可どおり																																																																																																		
蒸留水タンク※2		1基	既許認可どおり																																																																																																			
		ろ過水タンク※2	1基	既許認可どおり																																																																																																		
液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	脱塩器※2	蒸留水タンク※2	1基	既許認可どおり	内包する物質が漏えいする ような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする のような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																
		サンブル槽※2	3基	既許認可どおり																																																																																																		
	除染廃液収集タンク ※2	2基	既許認可どおり																																																																																																			
		シャワ・ドレン受け タンク※1	1基	既許認可どおり																																																																																																		
液体 放射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設	シャワ・ドレン・ドレン 槽※1	シャワ・ドレン・ドレン 槽※1	2基	既許認可どおり	内包する物質が漏えいする のような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること 内包する物質が漏えいする のような壊裂, 変形等有意な 欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																																																
		ろ過器※1	2基	既許認可どおり																																																																																																		

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																
45	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2 号炉共用又は 1号, 2号, 3号及び4号 炉共用として 付帯する施設 及び設備) (3/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (3/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 区分</th><th>位置, 構造及び設備 機 能</th><th>性 能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射性 廃棄物 の廃棄施設</td> <td>使用清潔脂槽※2</td><td>6基 既許認可どおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降 分離槽※2</td><td>6基 既許認可どおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽※1</td><td>6基 既許認可どおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク※2</td><td>6基 既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物貯蔵機 能</td><td>放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで 著しい損傷又はその形態 がなく、亀裂、変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と</td></tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク※2</td><td>2基 既許認可どおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>サイトハンカ※2</td><td>1基 既許認可どおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫※2</td><td>1式 既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能</td><td>貯蔵している放射性 固体廃棄物の廃棄が 完了するまで</td></tr> <tr> <td>固化装置※2</td><td>1基 既許認可どおり</td><td></td><td>放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること</td></tr> <tr> <td>乾燥装置※2</td><td>1基 既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td>放射性固体廃棄物の固 化が可能</td></tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備※2</td><td>1基 既許認可どおり</td><td></td><td>濃縮洗濯廃液の乾燥が可 能 放射性固体廃棄物の焼却が可 能</td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 機 能	性 能	維持期間	放射性 廃棄物 の廃棄施設	使用清潔脂槽※2	6基 既許認可どおり			原子炉冷却材浄化系沈降 分離槽※2	6基 既許認可どおり			復水浄化系沈降分離槽※1	6基 既許認可どおり			濃縮廃液タンク※2	6基 既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで 著しい損傷又はその形態 がなく、亀裂、変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と	濃縮洗濯廃液タンク※2	2基 既許認可どおり			サイトハンカ※2	1基 既許認可どおり			固体廃棄物貯蔵庫※2	1式 既許認可どおり	放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能	貯蔵している放射性 固体廃棄物の廃棄が 完了するまで	固化装置※2	1基 既許認可どおり		放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること	乾燥装置※2	1基 既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	放射性固体廃棄物の固 化が可能	雑固体廃棄物焼却設備※2	1基 既許認可どおり		濃縮洗濯廃液の乾燥が可 能 放射性固体廃棄物の焼却が可 能	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (4/1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 区分</th><th>位置, 構造及び設備 機 能</th><th>性 能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射性 廃棄物 の廃棄施設</td> <td>使用清潔脂槽※2</td><td>6基 既許認可どおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降 分離槽※2</td><td>6基 既許認可どおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽※1</td><td>6基 既許認可どおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク※2</td><td>6基 既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物貯蔵機 能</td><td>貯蔵している放射性 固体廃棄物の取出し が完了するまで 内包する物質が漏えいする ような亀裂、変形等有意な 欠陥がない状態であるこ と</td></tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク※2</td><td>2基 既許認可どおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>サイトハンカ※2</td><td>1基 既許認可どおり</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫※2</td><td>1式 既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能</td><td>貯蔵している放射性 固体廃棄物の廃棄が 完了するまで</td></tr> <tr> <td>固化装置※2</td><td>1基 既許認可どおり</td><td></td><td>放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること</td></tr> <tr> <td>乾燥装置※2</td><td>1基 既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td>放射性固体廃棄物の固 化が可能</td></tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備※2</td><td>1基 既許認可どおり</td><td></td><td>濃縮洗濯廃液の乾燥が可 能 放射性固体廃棄物の焼却が可 能</td></tr> <tr> <td>固体廃棄物移送容器※2</td><td>1基 既許認可どおり</td><td>放射線遮蔽機能</td><td>使用清制御棒等の機 器が完了するま で 内輸送が完了するま で ような有意な損傷がな い状態であるこ と</td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 機 能	性 能	維持期間	放射性 廃棄物 の廃棄施設	使用清潔脂槽※2	6基 既許認可どおり			原子炉冷却材浄化系沈降 分離槽※2	6基 既許認可どおり			復水浄化系沈降分離槽※1	6基 既許認可どおり			濃縮廃液タンク※2	6基 既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	貯蔵している放射性 固体廃棄物の取出し が完了するまで 内包する物質が漏えいする ような亀裂、変形等有意な 欠陥がない状態であるこ と	濃縮洗濯廃液タンク※2	2基 既許認可どおり			サイトハンカ※2	1基 既許認可どおり			固体廃棄物貯蔵庫※2	1式 既許認可どおり	放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能	貯蔵している放射性 固体廃棄物の廃棄が 完了するまで	固化装置※2	1基 既許認可どおり		放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること	乾燥装置※2	1基 既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	放射性固体廃棄物の固 化が可能	雑固体廃棄物焼却設備※2	1基 既許認可どおり		濃縮洗濯廃液の乾燥が可 能 放射性固体廃棄物の焼却が可 能	固体廃棄物移送容器※2	1基 既許認可どおり	放射線遮蔽機能	使用清制御棒等の機 器が完了するま で 内輸送が完了するま で ような有意な損傷がな い状態であるこ と	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (固体 廃棄物の廃棄設備の性 能及び性能維持期間の 見直し)</li> <li>性能維持施設に固体 廃棄物移送容器を追記</li> </ul>
施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 機 能	性 能	維持期間																																																																																																
放射性 廃棄物 の廃棄施設	使用清潔脂槽※2	6基 既許認可どおり																																																																																																		
	原子炉冷却材浄化系沈降 分離槽※2	6基 既許認可どおり																																																																																																		
	復水浄化系沈降分離槽※1	6基 既許認可どおり																																																																																																		
	濃縮廃液タンク※2	6基 既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	放射性固体廃棄物の 処理が完了するまで 著しい損傷又はその形態 がなく、亀裂、変形等有意 な欠陥がない状態であるこ と																																																																																																
	濃縮洗濯廃液タンク※2	2基 既許認可どおり																																																																																																		
	サイトハンカ※2	1基 既許認可どおり																																																																																																		
	固体廃棄物貯蔵庫※2	1式 既許認可どおり	放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能	貯蔵している放射性 固体廃棄物の廃棄が 完了するまで																																																																																																
固化装置※2	1基 既許認可どおり		放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること																																																																																																	
乾燥装置※2	1基 既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	放射性固体廃棄物の固 化が可能																																																																																																	
雑固体廃棄物焼却設備※2	1基 既許認可どおり		濃縮洗濯廃液の乾燥が可 能 放射性固体廃棄物の焼却が可 能																																																																																																	
施設等 区分	設備等 区分	位置, 構造及び設備 機 能	性 能	維持期間																																																																																																
放射性 廃棄物 の廃棄施設	使用清潔脂槽※2	6基 既許認可どおり																																																																																																		
	原子炉冷却材浄化系沈降 分離槽※2	6基 既許認可どおり																																																																																																		
	復水浄化系沈降分離槽※1	6基 既許認可どおり																																																																																																		
	濃縮廃液タンク※2	6基 既許認可どおり	放射性廃棄物貯蔵機 能	貯蔵している放射性 固体廃棄物の取出し が完了するまで 内包する物質が漏えいする ような亀裂、変形等有意な 欠陥がない状態であるこ と																																																																																																
	濃縮洗濯廃液タンク※2	2基 既許認可どおり																																																																																																		
	サイトハンカ※2	1基 既許認可どおり																																																																																																		
	固体廃棄物貯蔵庫※2	1式 既許認可どおり	放射性物質漏えい防 止機能 放射線遮蔽機能	貯蔵している放射性 固体廃棄物の廃棄が 完了するまで																																																																																																
固化装置※2	1基 既許認可どおり		放射性物質漏えいする亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること 放射線障害の防止に影響す る有意な損傷がない状態で あること																																																																																																	
乾燥装置※2	1基 既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	放射性固体廃棄物の固 化が可能																																																																																																	
雑固体廃棄物焼却設備※2	1基 既許認可どおり		濃縮洗濯廃液の乾燥が可 能 放射性固体廃棄物の焼却が可 能																																																																																																	
固体廃棄物移送容器※2	1基 既許認可どおり	放射線遮蔽機能	使用清制御棒等の機 器が完了するま で 内輸送が完了するま で ような有意な損傷がな い状態であるこ と																																																																																																	

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																			
46	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2 号炉共用又は 1号、2号、 3号及び4号 炉共用として 守護する施設 及び設備) (4/8)	<p><b>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号、2号、3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (4/8)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備(建家)名称</th><th>維持台数</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備</td><td>出入管理関係設備※1</td><td>1式</td><td>・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器</td><td>放射線管理機能</td><td>身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>試料分析関係設備※2</td><td>1式</td><td>・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類: Ge 半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、<math>\alpha/\beta</math>線自動測定装置</td><td>放射能測定ができる状態であること</td><td>放射能測定ができる状態であること</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内)</td><td></td><td>10台</td><td>既許認可どおり</td><td>線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること</td><td>線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること</td><td>関連する設備の供用が終了するまで</td></tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器</td><td>1式</td><td>・位置: サービス建家内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), <math>^{3}\text{He}</math>比例計数管, ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面积端窓形有機GM管</td><td>放射線監視機能</td><td>個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること</td><td>個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること</td><td></td></tr> <tr> <td>個人管理用測定設備及び測定機器※2</td><td>1式</td><td>・位置: 事務建屋内、サービス建家内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器</td><td>放射線計測器の較正</td><td>・位置: サービス建家内 ・種類: <math>\gamma</math>線照射装置</td><td>放射線計測器の較正ができる状態であること</td><td></td></tr> <tr> <td>放射線計測器の較正設備※1</td><td>1式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備※1	1式	・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること			試料分析関係設備※2	1式	・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類: Ge 半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、 $\alpha/\beta$ 線自動測定装置	放射能測定ができる状態であること	放射能測定ができる状態であること			エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内)		10台	既許認可どおり	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで	放射線サーベイ機器	1式	・位置: サービス建家内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), $^{3}\text{He}$ 比例計数管, ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面积端窓形有機GM管	放射線監視機能	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること		個人管理用測定設備及び測定機器※2	1式	・位置: 事務建屋内、サービス建家内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器	放射線計測器の較正	・位置: サービス建家内 ・種類: $\gamma$ 線照射装置	放射線計測器の較正ができる状態であること		放射線計測器の較正設備※1	1式						<p><b>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号、2号、3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (5/11)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th><th>設備(建家)名称</th><th>維持台数</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備</td><td>出入管理関係設備※1</td><td>1式</td><td>・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器</td><td>放射線管理機能</td><td>身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること</td><td></td></tr> <tr> <td>試料分析関係設備※2</td><td>1式</td><td>・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内 ・種類: Ge 半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、<math>\alpha/\beta</math>線自動測定装置</td><td>放射能測定ができる状態であること</td><td>放射能測定ができる状態であること</td><td></td></tr> <tr> <td>エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内)</td><td></td><td>10台</td><td>既許認可どおり</td><td>線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること</td><td>線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること</td><td>関連する設備の供用が終了するまで</td></tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器</td><td>1式</td><td>・位置: サービス建家内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), <math>^{3}\text{He}</math>比例計数管, ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面积端窓形有機GM管</td><td>放射線監視機能</td><td>個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること</td><td>個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること</td><td></td></tr> <tr> <td>個人管理用測定設備及び測定機器※2</td><td>1式</td><td>・位置: 事務建屋内、サービス建家内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器</td><td>放射線計測器の較正</td><td>・位置: サービス建家内 ・種類: <math>\gamma</math>線照射装置</td><td>放射線計測器の較正ができる状態であること</td><td></td></tr> <tr> <td>放射線計測器の較正設備※1</td><td>1式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設区分	設備(建家)名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備※1	1式	・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること		試料分析関係設備※2	1式	・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内 ・種類: Ge 半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、 $\alpha/\beta$ 線自動測定装置	放射能測定ができる状態であること	放射能測定ができる状態であること		エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内)		10台	既許認可どおり	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで	放射線サーベイ機器	1式	・位置: サービス建家内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), $^{3}\text{He}$ 比例計数管, ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面积端窓形有機GM管	放射線監視機能	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること		個人管理用測定設備及び測定機器※2	1式	・位置: 事務建屋内、サービス建家内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器	放射線計測器の較正	・位置: サービス建家内 ・種類: $\gamma$ 線照射装置	放射線計測器の較正ができる状態であること		放射線計測器の較正設備※1	1式						・記載の適正化
施設区分	設備等の区分	設備(建家)名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																																																
放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備※1	1式	・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内、サイトバンカ建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																																		
	試料分析関係設備※2	1式	・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内、事務建屋内 ・種類: Ge 半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、 $\alpha/\beta$ 線自動測定装置	放射能測定ができる状態であること	放射能測定ができる状態であること																																																																																																		
	エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内)		10台	既許認可どおり	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																
	放射線サーベイ機器	1式	・位置: サービス建家内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), $^{3}\text{He}$ 比例計数管, ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面积端窓形有機GM管	放射線監視機能	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること																																																																																																	
個人管理用測定設備及び測定機器※2	1式	・位置: 事務建屋内、サービス建家内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器	放射線計測器の較正	・位置: サービス建家内 ・種類: $\gamma$ 線照射装置	放射線計測器の較正ができる状態であること																																																																																																		
放射線計測器の較正設備※1	1式																																																																																																						
施設区分	設備(建家)名称	維持台数	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																																																	
放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備	出入管理関係設備※1	1式	・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器	放射線管理機能	身体の表面汚染を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること																																																																																																		
	試料分析関係設備※2	1式	・位置: サービス建家内、廃棄物処理建屋内 ・種類: Ge 半導体スペクトロメータ、液体シンチレーションシステム、 $\alpha/\beta$ 線自動測定装置	放射能測定ができる状態であること	放射能測定ができる状態であること																																																																																																		
	エリア放射線モニタリング設備(廃棄物処理建屋※1内、サイトバンカ建屋※2内及び使用済燃料輸送容器保管建屋※2内)		10台	既許認可どおり	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報が発信できる状態であること 表面汚染が測定できる状態であること	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																																
	放射線サーベイ機器	1式	・位置: サービス建家内他 ・種類: 円筒型電離箱(密封式), $^{3}\text{He}$ 比例計数管, ZnS (Ag)シンチレーション検出器、シリコン半導体検出器、大面积端窓形有機GM管	放射線監視機能	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること	個人の内部被ばく及び外部被ばく線量を測定できる状態であること																																																																																																	
個人管理用測定設備及び測定機器※2	1式	・位置: 事務建屋内、サービス建家内、廃棄物処理建屋内、固体廃棄物貯蔵庫内 ・種類: プラスチックシンチレーション検出器、シリコン半導体検出器	放射線計測器の較正	・位置: サービス建家内 ・種類: $\gamma$ 線照射装置	放射線計測器の較正ができる状態であること																																																																																																		
放射線計測器の較正設備※1	1式																																																																																																						

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前										補正後	理由																								
47	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2 号炉共用又は 1号, 2号, 3号及び4号 炉共用として 守護する施設 及び設備) (5/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (5/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>位置, 構造及び設備 維持台数</th><th>機 能</th><th>性 能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内 主要な管理用 設備</td><td>廃棄物処理補機冷却 水モニタ※1 プロセス放 射線 液体廃棄物処理系排 水モニタ※1</td><td>1台 既許認可どおり</td><td></td><td></td><td>放射性廃棄物の処理 が完了するまで</td></tr> <tr> <td>屋外 主要な管理用 設備</td><td>廃棄物処理建家換 気モニタ※1 空調系排氣筒モニタ ※2 燃却設備排ガスモニ タ※2 サイトバシカ建屋排 気モニタ※2</td><td>1台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり</td><td></td><td></td><td>放射性物質の濃度を測定で きる状態において警報が 発信できる状態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性廃棄物の処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>放射 線 管 理 施 設</td><td>固定モニタリング設 備※2 環境モニタリング設 備</td><td>1式 既許認可どおり</td><td></td><td></td><td>空間線量率を測定できる状 態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性物質濃度を測定でき く状態であること 空間線量率を測定できる状 態であること 風向及び風速, 降雨量, 大 気温度を観測できる状態で あること</td></tr> </tbody> </table>										施設等 区分	設備 (建家) 名称	位置, 構造及び設備 維持台数	機 能	性 能	維持期間	屋内 主要な管理用 設備	廃棄物処理補機冷却 水モニタ※1 プロセス放 射線 液体廃棄物処理系排 水モニタ※1	1台 既許認可どおり			放射性廃棄物の処理 が完了するまで	屋外 主要な管理用 設備	廃棄物処理建家換 気モニタ※1 空調系排氣筒モニタ ※2 燃却設備排ガスモニ タ※2 サイトバシカ建屋排 気モニタ※2	1台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり			放射性物質の濃度を測定で きる状態において警報が 発信できる状態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性廃棄物の処理が完了するまで	放射 線 管 理 施 設	固定モニタリング設 備※2 環境モニタリング設 備	1式 既許認可どおり			空間線量率を測定できる状 態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性物質濃度を測定でき く状態であること 空間線量率を測定できる状 態であること 風向及び風速, 降雨量, 大 気温度を観測できる状態で あること		
施設等 区分	設備 (建家) 名称	位置, 構造及び設備 維持台数	機 能	性 能	維持期間																																
屋内 主要な管理用 設備	廃棄物処理補機冷却 水モニタ※1 プロセス放 射線 液体廃棄物処理系排 水モニタ※1	1台 既許認可どおり			放射性廃棄物の処理 が完了するまで																																
屋外 主要な管理用 設備	廃棄物処理建家換 気モニタ※1 空調系排氣筒モニタ ※2 燃却設備排ガスモニ タ※2 サイトバシカ建屋排 気モニタ※2	1台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり			放射性物質の濃度を測定で きる状態において警報が 発信できる状態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性廃棄物の処理が完了するまで																																
放射 線 管 理 施 設	固定モニタリング設 備※2 環境モニタリング設 備	1式 既許認可どおり			空間線量率を測定できる状 態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性物質濃度を測定でき く状態であること 空間線量率を測定できる状 態であること 風向及び風速, 降雨量, 大 気温度を観測できる状態で あること																																
<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>位置, 構造及び設備 維持台数</th><th>機 能</th><th>性 能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内 主要な管理用 設備</td><td>廃棄物処理補機冷却 水モニタ※1 プロセス放 射線 液体廃棄物処理系排 水モニタ※1</td><td>1台 既許認可どおり</td><td></td><td></td><td>放射性廃棄物の処理 が完了するまで</td></tr> <tr> <td>屋外 主要な管理用 設備</td><td>廃棄物処理建家換 気モニタ※1 空調系排氣筒モニタ ※2 燃却設備排ガスモニ タ※2 サイトバシカ建屋排 気モニタ※2</td><td>1台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり</td><td></td><td></td><td>放射性物質の濃度を測定で きる状態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性廃棄物の処理が完了するまで</td></tr> <tr> <td>放射 線 管 理 施 設</td><td>固定モニタリング設 備※2 環境モニタリング設 備</td><td>1式 既許認可どおり</td><td></td><td></td><td>空間線量率を測定できる状 態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性物質濃度を測定でき く状態であること 空間線量率を測定できる状 態であること 風向及び風速, 降雨量, 大 気温度を観測できる状態で あること</td></tr> </tbody> </table>														施設等 区分	設備 (建家) 名称	位置, 構造及び設備 維持台数	機 能	性 能	維持期間	屋内 主要な管理用 設備	廃棄物処理補機冷却 水モニタ※1 プロセス放 射線 液体廃棄物処理系排 水モニタ※1	1台 既許認可どおり			放射性廃棄物の処理 が完了するまで	屋外 主要な管理用 設備	廃棄物処理建家換 気モニタ※1 空調系排氣筒モニタ ※2 燃却設備排ガスモニ タ※2 サイトバシカ建屋排 気モニタ※2	1台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり			放射性物質の濃度を測定で きる状態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性廃棄物の処理が完了するまで	放射 線 管 理 施 設	固定モニタリング設 備※2 環境モニタリング設 備	1式 既許認可どおり			空間線量率を測定できる状 態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性物質濃度を測定でき く状態であること 空間線量率を測定できる状 態であること 風向及び風速, 降雨量, 大 気温度を観測できる状態で あること
施設等 区分	設備 (建家) 名称	位置, 構造及び設備 維持台数	機 能	性 能	維持期間																																
屋内 主要な管理用 設備	廃棄物処理補機冷却 水モニタ※1 プロセス放 射線 液体廃棄物処理系排 水モニタ※1	1台 既許認可どおり			放射性廃棄物の処理 が完了するまで																																
屋外 主要な管理用 設備	廃棄物処理建家換 気モニタ※1 空調系排氣筒モニタ ※2 燃却設備排ガスモニ タ※2 サイトバシカ建屋排 気モニタ※2	1台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり 2台 既許認可どおり			放射性物質の濃度を測定で きる状態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性廃棄物の処理が完了するまで																																
放射 線 管 理 施 設	固定モニタリング設 備※2 環境モニタリング設 備	1式 既許認可どおり			空間線量率を測定できる状 態であること 警報設定値において警報が 発信できる状態であること 放射性物質濃度を測定でき く状態であること 空間線量率を測定できる状 態であること 風向及び風速, 降雨量, 大 気温度を観測できる状態で あること																																
<p>• 記載の適正化</p>																																					



福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																								
48	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2 号炉共用又は 1号, 2号, 3号及び4号 炉共用として 付帯する施設 及び設備) (6/8) (つづき)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (6/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th> <th>設備等 の区分</th> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機 能</th> <th>性 能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他の主要な事項 その他の原子炉の附属施設</td> <td rowspan="10">非常用 設備</td> <td>ディーゼル発電機※2</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)</td> <td>性能維持施設 (使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ランドリ・セントラ換気 系 給気ファン※1</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ランドリ・セントラ換気 系 排気ファン※1</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ランドリ・セントラ換気 系 給気フィルタ※1</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ランドリ・セントラ換気 系 排気フィルタ※1</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>換気機能</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 廃棄物給気ファン※1</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 廃棄物排気ファン※1</td> <td>2台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 廃棄物給気フィルタ※1</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 空調系排気フィルタ※1</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>排気管以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性气体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 空調系排気筒※2</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (8/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機 能</th> <th>性 能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他の原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用ディーゼル発電機※2</td> <td rowspan="2">1台</td> <td>位置: 3号炉原子炉建屋付属棟内 ・種類: 機軸回転三相交流同期発電機 ・容量: 7,875kVA ・電圧: 6,900V ・周波数: 50Hz ・(上記は既許認可どおり)</td> <td>非常用ディーゼル発電機1台当たりの設備容量は約6,300kWである。廃止措置期間中に性能を維持する非常用ディーゼル発電機2台は, 第6-3表に示す1号, 2号, 3号及び4号炉で廃止措置期間中に外部電源が喪失した場合に使用済燃料アーバルに貯蔵中の使用済燃料を冷却するため必要な負担に応じて, 十分な容量を確保できる設計とする。</td> <td>非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。) 非常用高圧母線に接続して電源を供給できる状態であることを確保するため, 十分な容量を確保できる設計とする。</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td></td> <td>1号, 2号, 3号及び4号炉で電力を融通できる設計とする。第6-1図に示すとおり, 共通用高圧母線(3号及び4号炉共用)へ接続することで, 4号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とした。66kV母線へ送電して共通用高圧母線(1号及び2号炉共用)へ接続することで, 1号及び2号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 の区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間	その他の主要な事項 その他の原子炉の附属施設	非常用 設備	ディーゼル発電機※2	2台	既許認可どおり	電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	性能維持施設 (使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで	ランドリ・セントラ換気 系 給気ファン※1	1台	既許認可どおり					ランドリ・セントラ換気 系 排気ファン※1	1台	既許認可どおり				ランドリ・セントラ換気 系 給気フィルタ※1	1台	既許認可どおり				ランドリ・セントラ換気 系 排気フィルタ※1	1台	既許認可どおり	換気機能			廃棄物処理室換気系 廃棄物給気ファン※1	2台	既許認可どおり				廃棄物処理室換気系 廃棄物排気ファン※1	2台	既許認可どおり				廃棄物処理室換気系 廃棄物給気フィルタ※1	1台	既許認可どおり				廃棄物処理室換気系 空調系排気フィルタ※1	1台	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	排気管以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性气体廃棄物の処理が完了するまで	廃棄物処理室換気系 空調系排気筒※2	1基	既許認可どおり				施設等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間	その他の原子炉の附属施設	非常用ディーゼル発電機※2	1台	位置: 3号炉原子炉建屋付属棟内 ・種類: 機軸回転三相交流同期発電機 ・容量: 7,875kVA ・電圧: 6,900V ・周波数: 50Hz ・(上記は既許認可どおり)	非常用ディーゼル発電機1台当たりの設備容量は約6,300kWである。廃止措置期間中に性能を維持する非常用ディーゼル発電機2台は, 第6-3表に示す1号, 2号, 3号及び4号炉で廃止措置期間中に外部電源が喪失した場合に使用済燃料アーバルに貯蔵中の使用済燃料を冷却するため必要な負担に応じて, 十分な容量を確保できる設計とする。	非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。) 非常用高圧母線に接続して電源を供給できる状態であることを確保するため, 十分な容量を確保できる設計とする。	使用済燃料の搬出が完了するまで	非常用電源設備		1号, 2号, 3号及び4号炉で電力を融通できる設計とする。第6-1図に示すとおり, 共通用高圧母線(3号及び4号炉共用)へ接続することで, 4号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とした。66kV母線へ送電して共通用高圧母線(1号及び2号炉共用)へ接続することで, 1号及び2号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とする。		<p>・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記</p>
施設等 区分	設備等 の区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間																																																																																					
その他の主要な事項 その他の原子炉の附属施設	非常用 設備	ディーゼル発電機※2	2台	既許認可どおり	電源供給機能 (ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。)	性能維持施設 (使用済燃料の冷却のために必要な設備等)へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																					
		ランドリ・セントラ換気 系 給気ファン※1	1台	既許認可どおり																																																																																								
		ランドリ・セントラ換気 系 排気ファン※1	1台	既許認可どおり																																																																																								
		ランドリ・セントラ換気 系 給気フィルタ※1	1台	既許認可どおり																																																																																								
		ランドリ・セントラ換気 系 排気フィルタ※1	1台	既許認可どおり	換気機能																																																																																							
		廃棄物処理室換気系 廃棄物給気ファン※1	2台	既許認可どおり																																																																																								
		廃棄物処理室換気系 廃棄物排気ファン※1	2台	既許認可どおり																																																																																								
		廃棄物処理室換気系 廃棄物給気フィルタ※1	1台	既許認可どおり																																																																																								
		廃棄物処理室換気系 空調系排気フィルタ※1	1台	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	排気管以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること	放射性气体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																					
		廃棄物処理室換気系 空調系排気筒※2	1基	既許認可どおり																																																																																								
施設等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機 能	性 能	維持期間																																																																																						
その他の原子炉の附属施設	非常用ディーゼル発電機※2	1台	位置: 3号炉原子炉建屋付属棟内 ・種類: 機軸回転三相交流同期発電機 ・容量: 7,875kVA ・電圧: 6,900V ・周波数: 50Hz ・(上記は既許認可どおり)	非常用ディーゼル発電機1台当たりの設備容量は約6,300kWである。廃止措置期間中に性能を維持する非常用ディーゼル発電機2台は, 第6-3表に示す1号, 2号, 3号及び4号炉で廃止措置期間中に外部電源が喪失した場合に使用済燃料アーバルに貯蔵中の使用済燃料を冷却するため必要な負担に応じて, 十分な容量を確保できる設計とする。	非常用ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。) 非常用高圧母線に接続して電源を供給できる状態であることを確保するため, 十分な容量を確保できる設計とする。	使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																						
			非常用電源設備		1号, 2号, 3号及び4号炉で電力を融通できる設計とする。第6-1図に示すとおり, 共通用高圧母線(3号及び4号炉共用)へ接続することで, 4号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とした。66kV母線へ送電して共通用高圧母線(1号及び2号炉共用)へ接続することで, 1号及び2号炉の非常用高圧母線に電力を融通できる設計とする。																																																																																							

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	第 6-2 表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号、2号、3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（6/8）						理由																																																																										
48	六 第 6-2 表 性能維持施設 (1号及び2 号炉共用又は 1号、2号、 3号及び4号 炉共用として 付帯する施設 及び設備) (6/8) (つづき)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設 区分</th><th>設備等 の区分</th><th>設備（建家）名称</th><th>維持台数</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機 能</th><th>性 能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">その他の主要な事項 その原子炉の附属施設 非常用電源設備</td><td>ディーゼル発電機<sup>※2</sup></td><td>既許認可どおり 2台</td><td></td><td>電源供給機能 (ディーゼル発電機 の自動起動及び自動 給電機能は除く。)</td><td>性能維持施設（使用済燃料 の冷却のために必要な設備 等）へ電源を供給できる状 態であること</td><td>使用済燃料の搬出が 完了するまで</td><td></td></tr> <tr> <td>ランドリ・セントラ換気 系 給気ファン<sup>※1</sup></td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ランドリ・セントラ換気 系 排気ファン<sup>※1</sup></td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ランドリ・セントラ換気 系 給気フィルタ<sup>※1</sup></td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ランドリ・セントラ換気 系 排気フィルタ<sup>※1</sup></td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 給気ファン<sup>※1</sup></td><td>2台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 排気ファン<sup>※1</sup></td><td>2台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 給気フィルタ<sup>※1</sup></td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">廃棄物処理建家換気 空調系排気筒<sup>※2</sup></td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td>排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること</td><td>放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで</td><td></td></tr> </tbody> </table>								施設 区分	設備等 の区分	設備（建家）名称	維持台数	位置、構造及び設備	機 能	性 能	維持期間	その他の主要な事項 その原子炉の附属施設 非常用電源設備	ディーゼル発電機 <sup>※2</sup>	既許認可どおり 2台		電源供給機能 (ディーゼル発電機 の自動起動及び自動 給電機能は除く。)	性能維持施設（使用済燃料 の冷却のために必要な設備 等）へ電源を供給できる状 態であること	使用済燃料の搬出が 完了するまで		ランドリ・セントラ換気 系 給気ファン <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり					ランドリ・セントラ換気 系 排気ファン <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり					ランドリ・セントラ換気 系 給気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり					ランドリ・セントラ換気 系 排気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり					廃棄物処理室換気系 給気ファン <sup>※1</sup>	2台	既許認可どおり					廃棄物処理室換気系 排気ファン <sup>※1</sup>	2台	既許認可どおり					廃棄物処理室換気系 給気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり					廃棄物処理建家換気 空調系排気筒 <sup>※2</sup>		1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで	
施設 区分	設備等 の区分	設備（建家）名称	維持台数	位置、構造及び設備	機 能	性 能	維持期間																																																																											
その他の主要な事項 その原子炉の附属施設 非常用電源設備	ディーゼル発電機 <sup>※2</sup>	既許認可どおり 2台		電源供給機能 (ディーゼル発電機 の自動起動及び自動 給電機能は除く。)	性能維持施設（使用済燃料 の冷却のために必要な設備 等）へ電源を供給できる状 態であること	使用済燃料の搬出が 完了するまで																																																																												
	ランドリ・セントラ換気 系 給気ファン <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり																																																																															
	ランドリ・セントラ換気 系 排気ファン <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり																																																																															
	ランドリ・セントラ換気 系 給気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり																																																																															
	ランドリ・セントラ換気 系 排気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり																																																																															
	廃棄物処理室換気系 給気ファン <sup>※1</sup>	2台	既許認可どおり																																																																															
	廃棄物処理室換気系 排気ファン <sup>※1</sup>	2台	既許認可どおり																																																																															
	廃棄物処理室換気系 給気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり																																																																															
廃棄物処理建家換気 空調系排気筒 <sup>※2</sup>		1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																												
第 6-2 表 性能維持施設（1号及び2号炉共用又は1号、2号、3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備）（9/11）						補正後																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設 区分</th><th>設備（建家）名称</th><th>維持台数</th><th>位置、構造及び設備</th><th>機 能</th><th>性 能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">その他の主要な事項 その原子炉の附属施設 空調系</td><td>ランドリ・セントラ換気 系 給気ファン<sup>※1</sup></td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ランドリ・セントラ換気 系 排気ファン<sup>※1</sup></td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ランドリ・セントラ換気 系 給気フィルタ<sup>※1</sup></td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ランドリ・セントラ換気 系 排気フィルタ<sup>※1</sup></td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 給気ファン<sup>※1</sup></td><td>2台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 排気フィルタ<sup>※1</sup></td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>廃棄物処理室換気系 給気フィルタ<sup>※1</sup></td><td>2台</td><td>既許認可どおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>廃棄物処理建家換気 空調系排気筒<sup>※2</sup></td><td>1基</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性廃棄物処理機 能</td><td>排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること</td><td>放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで</td><td></td></tr> </tbody> </table>								施設 区分	設備（建家）名称	維持台数	位置、構造及び設備	機 能	性 能	維持期間	その他の主要な事項 その原子炉の附属施設 空調系	ランドリ・セントラ換気 系 給気ファン <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり				ランドリ・セントラ換気 系 排気ファン <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり				ランドリ・セントラ換気 系 給気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり				ランドリ・セントラ換気 系 排気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり				廃棄物処理室換気系 給気ファン <sup>※1</sup>	2台	既許認可どおり				廃棄物処理室換気系 排気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり				廃棄物処理室換気系 給気フィルタ <sup>※1</sup>	2台	既許認可どおり				廃棄物処理建家換気 空調系排気筒 <sup>※2</sup>	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで																			
施設 区分	設備（建家）名称	維持台数	位置、構造及び設備	機 能	性 能	維持期間																																																																												
その他の主要な事項 その原子炉の附属施設 空調系	ランドリ・セントラ換気 系 給気ファン <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり																																																																															
	ランドリ・セントラ換気 系 排気ファン <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり																																																																															
	ランドリ・セントラ換気 系 給気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり																																																																															
	ランドリ・セントラ換気 系 排気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり																																																																															
	廃棄物処理室換気系 給気ファン <sup>※1</sup>	2台	既許認可どおり																																																																															
	廃棄物処理室換気系 排気フィルタ <sup>※1</sup>	1台	既許認可どおり																																																																															
	廃棄物処理室換気系 給気フィルタ <sup>※1</sup>	2台	既許認可どおり																																																																															
	廃棄物処理建家換気 空調系排気筒 <sup>※2</sup>	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機 能	排気筒以外から気体状の放 射性廃棄物を放出する亀 裂、変形等有意な欠陥がな い状態であること	放射性气体廃棄物の 処理が完了するまで																																																																												

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																								
49	六 第6-2表 性能維持施設 (1号及び2 号炉共用又は 1号, 2号, 3号及び4号 炉共用として 付帯する施設 及び設備) (7/8)	<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 区分</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>維持台数</th><th>位置, 構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の主要な事項 その他の原子炉の附属</td><td>その他の主要な事項 その他の原子炉の附属</td><td>使用済燃料輸送容器 (キャスク) 保管建屋 ※2</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td><td>放射性物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">建物及び構築物 その他主要施設</td><td>コントロール建家※1</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td><td>放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>サービス建家※1</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td><td>放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋※1</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td><td>放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">発電所補助系 その他主要施設</td><td>サイトバンカ建屋※2</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td><td>放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td>換気機能</td><td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2</td><td>2台</td><td>既許認可どおり</td><td>換気機能</td><td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	その他の主要な事項 その他の原子炉の附属	その他の主要な事項 その他の原子炉の附属	使用済燃料輸送容器 (キャスク) 保管建屋 ※2	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで		建物及び構築物 その他主要施設	コントロール建家※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで			サービス建家※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで			廃棄物処理建屋※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで			発電所補助系 その他主要施設	サイトバンカ建屋※2	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで			サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2	1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること			サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2	2台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること			<p>第6-2表 性能維持施設 (1号及び2号炉共用又は1号, 2号, 3号及び4号炉共用として付帯する施設及び設備) (10/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th><th>設備等 区分</th><th>設備 (建家) 名称</th><th>維持台数</th><th>位置, 構造及び設備</th><th>機能</th><th>性能</th><th>維持期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の主要な事項 その他の原子炉の附属</td><td>その他の主要な事項 その他の原子炉の附属</td><td>使用済燃料輸送容器 (キャスク) 保管建屋 ※2</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td><td>放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">建物及び構築物 その他主要施設</td><td>コントロール建家※1</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td><td>放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>サービス建家※1</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td><td>放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋※1</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能</td><td>放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">発電所補助系 その他主要施設</td><td>サイトバンカ建屋※2</td><td>1式</td><td>既許認可どおり</td><td>換気機能</td><td>放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態であること</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2</td><td>1台</td><td>既許認可どおり</td><td>換気機能</td><td>放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態であること</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2</td><td>2台</td><td>既許認可どおり</td><td>換気機能</td><td>放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態であること</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	その他の主要な事項 その他の原子炉の附属	その他の主要な事項 その他の原子炉の附属	使用済燃料輸送容器 (キャスク) 保管建屋 ※2	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで		建物及び構築物 その他主要施設	コントロール建家※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで			サービス建家※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで			廃棄物処理建屋※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで			発電所補助系 その他主要施設	サイトバンカ建屋※2	1式	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態であること			サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態であること			サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2	2台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態であること			<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (換気空調系の性能について, フィルタを含めた換気空調系としての性能に見直し)</li> </ul>
施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																																																																					
その他の主要な事項 その他の原子炉の附属	その他の主要な事項 その他の原子炉の附属	使用済燃料輸送容器 (キャスク) 保管建屋 ※2	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質が漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで																																																																																																																						
建物及び構築物 その他主要施設	コントロール建家※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで																																																																																																																							
	サービス建家※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで																																																																																																																							
	廃棄物処理建屋※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで																																																																																																																							
発電所補助系 その他主要施設	サイトバンカ建屋※2	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで																																																																																																																							
	サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2	1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること																																																																																																																							
	サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2	2台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること																																																																																																																							
施設等 区分	設備等 区分	設備 (建家) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																																																																					
その他の主要な事項 その他の原子炉の附属	その他の主要な事項 その他の原子炉の附属	使用済燃料輸送容器 (キャスク) 保管建屋 ※2	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで																																																																																																																						
建物及び構築物 その他主要施設	コントロール建家※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで																																																																																																																							
	サービス建家※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで																																																																																																																							
	廃棄物処理建屋※1	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	放射性物質漏えいする亀裂, 変形等有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること 各建家の管理区域を解除するまで																																																																																																																							
発電所補助系 その他主要施設	サイトバンカ建屋※2	1式	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態であること																																																																																																																							
	サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2	1台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態であること																																																																																																																							
	サイトバンカ建屋換気空調系 排気フィルタ※2	2台	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するため に必要な換気ができる状態であること																																																																																																																							

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																
50	六 第 6 – 2 表 性能維持施設 ( 1 号及び 2 号炉共用又は 1 号, 2 号, 3 号及び 4 号炉 共用として付 帶する施設及 び設備 ) ( 8 / 8 )	<p>第 6 – 2 表 性能維持施設 ( 1 号及び 2 号炉共用又は 1 号, 2 号, 3 号及び 4 号炉共用として付帶する施設及び設備 ) ( 8 / 8 )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th> <th>設備 ( 建家 ) 名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所補助系 その他主要施設</td> <td>ろ過水タンク※2 消防ポンプ※2</td> <td>2 基</td> <td>・種類: 全溶接 ( 鋼 ) 製円筒形球面屋根式 地上貯槽 ・容量: 10000kl</td> <td rowspan="3">消防機能</td> <td>著しい漏えい又はその形跡 がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="3">各建家の各エリアに 設置されている設備 の供用が終了するま で</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ※2</td> <td>1 式</td> <td>・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m<sup>3</sup>/h</td> <td>消防機能</td> <td>消防栓から放水できる状態 であること</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル駆動の消 火ポンプ※2</td> <td>1 式</td> <td>・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m<sup>3</sup>/h</td> <td>消防機能</td> <td>消防栓から放水できる状態 であること</td> </tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備 ( 建家 ) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	発電所補助系 その他主要施設	ろ過水タンク※2 消防ポンプ※2	2 基	・種類: 全溶接 ( 鋼 ) 製円筒形球面屋根式 地上貯槽 ・容量: 10000kl	消防機能	著しい漏えい又はその形跡 がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	各建家の各エリアに 設置されている設備 の供用が終了するま で	消防ポンプ※2	1 式	・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m <sup>3</sup> /h	消防機能	消防栓から放水できる状態 であること	ディーゼル駆動の消 火ポンプ※2	1 式	・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m <sup>3</sup> /h	消防機能	消防栓から放水できる状態 であること	<p>第 6 – 2 表 性能維持施設 ( 1 号及び 2 号炉共用又は 1 号, 2 号, 3 号及び 4 号炉共用として付帶する施設及び設備 ) ( 1.1 / 1.1 )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等 区分</th> <th>設備 ( 建家 ) 名称</th> <th>維持台数</th> <th>位置, 構造及び設備</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所補助系 その他主要施設</td> <td>ろ過水タンク※2 消防ポンプ※2</td> <td>2 基</td> <td>・種類: 全溶接 ( 鋼 ) 製円筒形球面屋根式 地上貯槽 ・容量: 10000kl</td> <td rowspan="3">消防機能</td> <td>内包する物質が漏えいする ようない状態であること</td> <td rowspan="3">各建家の各エリアに 設置されている設備 の供用が終了するま で</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ※2</td> <td>1 式</td> <td>・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m<sup>3</sup>/h</td> <td>消防機能</td> <td>消防栓から放水できる状態 であること</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル駆動の消 火ポンプ※2</td> <td>1 式</td> <td>・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m<sup>3</sup>/h</td> <td>消防機能</td> <td>消防栓から放水できる状態 であること</td> </tr> </tbody> </table>	施設等 区分	設備 ( 建家 ) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間	発電所補助系 その他主要施設	ろ過水タンク※2 消防ポンプ※2	2 基	・種類: 全溶接 ( 鋼 ) 製円筒形球面屋根式 地上貯槽 ・容量: 10000kl	消防機能	内包する物質が漏えいする ようない状態であること	各建家の各エリアに 設置されている設備 の供用が終了するま で	消防ポンプ※2	1 式	・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m <sup>3</sup> /h	消防機能	消防栓から放水できる状態 であること	ディーゼル駆動の消 火ポンプ※2	1 式	・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m <sup>3</sup> /h	消防機能	消防栓から放水できる状態 であること	・記載の適正化 (ろ過水 タンクの性能の見直し)
施設等 区分	設備 ( 建家 ) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																														
発電所補助系 その他主要施設	ろ過水タンク※2 消防ポンプ※2	2 基	・種類: 全溶接 ( 鋼 ) 製円筒形球面屋根式 地上貯槽 ・容量: 10000kl	消防機能	著しい漏えい又はその形跡 がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること	各建家の各エリアに 設置されている設備 の供用が終了するま で																																														
	消防ポンプ※2	1 式	・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m <sup>3</sup> /h		消防機能		消防栓から放水できる状態 であること																																													
	ディーゼル駆動の消 火ポンプ※2	1 式	・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m <sup>3</sup> /h		消防機能		消防栓から放水できる状態 であること																																													
施設等 区分	設備 ( 建家 ) 名称	維持台数	位置, 構造及び設備	機能	性能	維持期間																																														
発電所補助系 その他主要施設	ろ過水タンク※2 消防ポンプ※2	2 基	・種類: 全溶接 ( 鋼 ) 製円筒形球面屋根式 地上貯槽 ・容量: 10000kl	消防機能	内包する物質が漏えいする ようない状態であること	各建家の各エリアに 設置されている設備 の供用が終了するま で																																														
	消防ポンプ※2	1 式	・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m <sup>3</sup> /h		消防機能		消防栓から放水できる状態 であること																																													
	ディーゼル駆動の消 火ポンプ※2	1 式	・位置: 水処理建屋内 ・種類: 橫置单段うず巻型 ・容量: 350m <sup>3</sup> /h		消防機能		消防栓から放水できる状態 であること																																													

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																				
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷 (1/4)	(新規)	<p><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の負荷 (1/4)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>1号炉 負荷名称</u></th> <th><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>燃料プール補給水系</u></td> <td><u>61.2</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール冷却浄化系</u></td> <td><u>77.8</u></td> </tr> <tr> <td><u>ポンプ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第一中間ループ循環ポンプ</u></td> <td><u>122.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td><u>283.4</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>海水ポンプ</u></td> <td><u>227.8</u></td> </tr> <tr> <td><u>残留熱除去機器冷却系</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>海水ポンプ</u></td> <td><u>322.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>中間ループ循環ポンプ</u></td> <td><u>144.5</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室換気空調系</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(空気調和機など)</u></td> <td><u>275.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>1・2号ページング装置電源</u></td> <td><u>17.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用照明(片系)</u></td> <td><u>111.2</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器 1A</u></td> <td><u>87.6</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器 1B</u></td> <td><u>35.5</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラントバイタル CVCF</u></td> <td><u>36.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 1A</u></td> <td><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 1B</u></td> <td><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>計測用主変圧器</u></td> <td><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>1,925.8</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>1号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系</u>	<u>61.2</u>	<u>燃料プール補給水ポンプ</u>		<u>燃料プール冷却浄化系</u>	<u>77.8</u>	<u>ポンプ</u>		<u>原子炉補機冷却系</u>		<u>第一中間ループ循環ポンプ</u>	<u>122.3</u>	<u>原子炉補機冷却系</u>		<u>第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>283.4</u>	<u>原子炉補機冷却系</u>		<u>海水ポンプ</u>	<u>227.8</u>	<u>残留熱除去機器冷却系</u>		<u>海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u>		<u>中間ループ循環ポンプ</u>	<u>144.5</u>	<u>中央制御室換気空調系</u>		<u>(空気調和機など)</u>	<u>275.3</u>	<u>1・2号ページング装置電源</u>	<u>17.0</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>	<u>125V充電器 1A</u>	<u>87.6</u>	<u>125V充電器 1B</u>	<u>35.5</u>	<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>36.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 1A</u>	<u>41.3</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 1B</u>	<u>41.3</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>	<u>合計</u>	<u>1,925.8</u>	・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記
<u>1号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																																							
<u>燃料プール補給水系</u>	<u>61.2</u>																																																							
<u>燃料プール補給水ポンプ</u>																																																								
<u>燃料プール冷却浄化系</u>	<u>77.8</u>																																																							
<u>ポンプ</u>																																																								
<u>原子炉補機冷却系</u>																																																								
<u>第一中間ループ循環ポンプ</u>	<u>122.3</u>																																																							
<u>原子炉補機冷却系</u>																																																								
<u>第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>283.4</u>																																																							
<u>原子炉補機冷却系</u>																																																								
<u>海水ポンプ</u>	<u>227.8</u>																																																							
<u>残留熱除去機器冷却系</u>																																																								
<u>海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>																																																							
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u>																																																								
<u>中間ループ循環ポンプ</u>	<u>144.5</u>																																																							
<u>中央制御室換気空調系</u>																																																								
<u>(空気調和機など)</u>	<u>275.3</u>																																																							
<u>1・2号ページング装置電源</u>	<u>17.0</u>																																																							
<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>																																																							
<u>125V充電器 1A</u>	<u>87.6</u>																																																							
<u>125V充電器 1B</u>	<u>35.5</u>																																																							
<u>プラントバイタル CVCF</u>	<u>36.0</u>																																																							
<u>中央制御室計測用変圧器 1A</u>	<u>41.3</u>																																																							
<u>中央制御室計測用変圧器 1B</u>	<u>41.3</u>																																																							
<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>																																																							
<u>合計</u>	<u>1,925.8</u>																																																							

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																										
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷 (2/4)	(新規)	<p><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の負荷 (2/4)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>2号炉 負荷名称</u></th> <th><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>燃料プール補給水系</u></td> <td><u>26.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td><u>88.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール冷却浄化系</u></td> <td><u>351.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系</u></td> <td><u>386.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td><u>海水ポンプ</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系</u></td> <td><u>316.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>海水ポンプ</u></td> <td><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u></td> </tr> <tr> <td><u>残留熱除去機器冷却系</u></td> <td><u>129.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>海水ポンプ</u></td> <td><u>中間ループ循環ポンプ</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u></td> <td><u>199.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中間ループ循環ポンプ</u></td> <td><u>1・2号PHSリモート装置電源</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室換気空調系</u></td> <td><u>22.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>(空気調和機など)</u></td> <td><u>非常用照明(片系)</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器 2A</u></td> <td><u>80.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器 2B</u></td> <td><u>99.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラントバイタルCVCF</u></td> <td><u>48.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 2A</u></td> <td><u>38.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 2B</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>計測用主変圧器</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>1,944.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>2号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系</u>	<u>26.0</u>	<u>燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>88.0</u>	<u>燃料プール冷却浄化系</u>	<u>351.0</u>	<u>原子炉補機冷却系</u>	<u>386.0</u>	<u>第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>海水ポンプ</u>	<u>原子炉補機冷却系</u>	<u>316.0</u>	<u>海水ポンプ</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u>	<u>残留熱除去機器冷却系</u>	<u>129.0</u>	<u>海水ポンプ</u>	<u>中間ループ循環ポンプ</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u>	<u>199.0</u>	<u>中間ループ循環ポンプ</u>	<u>1・2号PHSリモート装置電源</u>	<u>中央制御室換気空調系</u>	<u>22.0</u>	<u>(空気調和機など)</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>125V充電器 2A</u>	<u>80.0</u>	<u>125V充電器 2B</u>	<u>99.0</u>	<u>プラントバイタルCVCF</u>	<u>48.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 2A</u>	<u>38.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 2B</u>	<u>54.0</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>	<u>合計</u>	<u>1,944.0</u>	・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記
<u>2号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																													
<u>燃料プール補給水系</u>	<u>26.0</u>																																													
<u>燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>88.0</u>																																													
<u>燃料プール冷却浄化系</u>	<u>351.0</u>																																													
<u>原子炉補機冷却系</u>	<u>386.0</u>																																													
<u>第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>海水ポンプ</u>																																													
<u>原子炉補機冷却系</u>	<u>316.0</u>																																													
<u>海水ポンプ</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u>																																													
<u>残留熱除去機器冷却系</u>	<u>129.0</u>																																													
<u>海水ポンプ</u>	<u>中間ループ循環ポンプ</u>																																													
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u>	<u>199.0</u>																																													
<u>中間ループ循環ポンプ</u>	<u>1・2号PHSリモート装置電源</u>																																													
<u>中央制御室換気空調系</u>	<u>22.0</u>																																													
<u>(空気調和機など)</u>	<u>非常用照明(片系)</u>																																													
<u>125V充電器 2A</u>	<u>80.0</u>																																													
<u>125V充電器 2B</u>	<u>99.0</u>																																													
<u>プラントバイタルCVCF</u>	<u>48.0</u>																																													
<u>中央制御室計測用変圧器 2A</u>	<u>38.0</u>																																													
<u>中央制御室計測用変圧器 2B</u>	<u>54.0</u>																																													
<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>																																													
<u>合計</u>	<u>1,944.0</u>																																													

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																				
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷 (3/4)	(新規)	<p><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の負荷 (3/4)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>3号炉 負荷名称</u></th> <th><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>燃料プール補給水系</u></td> <td><u>16.7</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール冷却浄化系</u></td> <td><u>77.8</u></td> </tr> <tr> <td><u>ポンプ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td><u>421.1</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>海水ポンプ</u></td> <td><u>322.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>残留熱除去機器冷却系</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>海水ポンプ</u></td> <td><u>322.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>中間ループ循環ポンプ</u></td> <td><u>116.7</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室換気空調系</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(空気調和機など)</u></td> <td><u>379.9</u></td> </tr> <tr> <td><u>FPCポンプ室空調機</u></td> <td><u>8.4</u></td> </tr> <tr> <td><u>3・4号ペーディング装置電源</u></td> <td><u>24.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>3・4号PHSリモート装置電源</u></td> <td><u>22.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用照明(片系)</u></td> <td><u>111.2</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器3A</u></td> <td><u>90.7</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器3B</u></td> <td><u>40.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラントバイタルCVCF</u></td> <td><u>34.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器3A</u></td> <td><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器3B</u></td> <td><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>計測用主変圧器</u></td> <td><u>41.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>2,111.0</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>3号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系</u>	<u>16.7</u>	<u>燃料プール補給水ポンプ</u>		<u>燃料プール冷却浄化系</u>	<u>77.8</u>	<u>ポンプ</u>		<u>原子炉補機冷却系</u>		<u>第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>421.1</u>	<u>原子炉補機冷却系</u>		<u>海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>	<u>残留熱除去機器冷却系</u>		<u>海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u>		<u>中間ループ循環ポンプ</u>	<u>116.7</u>	<u>中央制御室換気空調系</u>		<u>(空気調和機など)</u>	<u>379.9</u>	<u>FPCポンプ室空調機</u>	<u>8.4</u>	<u>3・4号ペーディング装置電源</u>	<u>24.0</u>	<u>3・4号PHSリモート装置電源</u>	<u>22.0</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>	<u>125V充電器3A</u>	<u>90.7</u>	<u>125V充電器3B</u>	<u>40.0</u>	<u>プラントバイタルCVCF</u>	<u>34.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器3A</u>	<u>41.3</u>	<u>中央制御室計測用変圧器3B</u>	<u>41.3</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>	<u>合計</u>	<u>2,111.0</u>	・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記
<u>3号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																																							
<u>燃料プール補給水系</u>	<u>16.7</u>																																																							
<u>燃料プール補給水ポンプ</u>																																																								
<u>燃料プール冷却浄化系</u>	<u>77.8</u>																																																							
<u>ポンプ</u>																																																								
<u>原子炉補機冷却系</u>																																																								
<u>第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>421.1</u>																																																							
<u>原子炉補機冷却系</u>																																																								
<u>海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>																																																							
<u>残留熱除去機器冷却系</u>																																																								
<u>海水ポンプ</u>	<u>322.3</u>																																																							
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u>																																																								
<u>中間ループ循環ポンプ</u>	<u>116.7</u>																																																							
<u>中央制御室換気空調系</u>																																																								
<u>(空気調和機など)</u>	<u>379.9</u>																																																							
<u>FPCポンプ室空調機</u>	<u>8.4</u>																																																							
<u>3・4号ペーディング装置電源</u>	<u>24.0</u>																																																							
<u>3・4号PHSリモート装置電源</u>	<u>22.0</u>																																																							
<u>非常用照明(片系)</u>	<u>111.2</u>																																																							
<u>125V充電器3A</u>	<u>90.7</u>																																																							
<u>125V充電器3B</u>	<u>40.0</u>																																																							
<u>プラントバイタルCVCF</u>	<u>34.0</u>																																																							
<u>中央制御室計測用変圧器3A</u>	<u>41.3</u>																																																							
<u>中央制御室計測用変圧器3B</u>	<u>41.3</u>																																																							
<u>計測用主変圧器</u>	<u>41.3</u>																																																							
<u>合計</u>	<u>2,111.0</u>																																																							

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																														
	六 第6-3表 廃止措置期間 中における非 常用ディーゼ ル発電機の負 荷 (4/4)	(新規)	<p><u>第6-3表 廃止措置期間中における非常用ディーゼル発電機の負荷 (4/4)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>4号炉 負荷名称</u></th> <th><u>負荷容量 [kW]</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>燃料プール補給水系</u></td> <td><u>18.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール補給水ポンプ</u></td> <td><u>88.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>燃料プール冷却浄化系</u></td> <td><u>410.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系</u></td> <td><u>410.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>第二中間ループ循環ポンプ</u></td> <td><u>293.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>原子炉補機冷却系</u></td> <td><u>155.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>海水ポンプ</u></td> <td><u>0.9</u></td> </tr> <tr> <td><u>残留熱除去機器冷却系</u></td> <td><u>117.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>海水ポンプ</u></td> <td><u>99.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u></td> <td><u>48.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中間ループ循環ポンプ</u></td> <td><u>45.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室換気空調系</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>(空気調和機など)</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>FPCポンプ室空調機</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>非常用照明(片系)</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器 4A</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>125V充電器 4B</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>プラントバイタルCVCF</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 4A</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>中央制御室計測用変圧器 4B</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>計測用主変圧器</u></td> <td><u>54.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>2,104.9</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>4号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>	<u>燃料プール補給水系</u>	<u>18.0</u>	<u>燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>88.0</u>	<u>燃料プール冷却浄化系</u>	<u>410.0</u>	<u>原子炉補機冷却系</u>	<u>410.0</u>	<u>第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>293.0</u>	<u>原子炉補機冷却系</u>	<u>155.0</u>	<u>海水ポンプ</u>	<u>0.9</u>	<u>残留熱除去機器冷却系</u>	<u>117.0</u>	<u>海水ポンプ</u>	<u>99.0</u>	<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u>	<u>48.0</u>	<u>中間ループ循環ポンプ</u>	<u>45.0</u>	<u>中央制御室換気空調系</u>	<u>54.0</u>	<u>(空気調和機など)</u>	<u>54.0</u>	<u>FPCポンプ室空調機</u>	<u>54.0</u>	<u>非常用照明(片系)</u>	<u>54.0</u>	<u>125V充電器 4A</u>	<u>54.0</u>	<u>125V充電器 4B</u>	<u>54.0</u>	<u>プラントバイタルCVCF</u>	<u>54.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 4A</u>	<u>54.0</u>	<u>中央制御室計測用変圧器 4B</u>	<u>54.0</u>	<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>	<u>合計</u>	<u>2,104.9</u>	・非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記
<u>4号炉 負荷名称</u>	<u>負荷容量 [kW]</u>																																																	
<u>燃料プール補給水系</u>	<u>18.0</u>																																																	
<u>燃料プール補給水ポンプ</u>	<u>88.0</u>																																																	
<u>燃料プール冷却浄化系</u>	<u>410.0</u>																																																	
<u>原子炉補機冷却系</u>	<u>410.0</u>																																																	
<u>第二中間ループ循環ポンプ</u>	<u>293.0</u>																																																	
<u>原子炉補機冷却系</u>	<u>155.0</u>																																																	
<u>海水ポンプ</u>	<u>0.9</u>																																																	
<u>残留熱除去機器冷却系</u>	<u>117.0</u>																																																	
<u>海水ポンプ</u>	<u>99.0</u>																																																	
<u>非常用ディーゼル発電設備冷却系</u>	<u>48.0</u>																																																	
<u>中間ループ循環ポンプ</u>	<u>45.0</u>																																																	
<u>中央制御室換気空調系</u>	<u>54.0</u>																																																	
<u>(空気調和機など)</u>	<u>54.0</u>																																																	
<u>FPCポンプ室空調機</u>	<u>54.0</u>																																																	
<u>非常用照明(片系)</u>	<u>54.0</u>																																																	
<u>125V充電器 4A</u>	<u>54.0</u>																																																	
<u>125V充電器 4B</u>	<u>54.0</u>																																																	
<u>プラントバイタルCVCF</u>	<u>54.0</u>																																																	
<u>中央制御室計測用変圧器 4A</u>	<u>54.0</u>																																																	
<u>中央制御室計測用変圧器 4B</u>	<u>54.0</u>																																																	
<u>計測用主変圧器</u>	<u>54.0</u>																																																	
<u>合計</u>	<u>2,104.9</u>																																																	

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
六	第6-1図 非常用ディーゼル発電機から各号炉へ電源を供給する際の電路	(新規)		<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電機の号炉間融通に関する設計方針等の追記</li> </ul>

第6-1図 非常用ディーゼル発電機から各号炉へ電源を供給する際の電路

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
52	八 2. 核燃料物質 の管理	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵中の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵する。<u>2号, 3号及び4号炉原子炉建屋原子炉棟内へ運搬し、一時的に同建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1号, 2号, 3号及び4号炉共用）に貯蔵する場合は、必要に応じて廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u>1号炉原子炉建家内における使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止、冷却浄化等の機能及び性能を有する設備を維持管理する。<u>2号, 3号及び4号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1号, 2号, 3号及び4号炉共用）に運搬した使用済燃料は、各号炉にて管理を行う。</u>また、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）にて管理している使用済燃料の全てを搬出した場合は、1号炉のすべての使用済燃料は1号炉の廃止措置対象施設から搬出されたものとする。なお、廃止措置に万全を期すため、将来廃止措置のために導入する予定の使用済燃料乾式貯蔵施設については、導入する前に廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵中の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵する。</p> <p>1号炉原子炉建家内における使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設で行うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱、臨界防止、冷却浄化等の機能及び性能を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）にて管理している使用済燃料の全てを搬出した場合は、1号炉のすべての使用済燃料は1号炉の廃止措置対象施設から搬出されたものとする。なお、廃止措置に万全を期すため、将来廃止措置のために導入する予定の使用済燃料乾式貯蔵施設については、導入する前に廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>号炉間輸送の記載を削除（解体工事準備期間中には号炉間輸送を計画していないことを明確化）</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
53	八	3. 核燃料物質の譲渡し	3. 核燃料物質の譲渡し	
54	3. 核燃料物質の譲渡し	<p>使用済燃料は、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から<u>直接、又は2号、3号及び4号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）（1号、2号、3号及び4号炉共用）を経由し、</u>使用済燃料輸送容器を使用して、廃止措置終了までに再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡す。</p> <p>新燃料は、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し、加工事業者等に譲り渡す。なお、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している新燃料は、加工施設等の受入基準を満足するように、必要に応じて気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立てを行う等の措置を講じる。その後、必要に応じて新燃料貯蔵施設に一時的に貯蔵し、譲り渡す。新燃料の除染作業に当たっては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体のみ、かつその1体分の燃料棒のみに限定し、臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱機能、臨界防止機能及び燃料落下防止機能並びにこれらの性能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<p>3. 核燃料物質の譲渡し</p> <p>使用済燃料は、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から</p> <p>使用済燃料輸送容器を使用して、廃止措置終了までに再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡す。</p> <p>新燃料は、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し、加工事業者等※1に譲り渡す。なお、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している新燃料は、加工施設等の受入基準を満足するように、必要に応じて気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立てを行う等の措置を講じる。その後、必要に応じて新燃料貯蔵施設に一時的に貯蔵し、譲り渡す。新燃料の除染作業に当たっては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体のみ、かつその1体分の燃料棒のみに限定し、臨界を防止する。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱いは、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な燃料取扱機能、臨界防止機能及び燃料落下防止機能並びにこれらの性能を有する設備を維持管理する。また、使用済燃料及び新燃料の譲渡しにおける取扱い及び運搬は、関係法令及び関係告示に基づき適切に実施するとともに、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・号炉間輸送の記載を削除（解体工事準備期間中には号炉間輸送を計画していないことを明確化）</li> <li>・加工事業者等の「等」を明確化</li> </ul>

※1：加工事業者等とは、国内の加工事業者のほか、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の加工事業者を示す。

## 福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
64	十 2.1.2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量	<p>2.1.2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。</p> <p>解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能及び性能を有する設備を維持管理すること、</p> <p>復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少を考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。</p>	<p>2.1.2. 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。</p> <p>解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能及び性能を有する設備を維持管理すること、<u>放射性液体廃棄物中の核種構成については、原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とすること</u>、復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少を考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。</p>	<p>・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</p>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
71	十 第 1 0 – 2 表 解体工 事準備期間 中における 放射性液体 廃棄物の放 出管理目標 値	<p>第 1 0 – 2 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放 出管理目標値</p> <p>(単位 : Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (<sup>3</sup>Hを除く。)</td> <td><u>1.4×10<sup>9</sup></u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>	放射性液体廃棄物 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>1.4×10<sup>9</sup></u>	<p>第 1 0 – 2 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放 出管理目標値</p> <p>(単位 : Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (<sup>3</sup>Hを除く。)</td> <td><u>1.2×10<sup>9</sup></u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>	放射性液体廃棄物 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>1.2×10<sup>9</sup></u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性液体廃棄物 の放出量を現実的な 評価に見直し</li> </ul>
項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>											
放射性液体廃棄物 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>1.4×10<sup>9</sup></u>											
項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>											
放射性液体廃棄物 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>1.2×10<sup>9</sup></u>											

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
75	十 第 10-2 図 解体工 事準備期間 中の放射性 液体廃棄物 の処理処分 フロー		・記載の適正化

第10-2図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
75	十 第 10-2 図 解体工 事準備期間 中の放射性 液体廃棄物 の処理処分 フロー		・記載の適正化

第 10-2 図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
76	十 第 10-3 図 解体工 事準備期間 中の放射性 固体廃棄物 の処理フロー （1/2）	<p>補正前</p> <p>1号炉 (原子炉建家原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>2号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>1号炉 (タービン建家) 復水浄化系 受けタンク 復水浄化系脱塩装置</p> <p>2号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク 復水浄化系 受けタンク</p> <p>（1号及び2号炉廃棄物処理建屋）</p> <p>洗濯廃液系 (第8-2図 洗濯廃液系 濃縮装置から) 濃縮廃液系 (第8-2図 低電導度廃液系ろ過装置から)</p> <p>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽 復水浄化系沈降分離槽</p> <p>濃縮廃液タンク 濃縮洗濯廃液タンク 乾燥装置 固体廃棄物貯蔵庫 3号及び4号炉廃棄物処理建屋</p> <p>※1</p> <p>（※1 復水浄化系脱塩装置から）</p> <p>（第8-2図 低電導度廃液系脱塩器から 第8-2図 洗濯廃液系脱塩器から）</p> <p>使用済樹脂系</p> <p>1号, 2号, 3号及び4号炉共用</p> <p>1号及び2号炉共用</p> <p>建家（屋）区分</p>	・記載の適正化

第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー（1/2）

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
76	十 第 10-3 図 解体工 事準備期間 中の放射性 固体廃棄物 の処理フロ ー (1/2)	<p>補正後</p> <p>1号炉 (原子炉建家原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>2号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク 燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>1号炉 (タービン建家) 復水浄化系 受けタンク 復水浄化系 脱塩装置</p> <p>2号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク 復水浄化系 受けタンク</p> <p>1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉共用 1号炉, 2号炉共用 建家(屋)区分</p> <p>洗濯廃液系 (1号及び2号炉廃棄物処理建屋) 濃縮廃液系 第10-2図 洗濯廃液系 濃縮装置から 第10-2図 低電導度廃液系 る過装置から</p> <p>原子炉冷却材浄化系 沈降分離槽 復水浄化系 沈降分離槽</p> <p>濃縮廃液タンク 濃縮廃液タンク 使用済樹脂槽 ※1</p> <p>乾燥装置 固体廃棄物貯蔵庫 3号及び4号炉廃棄物処理建屋</p> <p>※1 復水浄化系脱塩装置から ※1 低電導度廃液系脱塩器から 洗濯廃液系脱塩器から</p>	・記載の適正化

第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー (1/2)

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

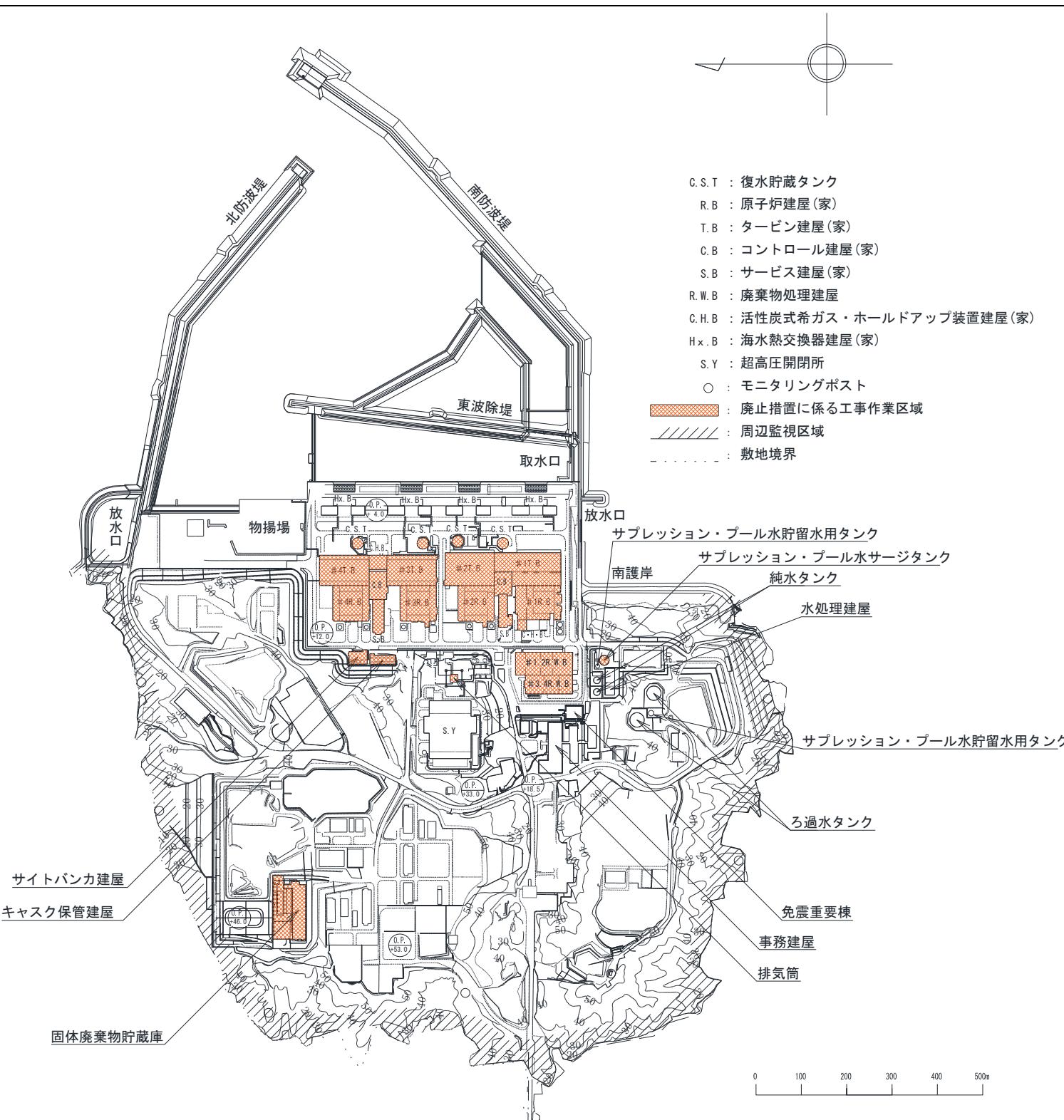
頁	補正箇所	補正前	理由
77	十 第 10-3 図 解体工 事準備期間 中の放射性 固体廃棄物 の処理フロ ー (2/2)	<p>補正前</p> <p>1号, 2号, 3号及び4号炉共用</p> <p>3号及び4号炉共用</p> <p>建家(屋)区分</p> <p>3号又は4号炉 (原子炉建屋原子炉棟)</p> <p>原子炉冷却材浄化系 受けタンク</p> <p>燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>3号又は4号炉 (タービン建屋)</p> <p>復水浄化系 受けタンク</p> <p>3号又は4号炉 (原子炉建屋附属棟)</p> <p>復水浄化系 受けタンク</p> <p>(3号及び4号炉廃棄物処理建屋)</p> <p>濃縮廃液系 (高電導度廃液系 濃縮装置から)</p> <p>濃縮廃液タンク</p> <p>原子炉冷却材浄化系 沈降分離槽</p> <p>低電導度廃液系 (ろ過装置から)</p> <p>復水浄化系 沈降分離槽</p> <p>低電導度廃液系脱塩器から 高電導度廃液系脱塩器から</p> <p>使用済樹脂槽</p> <p>固化装置</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>1号及び2号廃棄物処理建屋</p> <p>固体廃棄物焼却設備</p> <p>減容装置</p> <p>固型化処理 (モルタル充填)</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫</p>	・記載の適正化

第 10-3 図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー (2/2)

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
77	十 第 10-3 図 解体工 事準備期間 中の放射性 固体廃棄物 の処理フロ ー (2/2)	<p>補正後</p> <p>3号又は4号炉 (原子炉建屋原子炉棟) 原子炉冷却材浄化系 受けタンク</p> <p>燃料プール冷却浄化系 受けタンク</p> <p>3号又は4号炉 (タービン建屋) 復水浄化系 受けタンク</p> <p>3号又は4号炉 (原子炉建屋付属棟) 復水浄化系 受けタンク</p> <p>(3号及び4号炉廃棄物処理建屋) 濃縮廃液系 濃縮装置から 第10-2図 高電導度廃液系 濃縮装置から</p> <p>原子炉冷却材浄化系 沈降分離槽</p> <p>第10-2図 低電導度廃液系 ろ過装置から</p> <p>復水浄化系 沈降分離槽</p> <p>第10-2図 低電導度廃液系脱塩器から 第10-2図 高電導度廃液系脱塩器から</p> <p>使用済樹脂槽</p> <p>1号及び2号炉 廃棄物処理建屋 固化装置 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>1号, 2号, 3号及び4号炉共用 3号及び4号炉共用 建家(屋)区分</p> <p>雑固体廃棄物焼却設備 固体廃棄物貯蔵庫</p> <p>減容装置 固型化処理 (モルタル充填)</p> <p>第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー (2/2)</p>	・記載の適正化

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	理由
2-2	添付書類二 第2-1-1図 廃止 措置対象施設の敷地に 係る図面及び 廃止措置に係る工事 作業区域図	 <p>補正前</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図の明瞭化、廃止措置に係る工事作業区域変更</li> </ul>	<p>・図の明瞭化、廃止措置に係る工事作業区域変更</p>

第2-1-1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正後	理由
2-2	添付書類二 第2-1-1図 廃止 措置対象施設の敷地に 係る図面及び 廃止措置に係る工事 作業区域図		<ul style="list-style-type: none"> <li>図の明瞭化, 廃止措置に係る工事作業区域変更</li> </ul>

第2-1-1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-12	添付書類三 2. 2. 1. 解体工事準備期間中	<p>2. 2. 1. 解体工事準備期間中 (2) 放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (a) 海水中における放射性物質の濃度 福島第二原子力発電所では、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を1号、2号、3号及び4号炉の合計（トリチウムを除く。）で<math>1.4 \times 10^{11}</math>Bq/yに設定して放出管理している。 「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、復水器冷却水放水口の濃度と同じになるとして、放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量で除して計算している。計算に当たっては、年間放出量（トリチウムを除く。）は、液体廃棄物処理系の放射性物質濃度並びに先行炉の運転実績及び設計運転条件を基に推定した発生量及び環境放出量から液体廃棄物処理系の運用の変動を考慮して、1号、2号、3号及び4号炉ともに<math>3.7 \times 10^{10}</math>Bq/yとし、復水器冷却水量は、原子炉1基当たり約<math>1.9 \times 10^9</math>m<sup>3</sup>/yとしている。 <u>海水中における放射性物質の年間平均濃度を第3-2-3表に示す。</u></p>	<p>2. 2. 1. 解体工事準備期間中 (2) 放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (a) 海水中における放射性物質の濃度 福島第二原子力発電所では、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を1号、2号、3号及び4号炉の合計（トリチウムを除く。）で<math>1.4 \times 10^{11}</math>Bq/yに設定して放出管理している。 「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、復水器冷却水放水口の濃度と同じになるとして、放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量で除して計算している。計算に当たっては、年間放出量（トリチウムを除く。）は、液体廃棄物処理系の放射性物質濃度並びに先行炉の運転実績及び設計運転条件を基に推定した発生量及び環境放出量から液体廃棄物処理系の運用の変動を考慮して、1号、2号、3号及び4号炉ともに<math>3.7 \times 10^{10}</math>Bq/yとし、復水器冷却水量は、原子炉1基当たり約<math>1.9 \times 10^9</math>m<sup>3</sup>/yとしている。</p>	<p>・記載の適正化（放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し）</p>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-13	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2) 放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (b) 解体工事準備期間中における放出管理目標値 原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、循環水ポンプ3台運転、稼働率80%の場合の冷却水量を基に計算している。 今後、1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、1号炉復水器冷却水放水口から放出せずに、2号、3号及び4号炉のいずれかの復水器冷却水放水口から放出する。 今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するため、復水器冷却水流量の減少に加え、1号炉から発生した放射性液体廃棄物の放出を考慮しても2号、3号及び4号炉復水器冷却水放水口の海水中における放射性物質の濃度が原子炉運転中と同等に維持するように2号、3号及び4号炉の放出量を減少させる。</p> <p>以上より、解体工事準備期間中における1号、2号、3号及び4号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量を第3-2-4表に示す。 したがって、第3-2-5表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（トリチウムを除く。）を1号、2号、3号及び4号炉合計で<math>1.4 \times 10^9 \text{Bq/y}</math>に変更する。</p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2) 放射性液体廃棄物の放出による被ばく a. 放射性液体廃棄物の推定放出量 (b) 解体工事準備期間中における放出管理目標値 原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、循環水ポンプ3台運転、稼働率80%の場合の冷却水量を基に計算している。 今後、1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、1号炉復水器冷却水放水口から放出せずに、2号、3号及び4号炉のいずれかの復水器冷却水放水口から放出する。 今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するため、復水器冷却水流量の減少に加え、1号炉から発生した放射性液体廃棄物の放出を考慮しても2号、3号及び4号炉復水器冷却水放水口の海水中における放射性物質の濃度が原子炉運転中と同等に維持するように2号、3号及び4号炉の放出量を減少させる。<u>また、放射性液体廃棄物中の核種構成については、原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とする。</u></p> <p>以上より、解体工事準備期間中における1号、2号、3号及び4号炉の<u>海水中における放射性物質の年間平均濃度及び</u>放射性液体廃棄物の年間放出量を<u>第3-2-3表及び第3-2-4表</u>に示す。 したがって、第3-2-5表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（トリチウムを除く。）を1号、2号、3号及び4号炉合計で<math>1.2 \times 10^9 \text{Bq/y}</math>に変更する。</p>	<p>・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</p>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-17	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2) 放射性液体廃棄物の放出による被ばく c. 実効線量の評価結果 放出管理目標値に相当する放射性物質を管理放出する場合の実効線量の評価結果は、 海水中における放射性物質の濃度を1号炉原子炉運転中と同等に維持するため、<u>「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の値と同等となり、1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質（よう素を除く。）による実効線量は、約4.3 <math>\mu</math> Sv/yとなる。</u>また、1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物中に含まれるよう素による実効線量計算結果を第3-2-9表に示す。<u>これによれば、海藻類を摂取する場合、成人で約0.007 <math>\mu</math> Sv/y、幼児で約0.02 <math>\mu</math> Sv/y、乳児で約0.03 <math>\mu</math> Sv/y、海藻類を摂取しない場合は、成人で約0.007 <math>\mu</math> Sv/y、幼児で約0.02 <math>\mu</math> Sv/y、乳児で約0.01 <math>\mu</math> Sv/yとなる。</u></p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (2) 放射性液体廃棄物の放出による被ばく c. 実効線量の評価結果 放出管理目標値に相当する放射性物質を管理放出する場合の実効線量の評価結果は、<u>原子炉停止後の減衰を考慮し、短半減期核種を除外した核種構成とすること、その他の核種については、</u>海水中における放射性物質の濃度を1号炉原子炉運転中と同等に維持するため、 1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物中に含まれる放射性物質（よう素を除く。）による実効線量は、<u>約2.6 <math>\mu</math> Sv/y</u>となる。また、1号、2号、3号及び4号炉による放射性液体廃棄物中に含まれるよう素による実効線量計算結果は第3-2-9表に示すとおり、無視できる。</p>	<p>・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</p>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-17	添付書類三	2.2.1. 解体工事準備期間中	2.2.1. 解体工事準備期間中	
3-18	2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>(3) 放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量</p> <p>1号 炉運転時における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間<math>50\mu\text{Gy}</math>を下回る。</p> <p>解体工事準備期間中は、1号 炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。また、既存の建物及び構築物等を維持する。</p> <p>1号 炉運転中の直接線及びスカイシャイン線に主に寄与するタービン建 家からの線量は、主蒸気中に含まれる窒素 (N-16) を線源としている。</p> <p>1号 炉は、運転を停止してから長期間が経過していること、窒素 (N-16) の半減期は約7秒であることから、タービン建 家からの線量は無視できる。</p> <p>また、解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管とともに、安全確保のために必要な機能及び性能を維持することから、1号 炉運転時における直接線及びスカイシャイン線の評価結果を超えることはない。</p> <p>したがって、解体工事準備期間における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、1号 炉運転時と同様に、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間<math>50\mu\text{Gy}</math>を下回る。</p>	<p>(3) 放射性固体廃棄物からの直接線量及びスカイシャイン線量</p> <p>1号, 2号, 3号及び4号 炉運転時における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間<math>50\mu\text{Gy}</math>を下回る。</p> <p>解体工事準備期間中は、1号, 2号, 3号及び4号 炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。また、既存の建物及び構築物等を維持する。</p> <p>1号, 2号, 3号及び4号 炉運転中の直接線及びスカイシャイン線に主に寄与するタービン建屋 (家)からの線量は、主蒸気中に含まれる窒素 (N-16) を線源としている。</p> <p>1号, 2号, 3号及び4号 炉は、運転を停止してから長期間が経過していること、窒素 (N-16) の半減期は約7秒であることから、タービン建屋 (家)からの線量は無視できる。</p> <p>また、解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管とともに、安全確保のために必要な機能及び性能を維持することから、1号, 2号, 3号及び4号 炉運転時における直接線及びスカイシャイン線の評価結果を超えることはない。</p> <p>したがって、解体工事準備期間における福島第二原子力発電所からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、1号, 2号, 3号及び4号 炉運転時と同様に、人の居住する可能性のある敷地境界外において年間<math>50\mu\text{Gy}</math>を下回る。</p>	・記載の適正化

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
3-18	添付書類三 2.2.1. 解体工事準備期間中	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (4)被ばく評価のまとめ 敷地境界外における1号, 2号, 3号及び4号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスの<math>\gamma</math>線による実効線量並びに放射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取, 葉菜摂取及び牛乳摂取による実効線量は, 無視できる。また, 放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量並びに放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量は, <u>第3-2-10表に示すとおり, それぞれ約4.3 <math>\mu</math> Sv/y及び約0.03 <math>\mu</math> Sv/yとなり</u>, 合計約4.3 <math>\mu</math> Sv/yである。この値は, 「線量目標値指針」に示される線量目標値50 <math>\mu</math> Sv/yを下回る。 また, 福島第二原子力発電所の発電用原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは, 「一般公衆線量評価」に示される年間50 <math>\mu</math> Gy程度を下回る。</p>	<p>2.2.1. 解体工事準備期間中 (4)被ばく評価のまとめ 敷地境界外における1号, 2号, 3号及び4号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスの<math>\gamma</math>線による実効線量並びに放射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取, 葉菜摂取及び牛乳摂取による実効線量は, 無視できる。また, <u>第3-2-10表に示すとおり, 放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量は約2.6 <math>\mu</math> Sv/yとなり, 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量は無視できることから, 合計約2.6 <math>\mu</math> Sv/y</u>である。この値は, 「線量目標値指針」に示される線量目標値50 <math>\mu</math> Sv/yを下回る。 また, 福島第二原子力発電所の発電用原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは, 「一般公衆線量評価」に示される年間50 <math>\mu</math> Gy程度を下回る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																								
3-22	添付書類三 第3-2-3 表 海水中に おける放射性 物質の年間平 均濃度	<p>第3-2-3表 海水中における放射性物質の年間平均濃度 (単位: Bq/cm<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>年間平均濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><sup>51</sup>Cr</td> <td>約3.9×10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>54</sup>Mn</td> <td>約7.8×10<sup>-6</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>59</sup>Fe</td> <td>約1.4×10<sup>-6</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>58</sup>Co</td> <td>約5.8×10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>60</sup>Co</td> <td>約5.8×10<sup>-6</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>89</sup>Sr</td> <td>約3.9×10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>90</sup>Sr</td> <td>約1.9×10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>131</sup>I</td> <td>約3.9×10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>134</sup>Cs</td> <td>約9.7×10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>137</sup>Cs</td> <td>約1.6×10<sup>-6</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>3</sup>H</td> <td>約2.0×10<sup>-3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	核種	年間平均濃度	<sup>51</sup> Cr	約3.9×10 <sup>-7</sup>	<sup>54</sup> Mn	約7.8×10 <sup>-6</sup>	<sup>59</sup> Fe	約1.4×10 <sup>-6</sup>	<sup>58</sup> Co	約5.8×10 <sup>-7</sup>	<sup>60</sup> Co	約5.8×10 <sup>-6</sup>	<sup>89</sup> Sr	約3.9×10 <sup>-7</sup>	<sup>90</sup> Sr	約1.9×10 <sup>-7</sup>	<sup>131</sup> I	約3.9×10 <sup>-7</sup>	<sup>134</sup> Cs	約9.7×10 <sup>-7</sup>	<sup>137</sup> Cs	約1.6×10 <sup>-6</sup>	<sup>3</sup> H	約2.0×10 <sup>-3</sup>	<p>第3-2-3表 海水中における放射性物質の年間平均濃度 (単位: Bq/cm<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="4">年間平均濃度</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><sup>51</sup>Cr</td> <td>—</td> <td>~0</td> <td>~0</td> <td>~0</td> </tr> <tr> <td><sup>54</sup>Mn</td> <td>—</td> <td>約7.8×10<sup>-6</sup></td> <td>約7.8×10<sup>-6</sup></td> <td>約7.8×10<sup>-6</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>59</sup>Fe</td> <td>—</td> <td>~0</td> <td>~0</td> <td>~0</td> </tr> <tr> <td><sup>58</sup>Co</td> <td>—</td> <td>~0</td> <td>~0</td> <td>~0</td> </tr> <tr> <td><sup>60</sup>Co</td> <td>—</td> <td>約5.8×10<sup>-6</sup></td> <td>約5.8×10<sup>-6</sup></td> <td>約5.8×10<sup>-6</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>89</sup>Sr</td> <td>—</td> <td>~0</td> <td>~0</td> <td>~0</td> </tr> <tr> <td><sup>90</sup>Sr</td> <td>—</td> <td>約1.9×10<sup>-7</sup></td> <td>約1.9×10<sup>-7</sup></td> <td>約1.9×10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>131</sup>I</td> <td>—</td> <td>~0</td> <td>~0</td> <td>~0</td> </tr> <tr> <td><sup>134</sup>Cs</td> <td>—</td> <td>約9.7×10<sup>-7</sup></td> <td>約9.7×10<sup>-7</sup></td> <td>約9.7×10<sup>-7</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>137</sup>Cs</td> <td>—</td> <td>約1.6×10<sup>-6</sup></td> <td>約1.6×10<sup>-6</sup></td> <td>約1.6×10<sup>-6</sup></td> </tr> <tr> <td><sup>3</sup>H</td> <td>—</td> <td>約2.0×10<sup>-3</sup></td> <td>約2.0×10<sup>-3</sup></td> <td>約2.0×10<sup>-3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	核種	年間平均濃度				1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	<sup>51</sup> Cr	—	~0	~0	~0	<sup>54</sup> Mn	—	約7.8×10 <sup>-6</sup>	約7.8×10 <sup>-6</sup>	約7.8×10 <sup>-6</sup>	<sup>59</sup> Fe	—	~0	~0	~0	<sup>58</sup> Co	—	~0	~0	~0	<sup>60</sup> Co	—	約5.8×10 <sup>-6</sup>	約5.8×10 <sup>-6</sup>	約5.8×10 <sup>-6</sup>	<sup>89</sup> Sr	—	~0	~0	~0	<sup>90</sup> Sr	—	約1.9×10 <sup>-7</sup>	約1.9×10 <sup>-7</sup>	約1.9×10 <sup>-7</sup>	<sup>131</sup> I	—	~0	~0	~0	<sup>134</sup> Cs	—	約9.7×10 <sup>-7</sup>	約9.7×10 <sup>-7</sup>	約9.7×10 <sup>-7</sup>	<sup>137</sup> Cs	—	約1.6×10 <sup>-6</sup>	約1.6×10 <sup>-6</sup>	約1.6×10 <sup>-6</sup>	<sup>3</sup> H	—	約2.0×10 <sup>-3</sup>	約2.0×10 <sup>-3</sup>	約2.0×10 <sup>-3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性液体廃棄物の放 出量を現実的な評価に見 直し</li> </ul>
核種	年間平均濃度																																																																																											
<sup>51</sup> Cr	約3.9×10 <sup>-7</sup>																																																																																											
<sup>54</sup> Mn	約7.8×10 <sup>-6</sup>																																																																																											
<sup>59</sup> Fe	約1.4×10 <sup>-6</sup>																																																																																											
<sup>58</sup> Co	約5.8×10 <sup>-7</sup>																																																																																											
<sup>60</sup> Co	約5.8×10 <sup>-6</sup>																																																																																											
<sup>89</sup> Sr	約3.9×10 <sup>-7</sup>																																																																																											
<sup>90</sup> Sr	約1.9×10 <sup>-7</sup>																																																																																											
<sup>131</sup> I	約3.9×10 <sup>-7</sup>																																																																																											
<sup>134</sup> Cs	約9.7×10 <sup>-7</sup>																																																																																											
<sup>137</sup> Cs	約1.6×10 <sup>-6</sup>																																																																																											
<sup>3</sup> H	約2.0×10 <sup>-3</sup>																																																																																											
核種	年間平均濃度																																																																																											
	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉																																																																																								
<sup>51</sup> Cr	—	~0	~0	~0																																																																																								
<sup>54</sup> Mn	—	約7.8×10 <sup>-6</sup>	約7.8×10 <sup>-6</sup>	約7.8×10 <sup>-6</sup>																																																																																								
<sup>59</sup> Fe	—	~0	~0	~0																																																																																								
<sup>58</sup> Co	—	~0	~0	~0																																																																																								
<sup>60</sup> Co	—	約5.8×10 <sup>-6</sup>	約5.8×10 <sup>-6</sup>	約5.8×10 <sup>-6</sup>																																																																																								
<sup>89</sup> Sr	—	~0	~0	~0																																																																																								
<sup>90</sup> Sr	—	約1.9×10 <sup>-7</sup>	約1.9×10 <sup>-7</sup>	約1.9×10 <sup>-7</sup>																																																																																								
<sup>131</sup> I	—	~0	~0	~0																																																																																								
<sup>134</sup> Cs	—	約9.7×10 <sup>-7</sup>	約9.7×10 <sup>-7</sup>	約9.7×10 <sup>-7</sup>																																																																																								
<sup>137</sup> Cs	—	約1.6×10 <sup>-6</sup>	約1.6×10 <sup>-6</sup>	約1.6×10 <sup>-6</sup>																																																																																								
<sup>3</sup> H	—	約2.0×10 <sup>-3</sup>	約2.0×10 <sup>-3</sup>	約2.0×10 <sup>-3</sup>																																																																																								

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																		
3-23	添付書類三 第3-2-4 表 解体工事 準備期間中に における放射性 液体廃棄物の 年間放出量	<p>第3-2-4表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th><th>1号炉<sup>※1</sup></th><th>2号炉</th><th>3号炉</th><th>4号炉</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td><sup>51</sup>Cr</td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td></tr> <tr><td><sup>54</sup>Mn</td><td>1.4×10<sup>8</sup></td><td>1.4×10<sup>8</sup></td><td>1.4×10<sup>8</sup></td><td>1.4×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td><sup>59</sup>Fe</td><td><u>2.5×10<sup>7</sup></u></td><td><u>2.5×10<sup>7</sup></u></td><td><u>2.5×10<sup>7</sup></u></td><td><u>2.5×10<sup>7</sup></u></td></tr> <tr><td><sup>58</sup>Co</td><td><u>1.1×10<sup>7</sup></u></td><td><u>1.1×10<sup>7</sup></u></td><td><u>1.1×10<sup>7</sup></u></td><td><u>1.1×10<sup>7</sup></u></td></tr> <tr><td><sup>60</sup>Co</td><td>1.1×10<sup>8</sup></td><td>1.1×10<sup>8</sup></td><td>1.1×10<sup>8</sup></td><td>1.1×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td><sup>89</sup>Sr</td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td></tr> <tr><td><sup>90</sup>Sr</td><td>3.6×10<sup>6</sup></td><td>3.6×10<sup>6</sup></td><td>3.6×10<sup>6</sup></td><td>3.6×10<sup>6</sup></td></tr> <tr><td><sup>131</sup>I</td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td><td><u>7.2×10<sup>6</sup></u></td></tr> <tr><td><sup>134</sup>Cs</td><td>1.8×10<sup>7</sup></td><td>1.8×10<sup>7</sup></td><td>1.8×10<sup>7</sup></td><td>1.8×10<sup>7</sup></td></tr> <tr><td><sup>137</sup>Cs</td><td>2.9×10<sup>7</sup></td><td>2.9×10<sup>7</sup></td><td>2.9×10<sup>7</sup></td><td>2.9×10<sup>7</sup></td></tr> <tr><td>放出量合計 (<sup>3</sup>Hを除く。)</td><td><u>3.6×10<sup>8</sup></u></td><td><u>3.6×10<sup>8</sup></u></td><td><u>3.6×10<sup>8</sup></u></td><td><u>3.6×10<sup>8</sup></u></td></tr> <tr><td><sup>3</sup>H</td><td>3.6×10<sup>10</sup></td><td>3.6×10<sup>10</sup></td><td>3.6×10<sup>10</sup></td><td>3.6×10<sup>10</sup></td></tr> </tbody> </table>	核種	1号炉 <sup>※1</sup>	2号炉	3号炉	4号炉	<sup>51</sup> Cr	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<sup>54</sup> Mn	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>	<sup>59</sup> Fe	<u>2.5×10<sup>7</sup></u>	<u>2.5×10<sup>7</sup></u>	<u>2.5×10<sup>7</sup></u>	<u>2.5×10<sup>7</sup></u>	<sup>58</sup> Co	<u>1.1×10<sup>7</sup></u>	<u>1.1×10<sup>7</sup></u>	<u>1.1×10<sup>7</sup></u>	<u>1.1×10<sup>7</sup></u>	<sup>60</sup> Co	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>	<sup>89</sup> Sr	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<sup>90</sup> Sr	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>	<sup>131</sup> I	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<sup>134</sup> Cs	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>	<sup>137</sup> Cs	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>	放出量合計 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>3.6×10<sup>8</sup></u>	<u>3.6×10<sup>8</sup></u>	<u>3.6×10<sup>8</sup></u>	<u>3.6×10<sup>8</sup></u>	<sup>3</sup> H	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>	<p>第3-2-4表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量 (単位: Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th><th>1号炉<sup>※1</sup></th><th>2号炉</th><th>3号炉</th><th>4号炉</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td><sup>51</sup>Cr</td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td></tr> <tr><td><sup>54</sup>Mn</td><td>1.4×10<sup>8</sup></td><td>1.4×10<sup>8</sup></td><td>1.4×10<sup>8</sup></td><td>1.4×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td><sup>59</sup>Fe</td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td></tr> <tr><td><sup>58</sup>Co</td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td></tr> <tr><td><sup>60</sup>Co</td><td>1.1×10<sup>8</sup></td><td>1.1×10<sup>8</sup></td><td>1.1×10<sup>8</sup></td><td>1.1×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td><sup>89</sup>Sr</td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td></tr> <tr><td><sup>90</sup>Sr</td><td>3.6×10<sup>6</sup></td><td>3.6×10<sup>6</sup></td><td>3.6×10<sup>6</sup></td><td>3.6×10<sup>6</sup></td></tr> <tr><td><sup>131</sup>I</td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td><td><u>~0</u></td></tr> <tr><td><sup>134</sup>Cs</td><td>1.8×10<sup>7</sup></td><td>1.8×10<sup>7</sup></td><td>1.8×10<sup>7</sup></td><td>1.8×10<sup>7</sup></td></tr> <tr><td><sup>137</sup>Cs</td><td>2.9×10<sup>7</sup></td><td>2.9×10<sup>7</sup></td><td>2.9×10<sup>7</sup></td><td>2.9×10<sup>7</sup></td></tr> <tr><td>放出量合計 (<sup>3</sup>Hを除く。)</td><td><u>3.0×10<sup>8</sup></u></td><td><u>3.0×10<sup>8</sup></u></td><td><u>3.0×10<sup>8</sup></u></td><td><u>3.0×10<sup>8</sup></u></td></tr> <tr><td><sup>3</sup>H</td><td>3.6×10<sup>10</sup></td><td>3.6×10<sup>10</sup></td><td>3.6×10<sup>10</sup></td><td>3.6×10<sup>10</sup></td></tr> </tbody> </table>	核種	1号炉 <sup>※1</sup>	2号炉	3号炉	4号炉	<sup>51</sup> Cr	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<sup>54</sup> Mn	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>	<sup>59</sup> Fe	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<sup>58</sup> Co	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<sup>60</sup> Co	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>	<sup>89</sup> Sr	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<sup>90</sup> Sr	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>	<sup>131</sup> I	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<sup>134</sup> Cs	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>	<sup>137</sup> Cs	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>	放出量合計 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>3.0×10<sup>8</sup></u>	<u>3.0×10<sup>8</sup></u>	<u>3.0×10<sup>8</sup></u>	<u>3.0×10<sup>8</sup></u>	<sup>3</sup> H	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し</li> </ul>
核種	1号炉 <sup>※1</sup>	2号炉	3号炉	4号炉																																																																																																																																		
<sup>51</sup> Cr	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>																																																																																																																																		
<sup>54</sup> Mn	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>																																																																																																																																		
<sup>59</sup> Fe	<u>2.5×10<sup>7</sup></u>	<u>2.5×10<sup>7</sup></u>	<u>2.5×10<sup>7</sup></u>	<u>2.5×10<sup>7</sup></u>																																																																																																																																		
<sup>58</sup> Co	<u>1.1×10<sup>7</sup></u>	<u>1.1×10<sup>7</sup></u>	<u>1.1×10<sup>7</sup></u>	<u>1.1×10<sup>7</sup></u>																																																																																																																																		
<sup>60</sup> Co	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>																																																																																																																																		
<sup>89</sup> Sr	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>																																																																																																																																		
<sup>90</sup> Sr	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>																																																																																																																																		
<sup>131</sup> I	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>	<u>7.2×10<sup>6</sup></u>																																																																																																																																		
<sup>134</sup> Cs	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>																																																																																																																																		
<sup>137</sup> Cs	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>																																																																																																																																		
放出量合計 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>3.6×10<sup>8</sup></u>	<u>3.6×10<sup>8</sup></u>	<u>3.6×10<sup>8</sup></u>	<u>3.6×10<sup>8</sup></u>																																																																																																																																		
<sup>3</sup> H	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>																																																																																																																																		
核種	1号炉 <sup>※1</sup>	2号炉	3号炉	4号炉																																																																																																																																		
<sup>51</sup> Cr	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																																																																		
<sup>54</sup> Mn	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>	1.4×10 <sup>8</sup>																																																																																																																																		
<sup>59</sup> Fe	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																																																																		
<sup>58</sup> Co	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																																																																		
<sup>60</sup> Co	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>8</sup>																																																																																																																																		
<sup>89</sup> Sr	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																																																																		
<sup>90</sup> Sr	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>	3.6×10 <sup>6</sup>																																																																																																																																		
<sup>131</sup> I	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>	<u>~0</u>																																																																																																																																		
<sup>134</sup> Cs	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>	1.8×10 <sup>7</sup>																																																																																																																																		
<sup>137</sup> Cs	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>	2.9×10 <sup>7</sup>																																																																																																																																		
放出量合計 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>3.0×10<sup>8</sup></u>	<u>3.0×10<sup>8</sup></u>	<u>3.0×10<sup>8</sup></u>	<u>3.0×10<sup>8</sup></u>																																																																																																																																		
<sup>3</sup> H	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>	3.6×10 <sup>10</sup>																																																																																																																																		

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
3-24	添付書類三 第3-2-5表 解体工事準備期間中ににおける放射性液体廃棄物の放出管理目標値	<p>第3-2-5表 解体工事準備期間中ににおける放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位:Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (<sup>3</sup>Hを除く。)</td> <td><u>1.4×10<sup>9</sup></u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>	放射性液体廃棄物 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>1.4×10<sup>9</sup></u>	<p>第3-2-5表 解体工事準備期間中ににおける放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位:Bq/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (<sup>3</sup>Hを除く。)</td> <td><u>1.2×10<sup>9</sup></u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>	放射性液体廃棄物 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>1.2×10<sup>9</sup></u>	・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>											
放射性液体廃棄物 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>1.4×10<sup>9</sup></u>											
項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>											
放射性液体廃棄物 ( <sup>3</sup> Hを除く。)	<u>1.2×10<sup>9</sup></u>											

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																												
3-29	添付書類三 第3-2-9 表 放射性液 体廃棄物中に 含まれるよう 素に起因する 実効線量	<p>第3-2-9表 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 (単位: <math>\mu</math> Sv/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年令 グループ</th> <th colspan="2">放射性液体廃棄物中に含まれるよ う素に起因する実効線量</th> </tr> <tr> <th>海藻類を摂取す る場合</th> <th>海藻類を摂取し ない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号, 2号, 3号及び4号炉</td> <td>成人 <u>約 <math>7.0 \times 10^{-3}</math></u></td> <td>約 <math>6.8 \times 10^{-3}</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td>幼児 <u>約 <math>2.1 \times 10^{-2}</math></u></td> <td>約 <math>1.6 \times 10^{-2}</math></td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>乳児 <u>約 <math>2.6 \times 10^{-2}</math></u></td> <td>約 <math>1.2 \times 10^{-2}</math></td> </tr> </tbody> </table>	年令 グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよ う素に起因する実効線量		海藻類を摂取す る場合	海藻類を摂取し ない場合	1号, 2号, 3号及び4号炉	成人 <u>約 <math>7.0 \times 10^{-3}</math></u>	約 $6.8 \times 10^{-3}$		幼児 <u>約 <math>2.1 \times 10^{-2}</math></u>	約 $1.6 \times 10^{-2}$	(合計)	乳児 <u>約 <math>2.6 \times 10^{-2}</math></u>	約 $1.2 \times 10^{-2}$	<p>第3-2-9表 放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 (単位: <math>\mu</math> Sv/y)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年令 グループ</th> <th colspan="2">放射性液体廃棄物中に含まれるよ う素に起因する実効線量</th> </tr> <tr> <th>海藻類を摂取す る場合</th> <th>海藻類を摂取し ない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号, 2号, 3号及び4号炉</td> <td>成人 <u>~0</u></td> <td>~0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幼児 <u>~0</u></td> <td>~0</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>乳児 <u>~0</u></td> <td>~0</td> </tr> </tbody> </table>	年令 グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよ う素に起因する実効線量		海藻類を摂取す る場合	海藻類を摂取し ない場合	1号, 2号, 3号及び4号炉	成人 <u>~0</u>	~0		幼児 <u>~0</u>	~0	(合計)	乳児 <u>~0</u>	~0	・放射性液体廃棄物の 放出量を現実的な評価 に見直し
年令 グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよ う素に起因する実効線量																															
	海藻類を摂取す る場合	海藻類を摂取し ない場合																														
1号, 2号, 3号及び4号炉	成人 <u>約 <math>7.0 \times 10^{-3}</math></u>	約 $6.8 \times 10^{-3}$																														
	幼児 <u>約 <math>2.1 \times 10^{-2}</math></u>	約 $1.6 \times 10^{-2}$																														
(合計)	乳児 <u>約 <math>2.6 \times 10^{-2}</math></u>	約 $1.2 \times 10^{-2}$																														
年令 グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよ う素に起因する実効線量																															
	海藻類を摂取す る場合	海藻類を摂取し ない場合																														
1号, 2号, 3号及び4号炉	成人 <u>~0</u>	~0																														
	幼児 <u>~0</u>	~0																														
(合計)	乳児 <u>~0</u>	~0																														

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																
3-30	添付書類三 第3-2-10表 平常時における実効線量	<p>第3-2-10表 平常時における実効線量 (単位: <math>\mu</math> Sv/y)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>実効線量</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量</td> <td>約4.3</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量</td> <td>約0.03</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約4.3</td> </tr> </table>		実効線量	放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量	約4.3	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	約0.03	合 計	約4.3	<p>第3-2-10表 平常時における実効線量 (単位: <math>\mu</math> Sv/y)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>実効線量</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量</td> <td>約2.6</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量</td> <td>～0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約2.6</td> </tr> </table>		実効線量	放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量	約2.6	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	～0	合 計	約2.6	・放射性液体廃棄物の放出量を現実的な評価に見直し
	実効線量																			
放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量	約4.3																			
放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	約0.03																			
合 計	約4.3																			
	実効線量																			
放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く。）による実効線量	約2.6																			
放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量	～0																			
合 計	約2.6																			

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-2 6-3	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能	<p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a.核燃料物質取扱設備</p> <p>核燃料物質取扱設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二.核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ)核燃料物質取扱設備の構造」に示す「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>核燃料物質取扱設備のうち燃料取替機、原子炉建家クレーンが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a)燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること</p> <p>(b)燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること</p> <p>核燃料物質取扱設備のうちキャスク除染装置が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a)使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-2表に示す。</p>	<p>(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a.核燃料物質取扱設備</p> <p>核燃料物質取扱設備の所要の性能を満足するため、原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 二.核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ)核燃料物質取扱設備の構造」に示す「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p><u>また、使用済燃料を構内輸送するため、「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持対象とする。</u></p> <p>核燃料物質取扱設備のうち燃料取替機、原子炉建家クレーンが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a)燃料集合体を取扱い中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること</p> <p>(b)燃料集合体の取扱い中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること</p> <p>核燃料物質取扱設備のうちキャスク除染装置が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a)使用済燃料輸送容器を除染する場所として、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p><u>核燃料物質取扱設備のうち使用済燃料輸送容器が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</u></p> <p><u>(a)使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-2表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質取扱設備の機能を追記</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質取扱設備の性能を追記</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-3 6-4	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備 核燃料物質貯蔵設備の所要の性能を満足するため, 原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ)核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に示す「臨界防歯機能」, 「放射線遮蔽機能」, 「<u>水位監視機能</u>」, 「漏えい監視機能」, 「冷却净化機能」及び「燃料プール水補給機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>なお, 使用済燃料貯蔵設備のうち燃料プール冷却净化系については, 廃止措置段階では, 貯蔵されている使用済燃料は十分冷えているため, 設備の故障時の対応に時間的余裕が十分にあること及び運転中から燃料プール冷却净化系に多重性は要求されていないことから, 機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。</p> <p>新燃料貯蔵施設が維持すべき機能ごとに, その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a)燃料集合体等が<u>臨界に達する</u>変形等有意な<u>欠陥</u>がない状態であること</p> <p>使用済燃料貯蔵設備が維持すべき機能ごとに, その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a)放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</p> <p>(b)燃料集合体等が<u>臨界に達する</u>変形等有意な<u>欠陥</u>がない状態であること</p> <p>(c)使用済燃料プールの水位を監視し, 水位高及び低の警報が発信できる状態であること</p> <p>(d)使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し, 水位高の警報が発信できる状態であること</p> <p>(e)使用済燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること</p> <p>(f)使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩器に通水できる状態であること</p>	<p>1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備 核燃料物質貯蔵設備の所要の性能を満足するため, 原子炉設置許可申請書本文の「五、原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備 二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (ロ)核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に示す「臨界防歯機能」, 「放射線遮蔽機能」, 「<u>水位及び漏えいの監視機能</u>」, 「冷却净化機能」及び「燃料プール水補給機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>なお, 使用済燃料貯蔵設備のうち燃料プール冷却净化系については, 廃止措置段階では, 貯蔵されている使用済燃料は十分冷えているため, 設備の故障時の対応に時間的余裕が十分にあること及び運転中から燃料プール冷却净化系に多重性は要求されていないことから, 機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。</p> <p>新燃料貯蔵施設が維持すべき機能ごとに, その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a)燃料集合体等の<u>臨界防止に影響するような</u>変形等有意な<u>損傷</u>がない状態であること</p> <p>使用済燃料貯蔵設備が維持すべき機能ごとに, その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a)放射線障害の防止に影響する有意な損傷がない状態であること</p> <p>(b)燃料集合体等の<u>臨界防止に影響するような</u>変形等有意な<u>損傷</u>がない状態であること</p> <p>(c)使用済燃料プールの水位を監視し, 水位高及び低の警報が発信できる状態であること</p> <p>(d)使用済燃料プール内張りからの漏えいを監視し, 水位高の警報が発信できる状態であること</p> <p>(e)使用済燃料プール水の冷却が可能な運転状態であること</p> <p>(f)使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料プール水をろ過脱塩器に通水できる状態であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (新燃料貯蔵施設及び使用済燃料貯蔵施設の性能について, 性能維持施設そのものに有意な損傷がない状態であることを明確化)</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-4	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>復水貯蔵タンクが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6-1-3 表に示す。</p> <p>なお、使用済燃料を 1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している期間において、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故等対処設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「添付書類六「1. 性能維持施設に必要な機能及び性能」の追補」にて補足する。</p>	<p>復水貯蔵タンクが維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6-1-3 表に示す。</p> <p>なお、使用済燃料を 1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している期間において、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故等対処設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「添付書類六「1. 性能維持施設に必要な機能及び性能」の追補」にて補足する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（復水貯蔵タンクの性能を見直し）</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-6	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中も放射性気体廃棄物を処理するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-4表に示す。</p> <p>b. 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出するため、性状に応じた「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく、</u>亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>(b) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく、</u>廃液濃縮処理が可能であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-5表に示す。</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中も放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持対象とする。</p>	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中も放射性気体廃棄物を処理するため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 排気筒以外から気体状の放射性廃棄物を放出する亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-4表に示す。</p> <p>b. 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出するため、性状に応じた「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>内包する物質が漏えいするような</u>亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>(b) 廃液濃縮処理が可能であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-5表に示す。</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中も放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵するため、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p><u>また、使用済制御棒等を構内輸送するため、「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持対象とする。</u></p>	<p>・記載の適正化（液体廃棄物の廃棄設備の性能を見直し）</p> <p>・固体廃棄物の廃棄設備の機能を追記</p>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-6	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</u></p> <p>(b) 雜固体廃棄物の固化が可能な状態であること</p> <p>(c) 雜固体廃棄物の圧縮減容が可能な状態であること</p> <p>(d) 濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な状態であること</p> <p>(e) 雜固体廃棄物の焼却が可能な状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-6表に示す。</p>	<p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>内包する物質が漏えいするような亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</u></p> <p>(b) 雜固体廃棄物の固化が可能な状態であること</p> <p>(c) 雜固体廃棄物の圧縮減容が可能な状態であること</p> <p>(d) 濃縮洗濯廃液の乾燥が可能な状態であること</p> <p>(e) 雜固体廃棄物の焼却が可能な状態であること</p> <p><u>(f) 使用済制御棒等の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-6表に示す。</p>	<p>・記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能を見直し）</p>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-10	添付書類六	(5)解体中に必要なその他の施設	(5)解体中に必要なその他の施設	
6-11	1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>a. 換気空調系</p> <p>廃止措置期間中も核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業、施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性があるため、「換気機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>なお、換気設備については、廃止措置段階では、設備故障時には立入りを制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、原子炉建家原子炉棟換気空調系給気ファン及び排気ファン、タービン建家換気空調系運転床換気系給気ファン及び排気ファン、タービン建家換気空調系運転床外換気系給気ファン及び排気ファン、廃棄物処理建家換気空調系ランドリ・センタ換気系給気ファン及び排気ファン、活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家換気空調系給気ファン及び排気ファン、サイトバンカ建屋換気空調系給気ファンの台数は1台である。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-12表に示す。</p>	<p>a. 換気空調系</p> <p>廃止措置期間中も核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業、施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性があるため、「換気機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>なお、換気設備については、廃止措置段階では、設備故障時には立入りを制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、原子炉建家原子炉棟換気空調系給気ファン及び排気ファン、タービン建家換気空調系運転床換気系給気ファン及び排気ファン、タービン建家換気空調系運転床外換気系給気ファン及び排気ファン、廃棄物処理建家換気空調系ランドリ・センタ換気系給気ファン及び排気ファン、<u>原子炉建家付属棟廃棄物受けタンク室換気空調系給気ファン及び排気ファン</u>、活性炭式希ガス・ホールドアップ装置建家換気空調系給気ファン及び排気ファン、サイトバンカ建屋換気空調系給気ファンの台数は1台である。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <u>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-12表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化（換気空調系の性能について、フィルタを含めた換気系としての性能に見直し）</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-11	添付書類六	b. 非常用電源設備	b. 非常用電源設備	
6-12	1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上商用電源が喪失した際ににおいても冷却を行う必要がある。また、商用電源を喪失した際ににおいても作業者が廃止措置対象施設内から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため、商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却及び非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>非常用電源設備のうち ディーゼル発電機については、廃止措置段階では、事故時等プラントを安全に停止するために必要な補機への電源を供給する必要はないこと及び貯蔵されている燃料は十分に冷えており、使用済燃料プールを緊急に冷却する必要はないことから、機能及び性能を維持するために必要な台数は1号、2号、3号及び4号炉共用で2台である。また、ディーゼル発電機が必要な場合においても時間的余裕があるため、自動起動機能と自動給電機能は維持しない。</p> <p>非常用電源設備のうち ディーゼル発電機が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設（<u>使用済燃料の冷却のために必要な設備等</u>）へ電源を供給できる状態であること</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池については、廃止措置段階では、プラントが停止しているため、非常用油ポンプ等の非常用動力負荷等に電力を供給する必要はない。また、蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、機能及び性能を維持するために必要な台数は1組である。</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設（<u>使用済燃料の冷却のために必要な設備等</u>）へ電源を供給できる状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-13表に示す。</p>	<p>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上商用電源が喪失した際ににおいても冷却を行う必要がある。また、商用電源を喪失した際ににおいても作業者が廃止措置対象施設内から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため、商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却及び非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>非常用電源設備のうち<b>非常用</b>ディーゼル発電機については、廃止措置段階では、事故時等プラントを安全に停止するために必要な補機への電源を供給する必要はないこと及び貯蔵されている燃料は十分に冷えており、使用済燃料プールを緊急に冷却する必要はないことから、機能及び性能を維持するために必要な台数は1号、2号、3号及び4号炉共用で2台である。また、<b>非常用</b>ディーゼル発電機が必要な場合においても時間的余裕があるため、自動起動機能と自動給電機能は維持しない。</p> <p>非常用電源設備のうち<b>非常用</b>ディーゼル発電機が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <b>非常用高圧母線に接続している</b>性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池については、廃止措置段階では、プラントが停止しているため、非常用油ポンプ等の非常用動力負荷等に電力を供給する必要はない。また、蓄電池から電源を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、機能及び性能を維持するために必要な台数は1組である。</p> <p>非常用電源設備のうち蓄電池が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) <b>直流電源母線に接続している</b>性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-13表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-13	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能(つづき)	<p>c. 補機冷却系</p> <p>b. で記載したとおり、廃止措置の安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要であるため、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却に必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>廃止措置段階では、事故時等プラントを安全に停止するための補機を冷却する必要はないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えていることから、多重性の要求はないため、機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。また、当該設備が必要な場合においても、時間的余裕があるため、原子炉補機冷却系第一中間ループ循環ポンプ及び第二中間ループ循環ポンプ、原子炉補機冷却系海水ポンプの自動起動機能は維持しない。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設 <u>(燃料プール冷却浄化系)</u> へ冷却水を供給できる状態であること</p> <p><u>(b) 性能維持施設 (原子炉補機冷却系第一中間ループ) へ冷却水を供給できる状態であること</u></p> <p><u>(c) 性能維持施設 (原子炉補機冷却系二次熱交換器) へ海水を供給できる状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-14表に示す。</p>	<p>c. 補機冷却系</p> <p>b. で記載したとおり、廃止措置の安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要であるため、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）の冷却に必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持対象とする。</p> <p>廃止措置段階では、事故時等プラントを安全に停止するための補機を冷却する必要はないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えていることから、多重性の要求はないため、機能及び性能を維持するために必要な系統数は1系統である。また、当該設備が必要な場合においても、時間的余裕があるため、原子炉補機冷却系第一中間ループ循環ポンプ及び第二中間ループ循環ポンプ、原子炉補機冷却系海水ポンプの自動起動機能は維持しない。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>(a) 性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること</p> <p><u>(b) 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること</u></p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第6-1-14表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（補機冷却系の性能について、供給先を限定した記載を見直し）</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-16	添付書類六 1. 性能維持施設に必要な機能及び性能 (つづき)	<p>(8) 消火装置</p> <p>廃止措置期間中も火気作業や可燃物を取り扱うため、「消火機能」を有する設備を維持対象とする。また、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じるため、火災防護のための措置を定め、実施する。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>a. 消火栓から放水できる状態であること</p> <p>b. <u>著しい漏えい又はその形跡がなく、亀裂、変形等有意な欠陥がない</u>状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6-1-16 表に示す。</p>	<p>(8) 消火装置</p> <p>廃止措置期間中も火気作業や可燃物を取り扱うため、「消火機能」を有する設備を維持対象とする。また、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じるため、火災防護のための措置を定め、実施する。</p> <p>当該性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等は以下のとおりである。</p> <p>a. 消火栓から放水できる状態であること</p> <p>b. <u>内包する物質が漏えいするような</u>亀裂、変形等有意な欠陥がない状態であること</p> <p>上記機能及び性能を有する具体的な性能維持施設を第 6-1-16 表に示す。</p>	・記載の適正化（消火装置の性能を見直し）

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-17	添付書類六 2. 性能維持施設の維持すべき期間	<p>2. 性能維持施設の維持すべき期間 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a.核燃料物質取扱設備 新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにこれらの性能については、1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-2表に示すとおりである。</p> <p>b.核燃料物質貯蔵設備 使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「<u>放射線遮蔽機能</u>」、「<u>水位監視機能</u>」、「<u>漏えい監視機能</u>」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」並びにこれらの性能については、1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能については、1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-3表に示すとおりである。</p>	<p>2. 性能維持施設の維持すべき期間 (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a.核燃料物質取扱設備 新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにこれらの性能については、1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p><u>使用済燃料を構内輸送するために必要な「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」並びにこれらの性能については、使用済燃料の構内輸送が完了するまで維持する。</u></p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-2表に示すとおりである。</p> <p>b.核燃料物質貯蔵設備 使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」並びにこれらの性能については、1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持し、「<u>放射線遮蔽機能</u>」及び「<u>水位及び漏えいの監視機能</u>」並びにこれらの性能については、1号炉に貯蔵している使用済燃料及び使用済制御棒の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能については、1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-3表に示すとおりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質取扱設備の機能、性能及び性能維持期間を追記</li> <li>記載の適正化（核燃料物質貯蔵設備の性能維持期間を見直し）</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-18	添付書類六 2. 性能維持施設の維持すべき期間 (つづき)	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」並びにこれらの性能については、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>ただし、固体廃棄物貯蔵庫の「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能については、貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-6表に示すとおりである。</p>	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能については、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持し、「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」及び性能については、貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで維持する。</p> <p>ただし、固体廃棄物貯蔵庫の「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能については、貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで維持する。</p> <p><u>使用済制御棒等の構内輸送のために必要な「放射線遮蔽機能」及び性能については、使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで維持する。</u></p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-6表に示すとおりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能維持期間を見直し）</li> <li>固体廃棄物の廃棄設備の機能、性能及び性能維持期間を追記</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-20	添付書類六 2. 性能維持施設の維持すべき期間 (つづき)	<p>(5)解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気空調系</p> <p>管理区域内の空気を浄化し、換気する「換気機能」及び性能については、各建家の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-12表に示すとおりである。</p> <p>b. 非常用電源設備</p> <p>商用電源喪失時に安全確保上必要なディーゼル発電機の「電源供給機能」及び性能については、使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>蓄電池の「電源供給機能」及び性能については、<u>1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了</u>するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-13表に示すとおりである。</p>	<p>(5)解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気空調系</p> <p>管理区域内の空気を浄化し、換気する「換気機能」及び性能については、各建家の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-12表に示すとおりである。</p> <p>b. 非常用電源設備</p> <p>商用電源喪失時に安全確保上必要な<b>非常用</b>ディーゼル発電機の「電源供給機能」及び性能については、使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>蓄電池の「電源供給機能」及び性能については、<u>各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了</u>するまで維持する。</p> <p>上記機能及び性能を維持すべき期間は、第6-1-13表に示すとおりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> <li>記載の適正化（蓄電池の性能維持期間を見直し）</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前		補正後	理由
6-23	添付書類六 第 6-1-2 表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	すべき機能・維持すべき期間	すべき機能・維持すべき期間	すべき機能・維持すべき期間	・核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設、機能及び維持期間を追記
第 6-1-2 表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間					
	機 能	設備 (建家) 名称	維持期間		
第 6-1-2 表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間					
	燃料取扱機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内） キヤスク除染装置（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		
	臨界防上機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内）			
	燃料落下防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内）			
第 6-1-2 表 核燃料物質取扱設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間					
	機 能	設備 (建家) 名称	維持期間		
	燃料取扱機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内） キヤスク除染装置（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		
	臨界防上機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） <span style="color: red;">使用済燃料輸送容器</span>	<span style="color: red;">使用済燃料の構内輸送が完了するまで</span>		
	燃料落下防止機能	燃料取替機（1号炉原子炉建家原子炉棟内） 原子炉建家クーン（1号炉原子炉建家原子炉棟内）	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		
	除熱機能 密封機能 放射線遮蔽機能	<span style="color: red;">使用済燃料輸送容器</span>	<span style="color: red;">使用済燃料の構内輸送が完了するまで</span>		

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前		補正後	理由
6-24	添付書類六 第 6 - 1 - 3 表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	新燃料貯蔵施設	1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	・記載の適正化（使用済燃料貯蔵設備の性能維持期間を見直し）
第 6 - 1 - 3 表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間					
機能	設備 (建家) 名称	維持期間			
臨界防止機能	新燃料貯蔵施設	1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで			
放射線遮蔽機能	使用済燃料プール	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで			
水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プール水位を監視する設備	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで			
冷却浄化機能	使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで			
燃料プール水補給機能	燃料プール冷却浄化系 ポンプ 燃料プール冷却浄化系 热交換器 燃料プール冷却浄化系 ロ過脱塩装置 燃料プール冷却浄化系 ポンプ 燃料プール冷却浄化系 热交換器 燃料プール冷却浄化系 ロ過脱塩装置 復水貯蔵タンク (補給水ラインを含む。)	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで			
第 6 - 1 - 3 表 核燃料物質貯蔵設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間					
機能	設備 (建家) 名称	維持期間			
臨界防止機能	新燃料貯蔵施設	1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで			
放射線遮蔽機能	使用済燃料プール	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで			
水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料プール水位を監視する設備	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで			
冷却浄化機能	使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで			
燃料プール水補給機能	燃料プール冷却浄化系 ポンプ 燃料プール冷却浄化系 热交換器 燃料プール冷却浄化系 ロ過脱塩装置 燃料プール冷却浄化系 ポンプ 燃料プール冷却浄化系 热交換器 燃料プール冷却浄化系 ロ過脱塩装置 復水貯蔵タンク (補給水ラインを含む。)	1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで			

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																			
6-26	添付書類六 第 6-1-6 表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間 に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設備(建家)名称</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>使用済樹脂槽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫</td> <td>貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td>固化装置</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乾燥装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 6-1-6 表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設備(建家)名称</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>使用済樹脂槽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系沈降分離槽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系受けタンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系受けタンク</td> <td>貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで</td> </tr> <tr> <td>復水浄化系沈降分離槽</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復水浄化系受けタンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮廃液タンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮洗濯廃液タンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サイトバンカ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫</td> <td>貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td>固化装置</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>減容装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乾燥装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑固体廃棄物焼却設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物搬送機能</td> <td>使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 6-1-6 表 固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p>	機能	設備(建家)名称	維持期間	放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽		原子炉冷却材浄化系受けタンク		燃料プール冷却浄化系受けタンク	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	復水浄化系沈降分離槽		復水浄化系受けタンク		濃縮廃液タンク		濃縮洗濯廃液タンク		サイトバンカ		固体廃棄物貯蔵庫	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで	放射性廃棄物処理機能	固化装置	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	減容装置		乾燥装置		雑固体廃棄物焼却設備		機能	設備(建家)名称	維持期間	放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽		原子炉冷却材浄化系沈降分離槽		原子炉冷却材浄化系受けタンク		燃料プール冷却浄化系受けタンク	貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで	復水浄化系沈降分離槽		復水浄化系受けタンク		濃縮廃液タンク		濃縮洗濯廃液タンク		サイトバンカ		固体廃棄物貯蔵庫	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで	放射性廃棄物処理機能	固化装置	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	減容装置		乾燥装置		雑固体廃棄物焼却設備		放射性廃棄物搬送機能	使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（固体廃棄物の廃棄設備の性能維持期間を見直し）</li> <li>固体廃棄物の廃棄設備に係る性能維持施設、機能及び維持期間を追記</li> </ul>
機能	設備(建家)名称	維持期間																																																																					
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽																																																																						
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽																																																																						
	原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																						
	燃料プール冷却浄化系受けタンク	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																					
	復水浄化系沈降分離槽																																																																						
	復水浄化系受けタンク																																																																						
	濃縮廃液タンク																																																																						
	濃縮洗濯廃液タンク																																																																						
	サイトバンカ																																																																						
	固体廃棄物貯蔵庫	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで																																																																					
放射性廃棄物処理機能	固化装置	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																					
	減容装置																																																																						
	乾燥装置																																																																						
	雑固体廃棄物焼却設備																																																																						
機能	設備(建家)名称	維持期間																																																																					
放射性廃棄物貯蔵機能	使用済樹脂槽																																																																						
	原子炉冷却材浄化系沈降分離槽																																																																						
	原子炉冷却材浄化系受けタンク																																																																						
	燃料プール冷却浄化系受けタンク	貯蔵している放射性固体廃棄物の取出しが完了するまで																																																																					
	復水浄化系沈降分離槽																																																																						
	復水浄化系受けタンク																																																																						
	濃縮廃液タンク																																																																						
	濃縮洗濯廃液タンク																																																																						
	サイトバンカ																																																																						
	固体廃棄物貯蔵庫	貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまで																																																																					
放射性廃棄物処理機能	固化装置	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																					
	減容装置																																																																						
	乾燥装置																																																																						
	雑固体廃棄物焼却設備																																																																						
放射性廃棄物搬送機能	使用済制御棒等の構内輸送が完了するまで																																																																						

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																		
6-31	添付書類六 第 6-1-1 3 表 非常用 電源設備に係 る性能維持施 設の維持すべ き機能・維持す べき期間	<p>第 6-1-1 3 表 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄電池 (所内用)</td> <td><u>1号炉に貯蔵している使用済燃 料の搬出が完了するまで</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備 (建家) 名称	維持期間	電源供給機能	ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するまで		蓄電池 (所内用)	<u>1号炉に貯蔵している使用済燃 料の搬出が完了するまで</u>	<p>第 6-1-1 3 表 非常用電源設備に係る性能維持施設の維持すべき機能・維持すべき期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源供給機能</td> <td><u>非常用</u>ディーゼル発電機</td> <td>使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄電池 (所内用)</td> <td><u>建家の各エリアに設置され いる設備の供用が終了するまで</u></td> </tr> </tbody> </table>	機能	設備 (建家) 名称	維持期間	電源供給機能	<u>非常用</u> ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するまで		蓄電池 (所内用)	<u>建家の各エリアに設置され いる設備の供用が終了するまで</u>	・記載の適正化（蓄電池 の性能維持期間を見直 し）
機能	設備 (建家) 名称	維持期間																				
電源供給機能	ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するまで																				
	蓄電池 (所内用)	<u>1号炉に貯蔵している使用済燃 料の搬出が完了するまで</u>																				
機能	設備 (建家) 名称	維持期間																				
電源供給機能	<u>非常用</u> ディーゼル発電機	使用済燃料の搬出が完了するまで																				
	蓄電池 (所内用)	<u>建家の各エリアに設置され いる設備の供用が終了するまで</u>																				

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6 追補- 11	添付書類六 (追 補) 2. 使用済燃料 プール水大規 模漏えい時の 使用済燃料の 健全性につい て	<p>2. 1. 3. 燃料被覆管表面温度の計算 c. 燃料被覆管表面温度計算</p> <p>管内層流における気体単相の <math>Nu</math> 数 (熱流束一定) を,</p> $Nu = 4.36 = \frac{h_a d_{eh}}{k_a} \quad (15)$ <p>として, 熱伝達係数 <math>h_a</math> は,</p> $h_a = \frac{k_a}{d_{eh}} \times 4.36 \quad (16)$ <p>のように求められる。</p> <p>燃料集合体 1 体の発熱量 <math>Q</math> (W) から,</p> $q'' = \frac{Q}{L_h L} \quad (\text{W/m}^2) \quad (17)$ <p>また, ピーキング係数の最大値を <math>PF</math> として,</p> $q'' = q'' \times PF \quad (\text{W/m}^2) \quad (18)$	<p>2. 1. 3. 燃料被覆管表面温度の計算 c. 燃料被覆管表面温度計算</p> <p>管内層流における気体単相の <math>Nu</math> 数 (熱流束一定) を,</p> $Nu = 4.36 = \frac{h_a d_{eh}}{k_a} \quad (15)$ <p>として, 熱伝達係数 <math>h_a</math> は,</p> $h_a = \frac{k_a}{d_{eh}} \times 4.36 \quad (16)$ <p>のように求められる。</p> <p>燃料集合体 1 体の発熱量 <math>Q</math> (W) から,</p> $Q'' = \frac{Q}{L_h L} \quad (\text{W/m}^2) \quad (17)$ <p>また, ピーキング係数の最大値を <math>PF</math> として,</p> $q'' = Q'' \times PF \quad (\text{W/m}^2) \quad (18)$	• 記載の適正化

頁	補正箇所	補正前		補正後	理由
6 追補-16	添付書類六(追補) 第4表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠(2/2)				・記載の適正化(伝熱計算用流路面積の値の追加、熱の等価直径の値及び算出式を見直し)
第4表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠(2/2)					
② 自然対流熱伝達の計算	計算手順	主要な入力パラメータ 燃料集合体1体の発熱量 $Q$	値 約 321 W	根拠 ORIGIN 2. 2 により崩壊熱を計算(令和2年2月1日時点)	
	流路面積 $A$	<input type="text"/>	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積一(燃料棒+ウォーターチャンネル)に囲まれる面積	
	流れの等価直径 $d_{ef}$	<input type="text"/>	<input type="text"/>	$d_{ef} = 4A/L_f$ ( $A$ と摩擦損失計算用濡れ縁長さ $L_f$ より算出)	
	局所圧力損失係数 $\zeta$	<input type="text"/>	<input type="text"/>	単相での燃料集合体局所圧損係数( $=k$ (下部タイプレート) + $k$ (スペーサ) $\times 7+k$ (上部タイプレート))を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定	
	熱の等価直径 $d_{eh}$	<input type="text"/>	<input type="text"/>	$d_{eh} = 4A/L_h$ ( $A$ と伝熱計算用濡れ縁長さ $L_h$ より算出)	
	発熱長さ $L$	<input type="text"/>	<input type="text"/>	燃料棒有効長を設定	
③ 燃料被覆管表面温度計算	ピーキング係数 $PF$	2.30		最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定	
	第4表 燃料健全性評価における主要な入力パラメータの値と根拠(2/2)				
	計算手順	主要な入力パラメータ 燃料集合体1体の発熱量 $Q$	値 約 321 W	根拠 ORIGIN 2. 2 により崩壊熱を計算(令和2年2月1日時点)	
② 自然対流熱伝達の計算	摩擦損失計算用流路面積 $A$	<input type="text"/>	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積一(燃料棒+ウォーターロックド)に囲まれる面積	
	流れの等価直径 $d_{ef}$	<input type="text"/>	<input type="text"/>	$d_{ef} = 4A/L_f$ ( $A$ と摩擦損失計算用濡れ縁長さ $L_f$ より算出)	
	局所圧力損失係数 $\zeta$	<input type="text"/>	<input type="text"/>	単相での燃料集合体局所圧損係数( $=k$ (下部タイプレート) + $k$ (スペーサ) $\times 7+k$ (上部タイプレート))を基に計算流路全体の局所圧損係数を設定	
	伝熱計算用流路面積 $A'$	<input type="text"/>	<input type="text"/>	チャンネルボックスに囲まれる面積	
	熱の等価直径 $d_{eh}$	<input type="text"/>	<input type="text"/>	$d_{eh} = 4A'/L_h$ ( $A'$ と伝熱計算用濡れ縁長さ $L_h$ より算出)	
	発熱長さ $L$	<input type="text"/>	<input type="text"/>	燃料棒有効長を設定	
③ 燃料被覆管表面温度計算	ピーキング係数 $PF$	2.30		最大線出力密度と炉心平均線出力密度の比を設定	

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6 追補- 27	添付書類六(追 補)  4.3. 使用済燃料プールから のスカイシャイン線による 実効線量評価結果	<p>4.3. 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果</p> <p>使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し、使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して、スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果、評価地点において約 <math>42 \mu\text{Sv/h}</math> であり、保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分に確保できることから、周辺公衆への放射線被ばくの影響は小さい。</p>	<p>4.3. 使用済燃料プールからのスカイシャイン線による実効線量評価結果</p> <p>使用済燃料プールの使用済燃料の全放射能強度を考慮し、使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した状態を想定して、スカイシャイン線による周辺公衆の実効線量を評価した結果、評価地点において約 <math>42 \mu\text{Sv/h}</math> であり、保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分に確保できることから、周辺公衆への放射線被ばくの影響は小さい。</p> <p><u>また、スカイシャイン線に対する遮蔽効果を確認するため、原子炉建家の燃料取替床以上の部分の遮蔽効果を考慮せず評価した場合は約 <math>140 \mu\text{Sv/h}</math> である。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建家の遮蔽効果を考慮しない場合の実効線量の評価結果を追記</li> </ul>

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前			補正後			理由
6 追補- 28	添付書類六 (追補) 第1表 線源 強度の設定条 件	第1表 線源強度の設定条件	仕様	9×9燃料	第1表 線源強度の設定条件	仕様	9×9燃料	・記載の適正化

福島第二原子力発電所 1号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																										
6 追補- 29	添付書類六 (追 補) 第 2 表 スカ イシャイン線 の評価条件	<p>第 2 表 スカイシャイン線の評価条件</p> <table border="1"> <tr> <td>遮蔽材</td> <td>原子炉建家: コンクリート (天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート) 地面: コンクリート (<math>\gamma</math>線の地表面からの反射・吸収を考慮する) 使用済燃料: 二酸化ウラン, ジルカロイ (被覆管, チャンネルボックス) 使用済制御棒: <u>ボロン・カーバイト</u>, ハフニウム, ステンレス鋼 その他: 空気</td> </tr> <tr> <td>検出器</td> <td>ポイントディテクタエスティメータ (評価地点高さ +1.5m)</td> </tr> <tr> <td>ライブラリ</td> <td>MCPLIB84</td> </tr> <tr> <td><math>\gamma</math>線束一線量換算係数</td> <td>ICRP Pub. 74</td> </tr> <tr> <td><math>\gamma</math>線輸送の物理モデル</td> <td>ボルツマン方程式</td> </tr> <tr> <td><math>\gamma</math>線の輸送下限</td> <td>1 keV</td> </tr> <tr> <td><math>\gamma</math>線発生数</td> <td>2 千万個以上</td> </tr> <tr> <td>分散低減法</td> <td>Weight window 法</td> </tr> <tr> <td>計算収束方法</td> <td>Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減</td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>評価結果の統計誤差 (<math>1\sigma</math>) が 5 %未満で, <u>収束に関する警告数の少ない</u> 計算結果を選定</td> </tr> </table>	遮蔽材	原子炉建家: コンクリート (天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート) 地面: コンクリート ( $\gamma$ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する) 使用済燃料: 二酸化ウラン, ジルカロイ (被覆管, チャンネルボックス) 使用済制御棒: <u>ボロン・カーバイト</u> , ハフニウム, ステンレス鋼 その他: 空気	検出器	ポイントディテクタエスティメータ (評価地点高さ +1.5m)	ライブラリ	MCPLIB84	$\gamma$ 線束一線量換算係数	ICRP Pub. 74	$\gamma$ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式	$\gamma$ 線の輸送下限	1 keV	$\gamma$ 線発生数	2 千万個以上	分散低減法	Weight window 法	計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減	判定基準	評価結果の統計誤差 ( $1\sigma$ ) が 5 %未満で, <u>収束に関する警告数の少ない</u> 計算結果を選定	<p>第 2 表 スカイシャイン線の評価条件</p> <table border="1"> <tr> <td>遮蔽材</td> <td>原子炉建家: コンクリート (天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート) 地面: コンクリート (<u>0. P. 0 m</u>より下の部分とし, <math>\gamma</math>線の地表面からの反射・吸収を考慮する) 使用済燃料: 二酸化ウラン, ジルカロイ (被覆管, チャンネルボックス) 使用済制御棒: <u>ボロン・カーバイト</u>, ハフニウム, ステンレス鋼 その他: 空気</td> </tr> <tr> <td>検出器</td> <td>ポイントディテクタエスティメータ (評価地点高さ +1.5m)</td> </tr> <tr> <td>ライブラリ</td> <td>MCPLIB84</td> </tr> <tr> <td><math>\gamma</math>線束一線量換算係数</td> <td>ICRP Pub. 74</td> </tr> <tr> <td><math>\gamma</math>線輸送の物理モデル</td> <td>ボルツマン方程式</td> </tr> <tr> <td><math>\gamma</math>線の輸送下限</td> <td>1 keV</td> </tr> <tr> <td><math>\gamma</math>線発生数</td> <td>2 千万個以上</td> </tr> <tr> <td>分散低減法</td> <td>Weight window 法</td> </tr> <tr> <td>計算収束方法</td> <td>Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減</td> </tr> <tr> <td>判定基準</td> <td>評価結果の統計誤差 (<math>1\sigma</math>) が 5 %未満で <u>あることに加え, 単調減少及び<math>1/\sqrt{N}</math>減少などの収束に関する警告の内容を総合的に勘案して</u> 計算結果を選定</td> </tr> <tr> <td>評価範囲</td> <td><u>原子炉建家中心の 0. P. 0 m を中心とした半径 5 km の球形の範囲</u></td> </tr> </table>	遮蔽材	原子炉建家: コンクリート (天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート) 地面: コンクリート ( <u>0. P. 0 m</u> より下の部分とし, $\gamma$ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する) 使用済燃料: 二酸化ウラン, ジルカロイ (被覆管, チャンネルボックス) 使用済制御棒: <u>ボロン・カーバイト</u> , ハフニウム, ステンレス鋼 その他: 空気	検出器	ポイントディテクタエスティメータ (評価地点高さ +1.5m)	ライブラリ	MCPLIB84	$\gamma$ 線束一線量換算係数	ICRP Pub. 74	$\gamma$ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式	$\gamma$ 線の輸送下限	1 keV	$\gamma$ 線発生数	2 千万個以上	分散低減法	Weight window 法	計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減	判定基準	評価結果の統計誤差 ( $1\sigma$ ) が 5 %未満で <u>あることに加え, 単調減少及び<math>1/\sqrt{N}</math>減少などの収束に関する警告の内容を総合的に勘案して</u> 計算結果を選定	評価範囲	<u>原子炉建家中心の 0. P. 0 m を中心とした半径 5 km の球形の範囲</u>	・記載の適正化
遮蔽材	原子炉建家: コンクリート (天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート) 地面: コンクリート ( $\gamma$ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する) 使用済燃料: 二酸化ウラン, ジルカロイ (被覆管, チャンネルボックス) 使用済制御棒: <u>ボロン・カーバイト</u> , ハフニウム, ステンレス鋼 その他: 空気																																													
検出器	ポイントディテクタエスティメータ (評価地点高さ +1.5m)																																													
ライブラリ	MCPLIB84																																													
$\gamma$ 線束一線量換算係数	ICRP Pub. 74																																													
$\gamma$ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式																																													
$\gamma$ 線の輸送下限	1 keV																																													
$\gamma$ 線発生数	2 千万個以上																																													
分散低減法	Weight window 法																																													
計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減																																													
判定基準	評価結果の統計誤差 ( $1\sigma$ ) が 5 %未満で, <u>収束に関する警告数の少ない</u> 計算結果を選定																																													
遮蔽材	原子炉建家: コンクリート (天井及び燃料取替床以上の側壁は軽量コンクリート) 地面: コンクリート ( <u>0. P. 0 m</u> より下の部分とし, $\gamma$ 線の地表面からの反射・吸収を考慮する) 使用済燃料: 二酸化ウラン, ジルカロイ (被覆管, チャンネルボックス) 使用済制御棒: <u>ボロン・カーバイト</u> , ハフニウム, ステンレス鋼 その他: 空気																																													
検出器	ポイントディテクタエスティメータ (評価地点高さ +1.5m)																																													
ライブラリ	MCPLIB84																																													
$\gamma$ 線束一線量換算係数	ICRP Pub. 74																																													
$\gamma$ 線輸送の物理モデル	ボルツマン方程式																																													
$\gamma$ 線の輸送下限	1 keV																																													
$\gamma$ 線発生数	2 千万個以上																																													
分散低減法	Weight window 法																																													
計算収束方法	Weight window parameter 評価のためのメッシュを適切に設定し誤差を低減																																													
判定基準	評価結果の統計誤差 ( $1\sigma$ ) が 5 %未満で <u>あることに加え, 単調減少及び<math>1/\sqrt{N}</math>減少などの収束に関する警告の内容を総合的に勘案して</u> 計算結果を選定																																													
評価範囲	<u>原子炉建家中心の 0. P. 0 m を中心とした半径 5 km の球形の範囲</u>																																													